

# 富山市

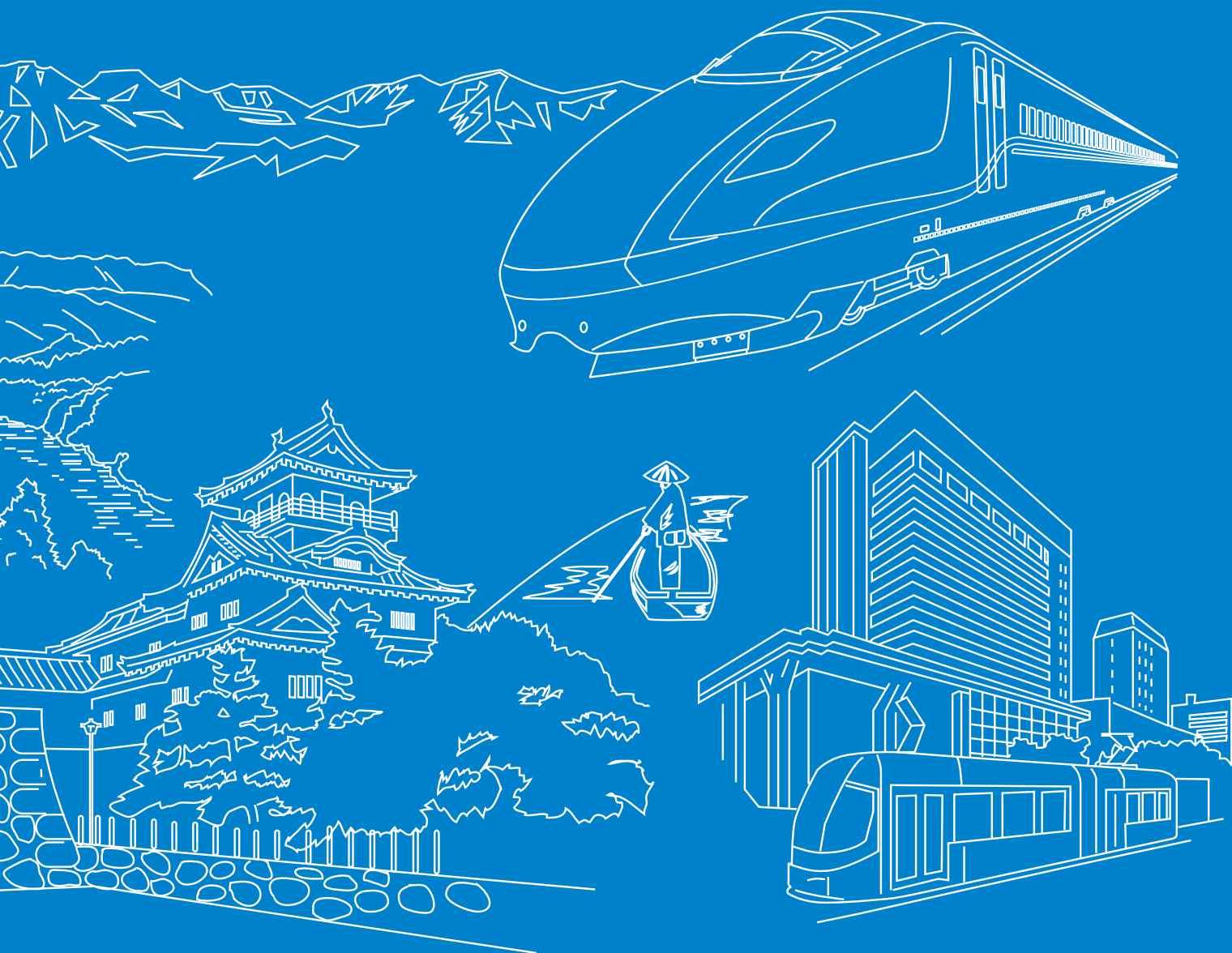
TOYAMA

## くらしの

GUIDE BOOK

# 便利帳

転入者のための行政情報ガイド





- 市の概要 2
  - 市庁舎案内図 3
- ## 市の概要・市庁舎案内図

P2



- 本庁舎 4
  - 教育委員会 5
  - 保健所・保健福祉センター・環境センター・上下水道局・消防局 6
  - 行政サービスセンター・中核型地区センター・各事務所（農林・土木）・教育行政センター 7
  - 地区センター 8
  - 地区センターの窓口業務 9
- ## 行政窓口

P4



- 防災 10
  - 火災 11
  - 救急医療 11
- ## 防災・火災・救急

P10



- 戸籍 12
  - 住民登録 13
  - 印鑑登録 13
  - マイナンバーカード 14
  - 各種証明 14
- ## 戸籍・届け出・証明

P12



- 転居・転出 16
- ## 転居・転出のとき

P16



- 妊娠がわかったら 17
  - 赤ちゃんが生まれたら 18
  - 健やかに育てる 20
  - 子どもを預けたい 22
  - 室内で遊びたい 24
  - 学童保育を利用したい 26
  - 幼稚園 27
  - 保育所等一覧 28
- ## 子育てサポート

P17



- 高齢者の福祉 32
  - 心身に障害のある方の福祉 36
  - ひとり親家庭の福祉 42
  - 生活に困ったとき 43
  - 健康管理・病気治療 44
- ## 福祉・健康

P32



- 国民年金 47
  - 国民健康保険 49
  - 後期高齢者医療制度 51
  - 介護保険 52
- ## 年金・保険

P47

# くらしの便利帳

INDEX

目次



- 市民税 54
- 固定資産税 55
- 納税と証明 56

## 税金

P54



- 家庭ごみの収集リサイクル 58
- 生活環境 61
- 水道・下水道 63
- 消費生活 64
- 男女共同参画 64
- ボランティア 64
- 道路・公園 65
- 交通安全 66
- 公共交通 67
- 住まい 71
- 中心市街地への来街 74

## くらし・環境

P58



- 学校教育 75
- 高等教育 77
- 国際交流 77
- 生涯学習 77
- 文化 79
- スポーツ・レクリエーション 81

## 教育・文化・スポーツ

P75



- 商工業 84
- 農林水産業 84

## 産業

P84



- 選挙 86
- 市議会 87

## 選挙・市議会

P86



- 広報・広聴 88
- 市政相談 88
- 出前講座 88

## 広報・市政相談

P88



## 相談窓口

P89



## 施設一覧

P93



- 富山市の歳時記 96
- 特産品・名産品 96

## 観光・物産

P96



# 立山あおぐ特等席。富山市

## 〔富山市の位置等〕

富山市は、富山県のほぼ中央から南東部分までを占め、北には豊富な魚介類を育む富山湾、東には雄大な立山連峰、西には丘陵・山村地帯が連なり、南は豊かな田園風景や森林が広がっています。

市内には、神通川や常願寺川など大小の河川が流れ、古くから川で結ばれた文化圏を形成しています。海の幸に恵まれた富山湾から3,000メートル級の山々までが織りなす自然の姿は、世界第一級の景観をなしています。



## 〔地勢と人口〕

面積：1,241.70km<sup>2</sup>

人口：407,058人  
(令和5年9月30日現在)



世帯数：185,060世帯  
(令和5年9月30日現在)



## 〔富山市の沿革〕

富山市の平野部は、豊かな農耕地帯として、また北陸道などの交通の要衝として古くから栄え、たびたび戦乱の地になっています。安土桃山時代には、佐々成政が富山城に入城し、治水事業を手がけ、農業がますます盛んになりました。江戸時代になると富山藩十萬石が置かれ、葉業や和紙などの産業が奨励され、飛騨街道や北前船航路などの交通・物流網の整備や越中売薬の独特の商法も相まって「くすりのとやま」として全国に知られるようになりました。明治以降、県庁所在地として、また北陸初の水力発電所が建設されるなど、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして順調な発展を遂げましたが、昭和20年8月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けました。

戦後、都市基盤の整備や産業経済の進展により、現在では日本海側有数の商工業都市として発展してきました。

また、平成8年には旧富山市が中核市に移行し、平成17年4月には、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併し、新しい「富山市」が誕生しました。

〔市の木〕  
ケヤキ



〔市の花木〕  
ツバキ



〔市の草花〕  
ヒマワリ



富山市くらしの便利帳は、市役所の事業や制度などに関して、市民の皆さんの生活に役立つと思われる項目を選んで、令和5年10月1日現在の情報を基に作成しています。

なお、制度改正などにより内容が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。内容の変更などについては、「広報とやま」や「市ホームページ」などでお知らせします。

それぞれの内容は概要を掲載していますので、わからない点や詳しくお知りになりたいときは、各事業担当課に直接お問い合わせください。

くらしの便利帳についてのお問い合わせは、市民協働相談課（☎443-2045）をお願いいたします。

# 市庁舎案内図



\*1階西館：多目的コーナー、ラウンジ、コンビニ、ベビーコーナーがあります。

## 行政窓口

## 本庁舎

〒930-8510 新桜町7-38 ☎431-6111(代)

部	課	階	電話番号	主な業務
企画管理部	企画調整課	5	☎443-2010 (政策調整)	市政の総合的企画および連絡調整、重要施策の調査・研究・立案、総合計画、地方分権の推進、広域行政、地域政策推進、SDGs 未来都市、統計調査の実施・結果公表および統計刊行物発行
			☎443-2277 (地域政策)	
			☎443-2011 (統計調査)	
	行政経営課	5	☎443-2021	行政組織、行政事務管理、行政改革、外部監査、官民連携、公共施設マネジメント
	文書法務課		☎443-2261	文書、公印、条例・規則の審査、情報公開、市保有の個人情報保護、公平委員会、行政不服審査に関すること
	職員課	8	☎443-2013	職員の任免・分限・懲戒・服務、試験・選考、定数・配置、給与・勤務条件、安全管理、表彰、厚生福利、衛生管理
	秘書課	5	☎443-2007	秘書、儀式・褒章・表彰、名誉市民
	広報課		☎443-2012	広報活動および広聴活動の計画・実施・連絡調整、報道機関との連絡、シティプロモーション
	情報システム課	5	☎443-2015	情報政策の企画・立案、情報システムの保守・運用、情報ネットワークの管理運営、情報セキュリティ対策の実施、情報システムの導入・調達の審査
	文化国際課		☎443-2040	文化行政の企画・総合調整、芸術文化の振興、ガラスの街づくり、市美術展、国際交流
スマートシティ推進課	8	☎443-2006	スマートシティの推進、未来共創の推進、世界銀行等国際機関との連絡に関する事項	
職員研修所		☎443-2078	職員研修の企画および実施	
財務部	財政課	4	☎443-2022	財政計画、予算の編成・配当・執行管理、地方交付税等、市債、資金運用および借入れ、市議会の招集、市議会との連絡
	管財課		☎443-2023	市有財産・物品の取得、管理及び処分等の総括、土地の取得、土地開発公社との連絡、本庁舎の管理、公用車の管理、市営駐車場
	契約課		☎443-2024 (物品)	契約事務、物品購入契約、工事請負契約、競争入札参加者の資格審査・登録
			☎443-2025 (工事)	
	工事検査課	2	☎443-2212	工事の検査、工事施工上の技術指導
	納税課		☎443-2026	市税の総括・統計、税制の調査研究、税務相談、市税に関する証明、市税の徴収・滞納整理、譲与税および交付金の収入
	市民税課		☎443-2031	個人市民税・法人市民税・事業所税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課、原動機付自転車の標識交付
	資産税課		☎443-2034 (土地)	固定資産税・都市計画税の賦課、固定資産の調査・評価、縦覧・閲覧
☎443-2035 (家屋)				
債権管理対策課	☎443-2037 (債権資産)	債権の管理および処分の総括、移管された債権の回収・管理、インターネット公売		
☎443-2230	債権の管理および処分の総括、移管された債権の回収・管理、インターネット公売			
防災危機管理部	防災危機管理課	4	☎443-2181	防災対策の総合的企画・連絡調整、災害・危機管理事態に関する対策本部の設置、地域防災計画、防災会議、国民保護計画、国民保護協議会、国土強靱化地域計画、防災啓発、防災訓練、自主防災組織、防災施設・設備・資機材の整備や管理
	生活安全交通課	4	☎443-2052 (交通安全)	市民生活の安全・防犯、犯罪被害者支援、交通安全の推進、交通安全思想の普及
☎443-2273 (少年補導)			青少年の悩みごと相談、少年補導委員の巡回、有害環境の調査等	
福祉保健部	福祉政策課	3	☎443-2262	福祉・健康関連政策の総合的な企画・立案、戦没者遺族等の援護、民生委員、救急医療
	生活支援課	2	☎443-2057	生活保護・法外援護、中国残留邦人等支援給付、生活困窮者自立支援
	指導監査課	3	☎443-2077	社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査
	障害福祉課	1	☎443-2056	身体障害者(児)福祉、知的障害者(児)福祉、精神障害者福祉、障害者に対する医療費助成
	長寿福祉課	3	☎443-2061	高齢社会対策の企画・連絡調整、高齢者福祉、養護老人ホームの設置認可、有料老人ホームの設置、地域包括支援センター関連事業、高齢者虐待に関する事業、地域ケア体制の推進、介護予防の推進、高齢者生きがい対策
	介護保険課	3	☎443-2041	介護保険事業、要介護認定、特別養護老人ホームの設置認可、指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設の指定
	保険年金課	1	☎443-2063 (後期)	国民健康保険、国民年金の届出・申請および後期高齢者医療制度の申請、特定健康診査・特定保健指導および後期高齢者の健康診査に関すること
☎443-2064 (国保)				
☎443-2067 (年金)				
こども家庭部	こども支援課	3	☎443-2252	子ども・子育て支援関連政策の企画・立案、学童保育、児童館
	こども保育課		☎443-2165	保育所・認定こども園等入所関係、市立保育所・認定こども園の運営管理
	こども福祉課		☎443-2249	児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、子ども・妊産婦・ひとり親家庭等医療費助成、未熟児養育医療
	こども健康課		☎443-2038	児童相談、要保護児童、母子保健、障害児福祉サービス、医療的ケア児、和光寮、愛育園、恵光学園
市民生活部	地域コミュニティ推進課	7	☎443-2046	地域振興、自治組織、町名・町界、住居表示、地区センター
	市民課	1	☎443-2048	戸籍、住民登録、印鑑登録、住民異動に伴う就学指定書の発行、埋火葬の許可等、自動車の臨時運行許可、マイナンバーカードの交付
	市民協働相談課	1	☎443-2045 (相談)	市政相談、苦情・要望等、請願・陳情等、行政苦情オンブズマン、人権擁護、青年の活動支援、男女共同参画の推進、市民活動の支援、ボランティア活動の推進
		7	☎443-2051 (協働)	
スポーツ健康課	7	☎443-2139	スポーツ施設の整備等、生涯スポーツ・競技スポーツの推進、学校体育施設開放事業	

部	課	階	電話番号	主な業務
環境部	環境政策課	7	☎ 443-2053 (環境)	環境施策の企画・立案・調整、地球温暖化対策、再生可能エネルギー、ゼロカーボンの推進、一般・産業廃棄物処理業・施設の許可及び指導、エコタウン
	環境保全課		☎ 443-2178 (廃棄物)	
商工労働部	商工労政課	7	☎ 443-2070 (商工業)	商業振興、工業振興、商店街支援、中小企業育成、経営支援、新事業・新産業創出支援 商工業振興資金のあっせん、雇用支援、勤労者福祉
	企業立地課		☎ 443-2073 (労政)	
	コンベンション・薬業物産課		☎ 443-2166	
	観光政策課		☎ 443-2071	
農林水産部	農政企画課	4	☎ 443-2080 (企画)	農政の総合的な企画・調査及び調整、農業・農村振興計画、スマート農林水産業、農林水産物プロモーション、とやまスローライフ市民農園、農業経営相談、農業の担い手の確保・育成、農地利用の円滑化、農業金融対策、農用地区域内における開発行為の許可、農地転用の許可 農業・畜産業・水産業の振興、米穀等の計画的生産・消費の推進、家畜防疫・畜産環境改善、漁港・漁港海岸の維持管理・改修、園芸作物・特産品の生産振興
	農業水産課		☎ 443-2083	
	森林政策課		☎ 443-2019	
	農村整備課		☎ 443-2084	
	国営農地再編整備推進室		☎ 443-2267	
活力都市創造部	都市計画課	6	☎ 443-2105	都市政策の総合的な企画・立案及び調整、都市計画、国土利用計画、土地区画整理事業
	景観政策課		☎ 443-2106 (景観)	
	交通政策課		☎ 443-2109 (屋外広告)	
			☎ 443-2195 (バス交通)	
			☎ 443-2192 (鉄道自転車)	
	建築指導課		☎ 443-2107 (建築許可)	
			☎ 443-2108 (確認申請)	
	富山駅周辺地区整備課		☎ 443-2104 (開発許可)	
☎ 443-2016 (管理)				
まちづくり推進課	8	☎ 443-2233 (整備)	富山駅周辺地区の南北一体的なまちづくり、富山駅付近連続立体交差事業、富山駅周辺地区土地区画整理事業の推進	
居住対策課	6	☎ 443-2054	中心市街地の活性化の推進、歩いて暮らせるまちづくりの推進、市街地再開発事業	
建設部	建設政策課	6	☎ 443-2112 (住宅政策)	道路の認定・変更・廃止、土木工事に係る分別解体等の届出、港湾、船員、漂流物・沈没品、社会資本整備・維持管理に係る調査研究、プール・パール広場・親水広場に関すること 道路の新設・改良・舗装工事、電線類地中化工事、交通安全施設設置工事 道路台帳、道路・都市排水路の管理・維持修繕等、街路樹、街灯、消融雪装置、道路除雪、道路の占用許可、法定外公共物の財産管理 河川・都市排水路の新設・改良工事、河川台帳、河川の占用許可 橋りょうやトンネル等の点検・修繕・更新 公園・緑地、都市緑化の普及・推進、風致地区内建築等許可 市営住宅・特定公共賃貸住宅・賃貸住宅・賃貸店舗・地域特別賃貸住宅・市営福祉住宅に関すること 市有建物の建築工事・維持修繕の調査・設計・施工に関すること
	道路整備課		☎ 443-2113 (空き家)	
	道路河川管理課		☎ 443-2091	
	河川整備課		☎ 443-2090	
	道路構造保全対策課		☎ 443-2220	
	公園緑地課		☎ 443-2221	
	市営住宅課		☎ 443-2222	
	営繕課		☎ 443-2111	
出納課	2	☎ 443-2097	現金・有価証券の出納保管、現金・財産の記録管理、支出負担行為の確認、決算の調製、指定金融機関に関すること	
議会事務局	庶務課	6	☎ 443-2125	議長・副議長の秘書、議員報酬等、政務活動費 本会議、委員会、その他の会議、会議録の作成、請願・陳情、政務調査、議案調査、議会広報刊行物の編集・発行
	議事調査課		☎ 443-2157	
選挙管理委員会事務局	3	☎ 443-2158	委員会の会議、各種選挙の管理執行、選挙の啓発、選挙人名簿の調製、検査審査員候補者予定者・裁判員候補者予定者の選定、国民投票に関する投票人名簿の調製・投開票に関する事務	
監査委員事務局	4	☎ 443-2126	監査委員会議、定期・随時・その他の監査、一般会計・特別会計・公営企業会計の出納検査・決算等審査	
農業委員会事務局		☎ 443-2127		
			☎ 443-2128	総会・運営委員会、農地の権利移動、農地の転用、農業者年金、農地台帳整備

## 教育委員会

〒930-8510 新桜町6-15 Toyama Sakuraビル

部	課	階	電話番号	主な業務
教育委員会事務局	教育総務課	7	☎ 443-2130	委員会の会議、秘書・渉外、請願・陳情、職員等の任免等、調査・統計、予算・経理および物品管理、教育行政に関する相談
	学校再編推進課	8	☎ 443-2241	学校再編、学校再編に係る学校施設の整備計画・建設、学校再編に係る学校の用に供する教育財産の取得・管理・処分
	学校施設課		☎ 443-2132	
	学校教育課	7	☎ 443-2134 (転入学)	学校の管理運営の指導、通学区域の設定・変更、入学・転入学、就学指定校の変更、教科用図書・教材、奨学金、就学援助、私立学校助成
			☎ 443-2135 (学校管理)	
			☎ 443-2210 (生徒指導)	
	学校保健課	7	☎ 443-2136 (保健)	学校の保健指導、学校給食
☎ 443-2017 (給食)				
生涯学習課	8	☎ 443-2137 (生涯学習)	生涯学習の総合企画・普及・推進、社会教育関係団体、社会教育指導者の研修、社会教育施設整備、公民館活動支援	
			☎ 443-2138 (文化財)	文化財の保存・活用

# 保健所・保健福祉センター 環境センター・上下水道局・消防局

## ■富山市保健所

蛭川459-1 ☎428-1155(代)

課	電話番号	主な業務
地域健康課	☎428-1155	文書・予算および庁舎管理、保健統計、病院・診療所・助産所・施術所等、医療従事者等の免許、医薬品、毒物・劇物、献血、成人保健事業に係る調査研究・企画調整、健康診査、栄養改善、健康づくり、訪問指導事業の企画調整、歯科保健
保健予防課	☎428-1152	精神保健福祉、自殺予防対策、ひきこもり対策、結核・感染症、予防接種、HIV・肝炎検査、指定難病、小児慢性特定疾病、自立支援医療（育成・精神通院）、原爆被害者、アスベスト、肝炎治療
生活衛生課	☎428-1154	食品衛生、理容・美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場、狂犬病予防・犬の危害防止、動物愛護、簡易専用水道、浄化槽設置・保守点検・清掃、建築物環境衛生、温泉、食鳥処理事業規制、化製場、臨床検査・食品検査・生活衛生検査・環境衛生検査等

## ■保健福祉センター 各種健康診査および健康相談の実施、訪問指導、栄養相談および指導、福祉に関する相談等

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
中央保健福祉センター	星井町二丁目7-30	☎422-1172	大山保健福祉センター	上滝567	☎483-1727
南保健福祉センター	蛭川459-1	☎428-1156	八尾保健福祉センター	八尾町福島200	☎455-2474
北保健福祉センター	岩瀬文化町23-2	☎426-0050	西保健福祉センター	婦中町羽根1105-7	☎469-0770
大沢野保健福祉センター	高内365	☎467-5812			

## ■富山市まちなか総合ケアセンター

総曲輪四丁目4-8 ☎461-3603(代)

名称	電話番号	主な業務
産後ケア応援室	☎461-3541	産後の母親と子のサポート
医療介護連携室	☎461-3618	まちなか診療所の診療相談、在宅医療・介護連携などに関する相談支援、研修会
まちなか診療所	☎461-3619	訪問診療など、在宅医療のみを行う診療所
病児保育室	☎461-4801	病児保育（病児・病後児保育）、病児保育（お迎え型）
こども発達支援室	☎461-5470	児童発達支援、障害児相談支援、乳幼児発達支援相談、発達障害児相談支援、事業者のネットワークづくり

## ■富山市環境センター

栗山637 ☎429-5017

課	電話番号	主な業務
管理課	☎429-5017	文書・予算および庁舎・施設の維持管理、清掃事業の調査・計画、ごみの減量化・資源化の推進、廃棄物分別回収推進、し尿の収集計画、ごみ・し尿の処理手数料、公衆便所維持管理
業務課	☎429-7366	一般廃棄物（し尿除く）の収集運搬、戸別有料収集、ごみ集積場補助金

## ■富山市上下水道局

牛島本町二丁目1-20 ☎432-8580(代)

課	電話番号	主な業務
経営企画課	☎432-8624	経営企画、局内総合調整、事業計画・財政計画、予算編成・執行管理、統計・広報、情報公開・個人情報保護、文書、人事
契約出納課	☎432-8518	現金および有価証券の出納・保管・記録管理、決算の調製、資金運用、財産取得・管理・処分、物品購入契約・工事請負契約、競争入札参加者の資格審査、工事検査
料金課	☎432-8587 0120-310-599	水道の使用開始・中止等の手続き、水道料金・工業用水道料金・下水道使用料等の支払い、井戸使用水量の認定
給排水サービス課	☎432-8695	給水装置工事、指定給水装置工事事業者、水道メーター維持管理、給水装置台帳、下水道接続受付、排水設備工事審査・検査、下水道排水設備指定工事店、水洗便所改造資金貸付、水洗化普及促進、特定施設・除害施設
水道課	☎432-8643	水道に関する技術の総合調整・調査、水道事業の認可・申請・届出、水道施設の調査・計画策定、配水管の占用更新、配水管台帳整理・保管、水道施設の設計・施工、水道施設の構造・材質・施工基準・積算基準
下水道課	☎432-8792	下水道に関する技術の総合調整・調査、公共下水道事業の都市計画決定・事業認可申請、下水道施設の建設・改築の調査・計画・設計・施工、区域外流入許可、下水道管の占用更新、下水道台帳の整理・保管、下水道受益者負担金の賦課・徴収・還付・滞納管理
上下水道施設管理センター	☎432-8570	水道・下水道施設の維持管理、工事立ち会い
東・西上下水道サービスセンター	☎東467-5816 ☎西465-2164	水道の使用開始・中止等の手続き、水道料金・下水道使用料等の支払い、取水・浄水施設および給排水施設の維持管理、処理場等の維持管理 東：大沢野会館別館2階、西：婦中行政サービスセンター別館2階

## ■富山市消防局

今泉191-1 ☎493-4141(代)

課	主な業務				
総務課	予算編成・執行管理、文書、職員・団員の人事・福利厚生・教養訓練・表彰、消防施設の整備、消防年報				
予防課	火災予防等、火災の原因および損害調査、消防広報、建築・許可等の同意、消防用設備等、危険物等の規制、液化石油ガスその他の高圧ガスの防火指導、違反処理				
警防課	災害の警戒防御、救助業務、救急業務、消防機械・装備等の整備・運用、消防水利				
通信指令課	火災・救急・救助その他災害出場の指令管制、消防通信の運用、消防通信施設等の維持管理、災害・支援情報等の運用管理、消防気象情報、統計				
消防署等					
名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
富山消防署	今泉191-1	☎493-4141	呉羽消防署	呉羽町2417-5	☎436-5040
富山消防署中分署	奥田町20-22	☎441-8260	水橋消防署	水橋館町420-1	☎478-0061
富山消防署東部出張所	中市二丁目8-70	☎424-8431	大沢野消防署	上二杉202	☎468-1212
富山消防署南部出張所	悪王寺25-1	☎429-5970	大沢野消防署細入分遣所	榆原1101-1	☎485-9119
富山消防署北部出張所	上飯野28-2	☎451-4656	大山消防署	花崎737	☎483-1119
富山北消防署	高島町一丁目10-30	☎437-7141	大山消防署小見分遣所	小見255-15	☎482-9119
富山北消防署和合出張所	四方荒屋1500-1	☎435-0119	八尾消防署	八尾町福島816-1	☎454-2119
富山北消防署海上分遣所	岩瀬入船町1-6	☎438-2422	婦中消防署	婦中町笹倉128	☎466-2280
			婦中消防署山田分遣所	山田小島2697-4	☎457-9119



# 行政サービスセンター・中核型地区センター・各事務所(農林・土木)・教育行政センター

## ■各行政サービスセンター

名称	所在地	係	電話番号
大沢野行政サービスセンター	高内 365	地域生活係	J 467-5818
		市民係	J 467-5810
		地域福祉係	J 467-5811
		こども福祉係	J 467-5830
大山行政サービスセンター	上滝 567	地域生活係	J 483-2537
		市民係	J 483-1212
		地域福祉係	J 483-1214
		こども福祉係	J 483-2594
八尾行政サービスセンター	八尾町福島 200	地域生活係	J 454-3112
		市民係	J 454-3114
		地域福祉係	J 455-2461
		こども福祉係	J 455-2461
婦中行政サービスセンター	婦中町速星 754	地域生活係	J 465-2112
		市民係	J 465-2115
		地域福祉係	J 465-2114
		こども福祉係	J 465-2125

## ■行政サービスセンター各係の主な業務

係	主な業務
地域生活係	住民自治の推進、住民の地域活動の支援に関する事務、関係部局との連絡調整により実施する窓口サービス（税金や市営住宅使用料などの収納業務、農林水産関係補助金申請書の取り次ぎ、普通財産（公民館敷地など）の貸付申請書の取り次ぎ等）、市民相談、おでかけ定期券等
市民係	住民票、戸籍、マイナンバーカードの交付、印鑑登録・証明、臨時運行許可、税証明業務
地域福祉係	国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の届出・申請受付、障害福祉に関する申請受付、高齢者福祉に関する申請受付、要介護認定等申請受付、生活保護相談、民生委員との連絡調整、戦没者遺家族等援護等の連絡調整
こども福祉係	児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、こども・妊産婦・ひとり親家庭等医療費助成、保育所入所等の申請受付

※取扱業務は各行政サービスセンターによって、若干異なります。

## ■各中核型地区センター

名称(所在地)	電話番号	主な業務
山田中核型地区センター (山田湯 880)	J 457-2111	住民票、戸籍、印鑑登録・証明、税証明業務、地区センターとの連絡調整、交通安全、防犯、女性・青年団体活動支援、おでかけ定期券、住民の地域活動の支援に関する事務、関係部局との連絡調整により実施する窓口サービス（税金や上下水道使用料等の収納業務、福祉、農林関係等各種申請書の取り次ぎ業務等）
細入中核型地区センター (楡原 1128)	J 485-2111	

## ■農林事務所

高内 365（大沢野会館別館 2 階）

課	電話番号	主な業務
農業振興課	J 468-2094	農業・畜産業の振興、園芸作物・特産品の生産振興、米穀等の計画的生産・消費の推進、農業経営の相談並びに農業の担い手育成及び指導、農業団体育成、中山間地域の振興、市民農園
農地林務課	J 468-2170	森林整備、林業振興、林道の管理、治山事業、鳥獣対策、自然環境保全、森林公園等の管理、土地改良事業、農道の管理、農地・農業用施設災害復旧事業、地積調査、多面的機能支払交付金事業

## ■土木事務所

高内 365（大沢野会館別館 3 階）

課	電話番号	主な業務
管理課	J 468-1338(業務)	市道の境界立会い、土木工事に係る分別解体等の届出、道路・河川の占用許可、道路台帳
建設課	J 468-1327(建設)	道路の新設・改良工事、交通安全施設設置工事、道路災害復旧事業、都市公園・地域広場の維持管理
	J 468-1328(建設管理)	街路樹、街灯、道路除雪、消融雪装置
	J 468-1329(維持修繕)	道路・河川・交通安全施設の管理・維持修繕

## ■教育行政センター

高内 365（大沢野会館別館 2 階）

名称	電話番号	主な業務
教育行政センター	J 467-5822	奨学金の受付、学校施設小規模修繕、就学指定校の変更申請受付、生涯学習の普及・推進、社会教育関係団体の支援等

# 地区センター

## ■各地区センター

住民の皆さんの身近なところで住民サービスを提供するため、各地域に地区センターを設置しています。

名称	所在地	電話番号
総曲輪地区センター	大手町 6-14 (富山市民プラザ内)	☎ 421-2644
愛宕地区センター	愛宕町一丁目 5-13	☎ 432-3410
安野屋地区センター	安野屋町一丁目 1-48	☎ 442-4331
八人町地区センター	八人町 5-17	☎ 441-9833
五番町地区センター	辰巳町一丁目 2-8	☎ 421-8306
柳町地区センター	弥生町一丁目 12-22	☎ 433-0620
清水町地区センター	清水町八丁目 1-31	☎ 422-4510
星井町地区センター	西中野町二丁目 1-24	☎ 492-2260
西田地方地区センター	相生町 5-17	☎ 422-4491
堀川地区センター	堀川小泉町一丁目 18-13	☎ 425-1530
堀川南地区センター	本郷町 243-45	☎ 492-3450
光陽地区センター	二口町一丁目 12-3	☎ 493-2010
東部地区センター	石金一丁目 2-13	☎ 421-3204
奥田地区センター	奥田新町 3-1	☎ 432-3312
奥田北地区センター	下新北町 2-11	☎ 442-3197
桜谷地区センター	田刈屋 279	☎ 432-5607
五福地区センター	五福 4431-1	☎ 432-6363
神明地区センター	高田 88-9	☎ 421-0725
岩瀬地区センター	岩瀬御蔵町 1	☎ 437-9715
萩浦地区センター	高島町二丁目 11-36	☎ 437-7923
大広田地区センター	東富山寿町二丁目 1-14	☎ 437-9924
浜黒崎地区センター	浜黒崎 3295-12	☎ 437-9371
針原地区センター	針原中町 901-2	☎ 451-2555
豊田地区センター	豊田本町一丁目 2-5	☎ 437-9313
広田地区センター	新屋 1-3	☎ 451-5601
新庄地区センター	新庄町一丁目 3-16	☎ 432-2742
新庄北地区センター	新庄本町二丁目 4-11	☎ 452-0080
藤ノ木地区センター	藤木 1246	☎ 421-2444
山室地区センター	中市二丁目 8-76	☎ 421-2801
山室中部地区センター	山室荒屋 84	☎ 492-3405
太田地区センター	太田 351-2	☎ 421-6682
蟻川地区センター	赤田 50	☎ 421-2971
新保地区センター	新保 306-1	☎ 429-0001
熊野地区センター	悪王寺 128	☎ 429-1211
月岡地区センター	上千俵町 509	☎ 429-0201
四方地区センター	四方 142-1	☎ 435-0002
八幡地区センター	八町東 262	☎ 435-0004

名称	所在地	電話番号
草島地区センター	草島 143-89	☎ 435-3975
倉垣地区センター	布目 3967	☎ 435-3851
呉羽地区センター	呉羽町 2920	☎ 436-5171
長岡地区センター	長岡 9522-3	☎ 442-4350
寒江地区センター	本郷中部 263	☎ 434-2680
古沢地区センター	古沢 498	☎ 434-1227
老田地区センター	中老田 216-2	☎ 434-4456
池多地区センター	西押川 1380-1	☎ 436-5300
水橋中部地区センター	水橋館町 312-1	☎ 478-0019
水橋西部地区センター	水橋辻ヶ堂 129-1	☎ 478-1131
水橋東部地区センター	水橋小池 146-1	☎ 478-3252
三郷地区センター	水橋小路 34	☎ 478-2070
上条地区センター	水橋石割 73-1	☎ 478-1651
大久保地区センター	下大久保 1776-1	☎ 467-0001
船嶺地区センター	坂本 482	☎ 468-1519
小羽地区センター	小羽 361	☎ 468-0668
下夕北部地区センター	布尻 991	☎ 485-2002
小見地区センター	小見 255-13	☎ 482-1234
福沢地区センター	東福沢 3550	☎ 483-1811
大庄地区センター	田畠 97-1	☎ 483-2446
保内地区センター	八尾町新田 101	☎ 454-3622
杉原地区センター	八尾町大杉 12	☎ 455-2570
卯花地区センター	八尾町下笹原 42-1	☎ 455-1090
室牧地区センター	八尾町中 242	☎ 455-1069
黒瀬谷地区センター	八尾町檜尾 162	☎ 455-1074
野積地区センター	八尾町水口 242	☎ 454-3001
仁歩地区センター	八尾町三ツ松 14-1	☎ 458-1101
大長谷地区センター	八尾町内名 88	☎ 458-1400
鶴坂地区センター	婦中町上田島 18-1	☎ 465-2461
朝日地区センター	婦中町下条 281	☎ 469-5110
宮川地区センター	婦中町広田 4178	☎ 465-5139
婦中熊野地区センター	婦中町堀 657	☎ 465-2410
古里地区センター	婦中町羽根 6	☎ 469-5916
音川地区センター	婦中町外輪野 6324-1	☎ 469-5966
神保地区センター	婦中町上吉川 403-1	☎ 469-5097
細入南部地区センター	猪谷 851-1	☎ 484-1002

網かけ部分の地区センターでは、本庁・行政サービスセンターとの取次ぎ業務のみを行っており、証明書などの即日交付は行っていません。

# 地区センターの窓口業務

## ■地区センター窓口で取り扱っている業務

地区センターでは、下記の業務を行います。下記以外の業務は直接本庁・行政サービスセンター・中核型地区センターで手続きしてください。

### ●市民課業務

	届出受付	証明発行
戸籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出生届 ○婚姻届 ○離婚届 ○転籍届</li> <li>○養子縁組届 ○入籍届 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸籍(除籍)全部事項証明(戸籍謄本、除籍謄本)</li> <li>○戸籍(除籍)個人事項証明(戸籍抄本、除籍抄本)</li> <li>○改製原戸籍</li> <li>○戸籍の附票の写し ○戸籍記載事項証明</li> <li>○身分証明 ○受理証明</li> </ul>
住民登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○転入届・転出届・転居届</li> <li>※特例転入(マイナンバーカードや住民基本台帳カードを使った転入)は受け付けできません。</li> <li>※外国人を含む世帯の異動(転出届は除く)は受け付けできません。</li> <li>○世帯変更届 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票の写し ○住民票記載事項証明</li> <li>○転出証明</li> </ul>
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印鑑登録申請 ○印鑑登録証亡失・廃止届</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印鑑登録証明</li> </ul>

### ●市税等証明発行業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得証明 ○所得・課税証明 ○非課税証明 ○納税証明 ○車検用納税証明</li> <li>○評価証明 ○公課証明 ○登記用評価証明 ○資産証明 ○登載証明 ○車庫証明</li> <li>○課税台帳記載事項証明 ○名寄帳の写し ○法人所在地記載証明 ○固定資産税課税証明</li> </ul>
---

### ●保険年金課関係業務

国民年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者関係(資格取得、基礎年金番号通知書再交付申請など)</li> <li>○国民年金保険料免除(一般・学生)申請</li> </ul>
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格関係異動届 ○被保険者証再交付申請 ○修学中の者に関する届</li> <li>○出産育児一時金支給申請 ○葬祭費支給申請 ○食事療養標準負担額減額差額支給申請</li> <li>○療養費支給申請 ○高額療養費支給申請</li> </ul>
後期高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者証等再交付申請 ○葬祭費支給申請 ○療養費支給申請</li> <li>○保険料納付方法変更申出</li> </ul>

### ●長寿福祉課関係業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい入浴券の交付(お住まいの地域の地区センターのみで交付)</li> </ul>
--

### ●障害福祉課関係業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳再交付申請 ○身体障害者手帳返還届 ○福祉タクシー利用券交付申請</li> <li>○心身障害者医療費にかかる受給資格の変更・喪失届、受給資格証の再交付申請、償還払いの還付申請、高額療養費支給の委任状の受付</li> </ul>
---

### ●介護保険課関係業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険被保険者証等再交付申請 ○介護保険被保険者証等返却</li> </ul>
--

### ●子ども福祉課関係業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当認定請求、額改定申請・受給事由消滅届・銀行変更届、現況届</li> <li>○子ども医療費・妊産婦医療費受給資格登録申請、変更・喪失届 ○ひとり親医療費受給資格保険変更届</li> <li>○子ども医療費・妊産婦医療費・ひとり親医療費の療養費払申請、受給資格証再交付申請</li> <li>○とやまっ子子育て応援券交付申請 ○ウェルカムベイビーおむつ支給申請</li> </ul>
--

### ●学校教育課関係業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学指定書発行業務</li> </ul>
--

### ●その他

<ul style="list-style-type: none"> <li>○おでかけ定期券交付業務</li> <li>○自転車損害賠償責任保険加入推進事業</li> </ul>
--

### ○小見地区センターでは収納業務もおこなっています。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○市県民税 ○固定資産税 ○軽自動車税 ○国民健康保険料 ○入湯税</li> </ul>
---

※富山地域の総曲輪、愛宕、安野屋、八人町、五番町、柳町、清水町、星井町、西田地方、八尾地域の仁歩、大長谷の各地区センターでは、本庁・行政サービスセンターとの取次ぎ業務のみを行っており、証明書などの即日交付は行っていません。(取り扱える業務が限られていますので、ご利用前にお問い合わせください。)

# 防災・火災・救急

## 防災

防災危機管理課

☎443-2181

### ■富山市の避難場所（避難所）

避難場所は、あらかじめ確認をお願いします。

#### ●指定避難所

- 第1次避難所＝主に小学校体育館
- 第2次避難所＝主に中学校体育館
- 第3次避難所＝主に高等学校体育館
- その他避難所＝その他の公共施設等

#### ●指定緊急避難場所

- 住民等が緊急に避難する際の避難先（災害の種別ごとに指定しています）

#### ●災害情報の入手方法

- 以下のツールをおすすめします。
- Yahoo! 防災速報  
避難情報や気象情報が入手可能です。  
<https://emg.yahoo.co.jp>
- 富山市の防災フェイスブックページ「富山市防災」  
緊急情報をお知らせしています。  
<https://www.facebook.com/bousai.toyama>
- 富山市の防災情報ツイッター  
緊急情報をお知らせしています。  
[https://twitter.com/bousai\\_toyama](https://twitter.com/bousai_toyama)

### ■自主防災組織

「みんなのまちは、みんなで守る」という精神で結成された自主防災組織の活動が被害の拡大防止に大きな力となります。組織の結成や補助制度などの詳しいことは、お問い合わせください。

### ■避難行動要支援者支援制度

災害が発生した時、地域の住民が協力し、高齢者や障害者の方などに災害情報の提供や避難の手助けなどを円滑に行えるようにする制度です。内容や申請登録などについては、お問い合わせください。

### ■自然災害(暴風・豪雨・地震)に備える

テレビやラジオ等の気象情報に注意し、被害を最小限におさえられるよう早めに対応しましょう。

#### ●被害を最小限にするために

- 家の周りを点検し、飛ばされたり、倒れやすいものは家の中へ入れる。
- タンス、本棚や食器棚など転倒や落下しやすい物は金具や支え棒などで固定する。
- ブロック塀や石垣などの補強、プロパンガスボンベなどの転倒しやすいものは固定する。
- 屋根瓦、庭木などを補強する。
- 懐中電灯、携帯ラジオを用意する。
- 非常持出品の準備をする。

- 被害が予想されるときは、早めに安全な場所へ避難する。

#### ●非常持出品

- 飲料水（1日分1人3ℓを目安に）
- 非常食（缶詰・粉ミルクなど）
- 貴重品（通帳・現金・免許証・健康保険証など）
- 生活用品（軍手・雨具・タオル・紙オムツなど）
- 衣類（下着類・防寒具など）
- 救急用品（常備薬）
- 衛生用品（マスク、消毒液など）
- その他（乾電池・モバイルバッテリーなど）

#### ●地震から身を守るには

##### ○家にいるとき

- まず身の安全を守る。
- 揺れがおさまったら火の始末。
- 戸を開けて出口の確保。
- 外に出るときは、あわてず落ち着いて。
- 隣近所にも声を掛け合って避難。

##### ○外出中のとき

- 頭を持ち物で守り、その場に立ち止まらず、落下物に注意。
- ブロック塀や自動販売機などに近づかない。
- 土砂災害や津波にも注意。
- 自動車運転中は、急ブレーキをかけず、左側に寄せて停車し、ラジオ等で情報収集。
- 車から離れるときは、キーを付けたままにし、ドアロックもしない。

#### ●避難方法

避難が必要と判断した場合は、次のとおり避難してください。



※安全な親戚・知人宅等への分散避難を検討しましょう。

#### ●がけ地の防災工事費等に関する補助

河川整備課

☎443-2100

土木事務所建設課 ☎468-1327

がけ崩れにより施設や建物に災害を及ぼすおそれのあるがけ地の防災工事を行う場合は、費用の一部を補助する制度があります。

工事を行うための調査費や設計費についても補助の対象となります。

【交付対象】 土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）のがけ崩れに指定されている。

【補助率】 50%

【対象限度額】 600万（防災工事）

100万（調査・設計）

# 火災

消防車・救急車は **119番**

## ■火災発生！その時どうする？

### ●早く知らせる

- 小さい火だと思っても、自分だけで消そうとしない。
- 「火事だー」と大声で叫ぶ。  
やかん・鍋などを叩いて、近くの人に助けを求める。
- 小さな火でも119番に通報する。  
あわてず、おちついて、「火事です」と伝える。

### ●早く消す

- 消火は出火してから3分以内が勝負。
- 炎をおそれずに勇気を持って初期消火を。
- 消火は消火器や水だけでなく、布団で叩く、砂を掛けるなど、手近なものを利用する。
- 天井に火が燃え移ったら、自力での消火は困難。  
素早く、避難する。

### ●避難は早めに

- 人命を第一に、高齢者や子ども、病人をまず、安全な場所に避難させる。

## ■火災を出さないために

- 火を使っている時は、その場を離れない。
- マッチやライターは子どもの手の届かない場所に。
- 外出や就寝前には火の元の点検を。

火災発生の案内は 災害発生情報サービス **464-0019**

## ■住宅用火災警報器

消防局予防課 **493-4141**

最寄りの消防署・分署・出張所・分遣所

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し警報を発します。住宅火災により死に至った原因の約半数が「逃げ遅れ」であり、火災の早期発見が自分自身や家族の命を守ることに繋がります。

### ●家のどこに取り付けばいいの？

寝室の天井または壁に設置します。寝室が2階の場合は、階段にも設置が必要です。台所や居間などにも、自主的に設置すると安全です。

### ●設置したあとは？

ほこりなどが入ると、誤作動を起こす場合がありますので、定期的に掃除をしてください。また、その際に、点検ボタンを押すなどして、作動確認をしてください。電子部品の寿命や電池切れなどで有効に火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に本体を取り替えましょう。

# 救急医療

## ■夜間・休日の救急医療

### ●富山市・医師会急患センター

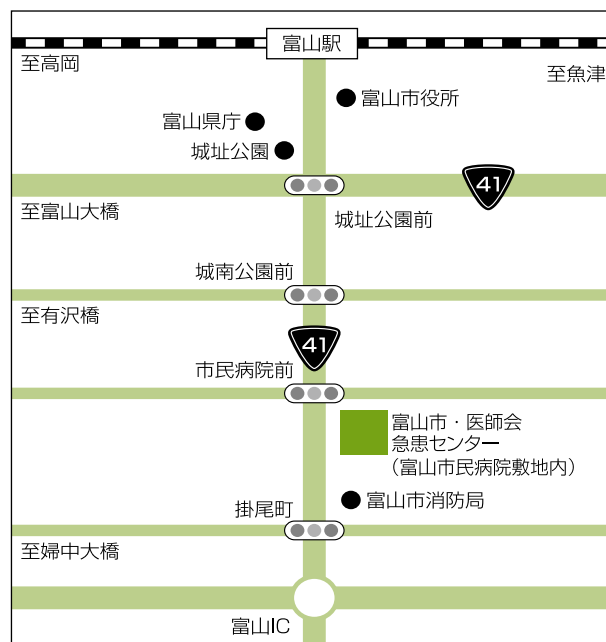
今泉北部町2-76 **425-9999**

医療機関の休診時に応急の初期診療を行っています。

診療科目	月曜日～金曜日 (祝日等を除く)	土曜日 (祝日等を除く)	日曜、祝日等 (※1)
内科	19:00～24:00	14:00～24:00	9:00～17:30 18:30～24:00
小児科	19:00～24:00	19:00～24:00	9:00～17:30 18:30～24:00
外科	19:00～24:00	14:00～24:00	9:00～17:30 18:30～24:00
眼科	19:30～22:30	—	9:00～17:30 (第2・4・5日曜のみ)
耳鼻いんこう科	—	—	9:00～17:30
皮膚科	—	—	9:00～17:30 (第1・2・4日曜のみ)

(※1) 日曜、祝・休日、お盆(8月14日・15日)、年末年始(12月30日から1月3日まで)

## <アクセス地図>



### ●富山県歯科保健医療総合センター

五福五味原2741-2 **433-2039**

診療日、診療時間など詳しいことは直接お問い合わせください。

### ●とやま医療情報ガイド

県内の病院、診療所、助産所に関する受診に役立つ情報を掲載しています。休日・夜間の当番医を探ることが出来ます。開いている薬局も探せます。

HPアドレス

<https://www.qq.pref.toyama.jp/qq16/qqport/kenmintop/>

# 戸籍・届け出・証明

## 戸籍

市民課

☎443-2075

各行政サービスセンター市民係 / 各中核型地区センター  
 大沢野 ☎467-5810 大山 ☎483-1212  
 八尾 ☎454-3114 婦中 ☎465-2115  
 山田 ☎457-2111 細入 ☎485-2111

各地区センター（P8をご覧ください）  
 とやま市民交流館（CiC 3階） ☎444-0640

### 主な届け出

種類	届け出の期限	届け出人	届ける所	届け出に必要な主なもの
婚姻届	届け出の日から効力があります	夫と妻	夫か妻の本籍地、住所地、所在地の市区町村役場	・届け出市区町村に本籍がない場合はその方の戸籍謄本1通 ・成年者の証人2名必要（署名）
転籍届	届け出の日から効力があります	筆頭者とその配偶者	本籍地、または届け出人の住所地、所在地、転籍地の市区町村役場	・現在の本籍市区町村以外に転籍の場合は戸籍謄本1通
養子縁組届	届け出の日から効力があります	養親と養子 ※15歳未満のときは法定代理人	養親か養子の本籍地、住所地、所在地の市区町村役場	・届け出市区町村に本籍がない場合はその方の戸籍謄本1通 ・成年者の証人2名必要（署名） ・未成年者を養子にする場合は家庭裁判所の審判書の謄本（例外もあり）
離婚届	届け出の日から効力があります	夫と妻	本籍地、夫か妻の住所地、所在地の市区町村役場	・届け出市区町村に本籍がない場合はその方の戸籍謄本1通 ・協議離婚の場合、成年者の証人2名必要（署名） ・調停や裁判の場合は審判書の謄本など
出生届	生まれた日から14日以内	父母（婚姻届を出していない場合は母）、同居者、医師、助産師の順	本籍地、出生地、または、届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	・児童手当の振込のための預金通帳 ・母子健康手帳 ・健康保険証（出生子が加入する保険証） ・出生証明書
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居親族、その他の親族、同居者、家主、地主、土地家屋の管理人、後見人など	死亡者の本籍地、死亡地、または届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	・死亡診断書 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） ・国民年金手帳（加入者のみ）
死産届	死産した日から7日以内	父母（婚姻届を出していない場合は母）同居者、医師、助産師の順	住所地、所在地、または死産したところの市区町村役場	・医師の診断書 ・国民健康保険証（加入者のみ）
その他	・上記のほかに、養子離縁届、認知届、未成年者の後見届、失踪届、復氏届、入籍届、分籍届、氏の変更届、名の変更届、就籍届、戸籍訂正申請、国籍取得届などがあります。添付書類や必要なものについては、お問い合わせください。 ・届け出の用紙は市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センター、各地区センターおよび、とやま市民交流館（CiC 3階）の各窓口にあります。また、出生届、死亡（産）届の用紙は病院にもあります。			

\* 平日の時間外および土曜、日曜、祝日は、富山市役所監視センター（地下1階）、各行政サービスセンター宿直室で受け付けます。  
 \* 婚姻、養子縁組届などについては、事前に市民課、行政サービスセンター市民係・中核型地区センター・地区センターで内容の審査を受けてから提出してください。  
 \* 届け出人は、届書に必要な事項を記入し、届出人署名欄に署名してください。

# 住民登録

市民課

443-2050

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター  
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

## ■主な届け出

届け出の用紙は窓口にあります。

種 類	届け出の 期 限	届け出に必要な主なもの
転入届 新たに富山市 に住所を定め たとき	転入した日 から 14 日 以内	◎他の市町村から転入したとき ・転出証明書 ・住民基本台帳カード・マイナン バーカード（お持ちの方のみ） ・転入者全員の在留カード等 （外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※ ・児童手当・こども医療の申請 に必要な書類（該当者のみ） ◎外国から転入されるとき ・転入者全員のパスポート ・富山市に本籍がない場合は、 戸籍の全部事項証明（または 個人事項証明）と戸籍の附票 ・転入者全員の在留カード等 （外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※
転居届 市内で住所を 変えたとき	転居の日か ら 14 日以内	・住民基本台帳カード・マイナン バーカード（お持ちの方の み） ・転居者全員の在留カード等 （外国人住民の方） ・国民健康保険被保険者証（加 入者のみ） ・届ける方の本人確認書類※
転出届 富山市外へ住 所を移すとき （国外含む）	転出する 前にあらか じめ届け出 （1カ月前か ら受付可）	・住民基本台帳カード・マイナン バーカード（お持ちの方の み） ・国民健康保険被保険者証（加 入者のみ） ・届ける方の本人確認書類※
世帯 変更届	変更の日か ら 14 日以内	・国民健康保険被保険者証（加 入者のみ） ・届ける方の本人確認書類※

※届け出人の本人確認をさせていただきますので、官公署発行の顔  
写真付き本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバー  
カードなど）をお持ちください。

※一部の手続きができない窓口があります。

# 印鑑登録

市民課

443-2050

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター  
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

## ■印鑑に関すること

届け出に必要な申請書などは窓口にあります。

### ●印鑑登録の申請

登録できる人	・本市に住民登録されている方
登録できない人	・15歳未満の方
申請に 必要なもの	・印鑑登録申請書 ・登録する印鑑（大量生産されている ものは不可） ・代理人申請のときは代理権授与通知 書（即日登録不可） ・印鑑登録証交付手数料…300円

\*本人あてに「照会書」を送付しますので、その「照会書」の回  
答および本人確認書類の提示（代理人も含む）があったときに「印  
鑑登録証」を交付します。

\*官公署発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート、  
マイナンバーカードなど）により登録者自らの申請であること  
が確認できたときは、登録と同時に「印鑑登録証」を交付します。

\*地区センターでは、即日登録はできません。

### ●印鑑登録証明書

申請に 必要なもの	・登録している印鑑の証明手数料…300円 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」 「旧おおやま町民カード」「日ふちゅう町民 カード」 ・印鑑登録証明書交付申請書
--------------	--

### ●印鑑の変更

申請に 必要なもの	・印鑑登録廃止届 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」 「旧おおやま町民カード」「日ふちゅう 町民カード」がある場合はそのカード ・印鑑登録申請書 ・印鑑（改めて登録する印鑑と登録して いた印鑑がある場合はその印鑑） ・代理人申請のときは、代理権授与通知書
--------------	--

\*手続きは、印鑑登録申請の場合と同じです。

### ●印鑑登録証の亡失

申請に 必要なもの	・印鑑登録証亡失届 ・登録している印鑑 ・代理人による届け出のときは、あらかじめ 亡失届に代理人に届け出を委任する旨の 代理権授与通知書、本人と代理人の本人 確認書類
--------------	--

●印鑑登録の廃止

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録廃止届</li> <li>・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」</li> <li>・登録している印鑑</li> <li>・代理人による届け出のときは、あらかじめ廃止届に代理人に届け出を委任する旨の代理権授与通知書、本人と代理人の本人確認書類</li> </ul>
----------	--

# マイナンバーカード

(個人番号カード)

**市民課**

443-2269

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真が表示されたICカードです。個人番号を証明する書類、本人確認書類として利用できる他、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付サービス等が利用できる電子証明書が搭載されます。

- 申請された方のみ交付されるカードです。希望がある場合は、地方公共団体情報システム機構に郵便やインターネット・スマートフォンによるWEBサイトで申請してください。  
※平成27年10月5日以降に住所、氏名などに変更があった場合は、通知カードに同封されていた交付申請書は使用できませんので、上記窓口にお問い合わせください。
- 初めてマイナンバーカードを申請する方の交付申請書については、市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センター、各地区センター（一部を除く）、とやま市民交流館で発行しています。詳しくは、上記窓口にお問い合わせください。
- 申請の手続き後、後日の交付となります。(即日交付はできません。)
- 初回の発行手数料は、無料です。(再発行は手数料がかかります。)

# 各種証明

## 各種証明手数料

**市民課**

443-2048

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター  
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

種類	内容	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・除籍全部事項証明書(除籍謄本)	戸籍・除籍に記載された事項の全部を証明したもの	戸籍 1通450円 除籍 1通750円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本)	戸籍・除籍に記載された事項の個人を証明したもの	戸籍 1通450円 除籍 1通750円
改製原戸籍(謄本・抄本)	法令の改正により戸籍を作り直したときの、作り直す前の戸籍	1通750円
戸籍の附票の写し(謄本・抄本)	その戸籍に在籍中の住所の履歴を証明したもの	1通300円
戸籍受理証明書	戸籍届出受理に伴う証明	1通350円 (上質紙1通1,400円)
住民票の写し	住民票に記載された事項を証明したもの	1通300円
身分証明書	禁治産・準禁治産宣告および後見登記の有無に関する証明	1通300円
印鑑登録証明書	登録している印鑑の証明	1枚300円
電子証明書	公的個人認証サービスにおける電子証明書の発行	1件200円 (令和6年3月末まで初回無料)

- \*電子証明書の取り扱いは、市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センターのみです。
- \*本人確認書類  
窓口に来られた方の運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなどで本人確認をします。
- \*委任状  
本人以外の代理人が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。
- \*印鑑登録証明書の申請に必要なものはP13をご覧ください。
- \*郵便で申し込みをされるときは、下記の所にご送付ください。その際には、切手を貼った返信用封筒および手数料(定額小為替)、請求者の本人確認書類の写しを同封してください。(印鑑登録証明書、電子証明書は郵便での申込みはできません。)

〒930-8510 富山市新桜町7-38 富山市役所市民生活部市民課



■とやま市民交流館 (CiC 3階 ☎444-0640)

サービス内容		平日	土・日・祝
各種証明書の交付	住民票の写し	10:00~20:00 (19:30受付終了)	
	住民票記載事項証明書		
	印鑑登録証明書		
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)		
	戸籍の附票の写し		
	身分証明書		
	税証明書	10:00~19:00	
住民異動届、印鑑登録などの受付		10:00~19:00	
戸籍届の受付		10:00 ~ 17:15	
戸籍届の預かり		17:15 ~ 20:00 (19:30受付終了)	10:00 ~ 20:00 (19:30受付終了)
とやま広域窓口サービス ※県内市町村の住民票などの交付が受けられるサービス		10:00 ~ 16:30	
こども・妊産婦医療、児童手当、ひとり親応援・子育て支援金、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、重度心身障害者医療に関する各種届け出、「おでかけ定期券」発行		10:00~20:00 (19:30受付終了)	
市民学習コーナーの使用時間		10:00~20:45	

休館日：CiC ビルの休館日、年末年始（12月29日～1月3日）  
※手続きの内容によって、受付できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■とやま広域窓口サービス

**市民課** ☎443-2050

各行政サービスセンター市民係  
とやま市民交流館

県内15市町村（24か所）のどこからでも「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」「戸籍の附票の写し」「身分証明書」の5つの証明書の交付を受けることができるサービスです。

※地区センターでは取り扱いできません。

証明書の種類	請求できる人
住民票の写し	本人、または本人と同一世帯の人
印鑑登録証明書	本人
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人、または本人と同一戸籍の人
戸籍の附票の写し	本人、または本人と同一戸籍の人
身分証明書	本人

●交付を受けるには

申請に必要なもの	・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ・印鑑登録証明書が必要な場合は印鑑登録証
請求方法	窓口にて備えてある「とやま広域窓口サービス用交付請求・申請書」に必要事項を記入・押印して、本人確認書類を提示のうえ、窓口にて提出してください
受付日 受付時間	月曜～金曜（祝日は除く）の 8:30～16:30
手数料	住所地・本籍地の市町村の手数料条 例に基づく金額

■コンビニ交付サービス

**市民課** ☎443-2048  
**納税課** ☎443-2142

マイナンバーカードを使用して、全国各地のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

証明書の種類	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項(個人事項)証明書 ・戸籍の附票の写し ・所得・課税証明書(P57参照)
利用時間	6時30分から23時 ※12月29日～1月3日及び メンテナンス日を除く
手数料	窓口交付時より100円減額 ※令和5年5月1日から 令和7年4月30日まで ※戸籍全部事項(個人事項)証明書、 戸籍の附票の写しは、富山市に 本籍がある方が対象。

\*マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が設定されている必要があります。

# 転居・転出のとき

## 転居・転出

### ■引越しの際に必要な主な届け出・手続き

引越しされる際には、住民登録などの異動手続きの他、次に該当するものがある場合は各窓口で届け出をしてください。手続きには、◆印のもの、手続きに来られた方の印鑑および身分証明書をお持ちください。

内容	取扱窓口	市内で住所が変わった	市外に引っ越した（転出）
国民健康保険		○住所変更の届け ◆国民健康保険被保険者証	○資格喪失の届け ◆国民健康保険被保険者証(返却)
後期高齢者医療	○保険年金課 ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○地区センター ○とやま市民交流館	○住所変更の届け	○資格喪失の届け 県外へ転出される方は、後期高齢者負担区分証明書を保険年金課(または行政サービスセンター)で受けとってください
国民年金			○資格喪失の届け
介護保険	○介護保険課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け ◆介護保険被保険者証、負担割合証	○資格喪失の届け ◆介護保険被保険者証、負担割合証(返却) ※返却は地区センター及び中核型地区センターでも可
身体障害者手帳 療育手帳	○障害福祉課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け ◆手帳	○療育手帳をお持ちの方で県外へ転出される方は、返還届と療育手帳の返却
精神障害者保健福祉手帳	○保健所保健予防課 ○保健福祉センター	○住所変更の届け ◆手帳	○転出先に手帳を持参して届け
障害福祉サービス等受給者	○障害福祉課 ○こども健康課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け ◆受給者証	◆転出先の居住地で引き続きサービス利用が必要な方は、障害福祉課、こども健康課へご相談ください。
心身障害者医療	○障害福祉課 ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○地区センター ○とやま市民交流館	○住所変更の届け ◆医療費受給資格証、健康保険証	
妊産婦医療	○こども福祉課 ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○地区センター ○とやま市民交流館	○住所変更の届け ◆医療費受給資格証、健康保険証	◆医療費受給資格証(返却)
こども医療		※こども医療は住所変更の届けは不要	
ひとり親家庭等医療		○住所変更の届け ◆受給者証書、医療費受給資格証、健康保険証 等	○住所変更の届け ◆受給者証書、医療費受給資格証、健康保険証 等
児童扶養手当 特別児童扶養手当	○こども福祉課 ○行政サービスセンター		
保育所・認定こども園・私立幼稚園	○通っている保育所・認定こども園・私立幼稚園 ○こども保育課 ○行政サービスセンター	○住所変更の届け	◆退所届(保育所・認定こども園・幼稚園へ提出)
公立小中学校の就学手続き方法	○市民課 ○地区センター ○行政サービスセンター ○中核型地区センター ○とやま市民交流館	○住所異動の手続き後、「就学指定書」をお渡しします	○住所異動をされるとともに、学校から在学証明書などを受け取ってください

\* 地区センターへ届け出されるときは、証明書等が即日交付できる地区センターをご利用ください。

### 水道の届け出

取扱窓口	電話番号等	必要なこと
上下水道局料金課 東・西上下水道サービスセンター	開閉栓専用ダイヤル 0120-310-599 専用FAX 432-8617	○お客さま番号または住所 ○契約者の氏名、開始日または中止日

# 子育てサポート

## 妊娠がわかったら

7つの保健福祉センターでは、乳幼児の健康診査や妊産婦の教室・育児教室などを開催しています。また、保健福祉センターは子育て世代包括支援センターの役割を担っており、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っております。

中央保健福祉センター（星井町二丁目）	☎422-1172	大山保健福祉センター（上滝）	☎483-1727
南保健福祉センター（蜷川）	☎428-1156	八尾保健福祉センター（八尾町福島）	☎455-2474
北保健福祉センター（岩瀬文化町）	☎426-0050	西保健福祉センター（婦中町羽根）	☎469-0770
大沢野保健福祉センター（高内）	☎467-5812		

### 母子健康手帳

こども健康課 ☎443-2248

医師または助産師の診断を受け、妊娠がわかったら、妊娠届を提出して、母子健康手帳の交付を受けてください。この手帳は、妊娠、出産の状態、お子さんの発育状況、予防接種等の記録などができます。また、子育てケアプランや産婦健康診査の結果等を記載するママ手帳の配布も行っております。

届け出先：各保健福祉センター

必要なもの：妊娠届出書（産科、産院にあります）

### 妊婦一般・歯科健康診査受診票

安心してマタニティライフを送るために、定期的に健康診査を受けましょう。母子健康手帳が交付されるときに受診票が交付されます。産婦人科と、歯科で受診できます。

### 多胎妊婦の妊婦健康診査費助成事業

多胎妊娠の方で、令和5年4月1日以降に妊婦健康診査を14回超えて受診し、自己負担が発生した方に対し、妊婦健康診査費用の一部を申請により助成します。（一人当たり、5回を限度。）上限1回につき5,000円。申請は最終受診日から1年以内に行ってください。

対象：①妊婦健康診査受診日に市に住民登録のある方  
②妊婦一般健康診査を14回受診された方

申請場所：こども健康課、各保健福祉センター

申請に必要なもの：

- ①受診時の領収書および明細書（検査内容や保険点数が明記されているもの）
- ②母子健康手帳
- ③申請者名義の振込先を確認できるもの

### 妊産婦の健康相談

#### ●妊産婦の健康相談（各保健福祉センター）

月曜から金曜まで個別に行っています。

#### ●パパママセミナー（各保健福祉センター・こども健康課）（予約制）

家族で協力して子育てができるよう、妊娠・出産・育児について学べる教室を開催しています。

※日程については市ホームページや、「広報とやま」毎月20日号でご確認ください。

※対象者や内容については、市ホームページや母子健康手帳アプリでご確認ください。

#### 母子健康手帳アプリ

富山市母子健康手帳アプリ「育さぼとやま」by母子モでは、母子健康手帳機能に加えて、生年月日と接種状況に応じた予防接種スケジュールを提案したり、お子さんの身長・体重を自動でグラフ化し、家族で共有することもできます。インストールをして、ご利用ください。

・アプリマーケット(App StoreまたはGoogle Play)から「母子モ」を検索

・子育てサイト「育さぼとやま」

#### 助産師ほっとライン

助産師が24時間体制で妊娠中や産後のママの相談に対応します。

サンゴノヤミ  
電話番号：461-3573

※年末年始(12月28日17:15～1月4日8:30)を除く

#### 経済的に不安を抱えた妊婦に対する初回産科受診料支援事業

妊娠判定のために産科医療機関等を初めて受診した妊婦の方に対し、受診料の一部を助成します。申請は初回受診日から3か月以内に行ってください。

対象：次のすべての項目に該当する方

- 住民税非課税世帯または生活保護受給世帯
- 令和5年4月1日以降に妊娠判定のために産科医療機関等を初めて受診した方
- 初回受診日および申請日に市に住民票がある方

届け出先：こども健康課、各保健福祉センター

申請に必要な書類：

- ①受診時の領収書および明細書（検査内容や保険点数が明記されているもの）
- ②申請者名義の振込先が確認できるもの
- ③住民票（申請時に居住状況が確認できる場合は不要）
- ④非課税証明書（申請時に課税状況が確認できる場合は不要）

### ■妊産婦医療費助成

こども福祉課		☎443-2249
各行政サービスセンターこども福祉係		
大沢野	☎467-5830	☎大 山 483-2594
八 尾	☎455-2461	☎婦 中 465-2125

妊産婦の妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産に係る医療費（保険診療自己負担分）を助成します。助成対象期間は、申請日の初日から出産した月の翌月の末日（切迫早産は出産日）までとなります。ただし、所得制限があります。

申請場所：こども福祉課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館（CiC 3階）

必要なもの：健康保険証（妊産婦と生計維持者）  
妊産婦医療費受給資格登録申請書（産科、産院にあります）  
その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

### ■不妊に関することは

こども健康課	☎443-2248
--------	-----------

#### ●不妊相談

随時、保健師が相談などを行っています。

#### ●特定不妊治療費助成

対 象：市に住民登録があり、指定医療機関で体外受精や顕微授精を受けられた法律婚または事実婚関係にある夫婦。

助成内容：保険適用で6回治療を終了した後の7回目から1年度あたり3回までの治療で、助成に関わる治療の開始日における妻の年齢が、40歳未満であることが要件です。助成額は治療内容により、上限10万円または30万円です。また、特定不妊治療の一環として行われる保険診療外の男性不妊治療（採精術）に要した費用を助成します。助成額は、治療1回につき上限30万円までです。

申請場所：こども健康課、各保健福祉センター

#### ●不育症治療費助成

対 象：市に住民登録があり、不育症の検査や妊娠した際に行われたヘパリンを主とした

治療を受けられた法律婚または事実婚関係にある夫婦。

助成内容：・不育症の検査や治療に要した費用（医療・保険各法に規定する保険給付分）を助成します。助成額は1回の治療につき上限30万円です。  
・既往流死産回数が2回以上ある方に対して、先進医療として行われる不育症検査で、その実施機関として届出又は承認がされている保険医療機関で実施するものに対し、1回の検査に係る費用の7割に相当する額、ただし上限6万円を助成します。

申請場所：こども健康課、各保健福祉センター

#### ●不妊検査費助成

対 象：次のすべての項目に該当する方

- ①申請日においてご夫婦またはどちらか一方が、市に住民登録があること
- ②ご夫婦ともに不妊検査を受けていること
- ③検査開始日において、婚姻して3年以内のご夫婦
- ④検査開始日において、妻の年齢が43歳未満であること
- ⑤同一夫婦において、過去に一般不妊治療、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと

助成内容：ご夫婦1組につき1回のみ  
不妊検査費用の自己負担額について、2万円を上限に助成します。

申請場所：こども健康課、各保健福祉センター

## 赤ちゃんが 生まれたら

### ■新生児聴覚検査

こども健康課	☎443-2248
--------	-----------

検査時に住民票を富山市に有する保護者の方に、検査費用の一部を助成します。ただし、検査は生後50日以内に行ったものに限りです。

#### ●助成の対象となる検査

- 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）
- 聴性脳幹反応検査（ABR）
- 耳音響放射検査（OAE）

#### ●助成金額

初回検査について、上限5,000円  
（上限金額を超過する分は、自己負担になります）

#### ●助成の流れ

（1）県内委託医療機関で検査を受ける場合  
助成金額（5,000円）を差し引いた分は、自己負担となります。費用は各医療機関で異なります

すので、医療機関にてご確認ください。

(2) 県内委託医療機関以外で検査を受ける場合  
および、県外の医療機関で検査を受ける場合

検査費用の全額を医療機関にお支払いいただき、後日支払われた検査費用の一部（上限5,000円）を申請により還付します。検査を受けてから、6か月以内に下記の書類を揃えて、申請してください。

●申請に必要な書類

- ①富山市新生児聴覚検査受診票兼検査費請求書（様式1号）  
\*検査結果が記載されているもの
- ②新生児聴覚検査を実施したことが分かる医療機関発行の領収書および明細書（原本）
- ③富山市新生児聴覚検査費助成交付申請書兼請求書  
\*申請の際、窓口にて記載していただきます。
- ④振込先の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

申請場所：こども健康課、各保健福祉センター

■ベビーボックスプレゼント事業

こども健康課

☎443-2248

赤ちゃんの誕生を祝福するとともに育児の相談や支援を行うきっかけとするため、出生後に引換券を交付し、お住まいの地区を担当している保健福祉センターで、育児用品を詰め合わせたベビーボックスをプレゼントします。

対象：①出生時に市に住民登録があるお子さん  
②転入時に1歳未満のお子さん

引き換え場所：お住まいの地区を担当している保健福祉センター

引き換え期間：生後6か月以内

必要なもの：母子健康手帳（必須）、申請書兼引換券

■産婦健康診査

産後の身体と心の健康を保つため、産後2週間と産後1か月の健診を受けましょう。母子健康手帳を交付された時に2回分の受診票が交付されます。

■新生児家庭訪問

こども健康課

☎443-2248

新生児（生後28日以内）のいる家庭を助産師または保健師が訪問し、ご相談に応じます。出産後、母子健康手帳に綴じ込まれている出生連絡票でご連絡ください。

■産後ヘルパー派遣事業

こども健康課

☎443-2248

ヘルパーによる家事や育児の支援を行います。

対象：出生後6か月以内の子どもがいる家庭

利用回数：1世帯あたり5回まで

利用時間：1回の支援は2時間まで

利用料：1回1,500円

申請場所：こども健康課

■自宅で受けられる産後ケア

助産所の助産師が家庭を訪問し、授乳や沐浴等の支援や育児相談を行います

対象：生後1歳未満の子どもとその母親で、心身の不調等がある方

利用時間等：1回につき最長2時間まで、利用は母親一人につき3回まで

■電話健康相談

お問い合わせ：各保健福祉センター

育児や離乳食、健康上の心配なことなどの相談を行っています。

■赤ちゃん教室（予約制）

お問い合わせ：各保健福祉センター

心身の発達および育児に関する教室を開催しています。

対象：生後4か月～6か月の乳児とその保護者

■保健推進員による訪問

「保健推進員」は市長の委嘱を受けた健康づくりボランティアで保健福祉センターの保健師と連携して活動しており、2～3か月と8～9か月の赤ちゃんがいる家庭を訪問しています。訪問時には市の保健事業や子育てに関するサービスの情報提供を行っています。詳しくは各保健福祉センターまでお問い合わせください。

■予防接種

保健所保健予防課

☎428-1152

各保健福祉センター

予防接種で免疫をつけ、子どもの健康を守りましょう。定期の予防接種の対象者には接種時期に合わせてその都度個別通知します。

●定期の予防接種の種類

- BCG
- ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（四種混合）
- ジフテリア・破傷風（二種混合）
- 麻しん風しん混合（MR）
- 日本脳炎
- Hib感染症
- 小児の肺炎球菌感染症
- ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）
- 水痘（みずぼうそう）
- B型肝炎
- ロタウイルス感染症

■医療費助成・手当・多子世帯応援

こども福祉課

☎443-2249

各行政サービスセンターこども福祉係

●こども医療費助成

中学生までのお子さんの医療費（保険診療自己負担分）を助成します。

出生または転入の日から15日以内に申請してください。後日、「こども医療費受給資格証」を交付します。

申請場所：こども福祉課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館（CiC 3階）

必要なもの：健康保険証（子どものもの。ただし、出生時で子どもの健康保険証が未作成の場合は被保険者の保険証でも可能です。）

その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

●児童手当

中学校修了までの児童を養育している方の申請に基づき、申請の翌月から支給されます。出生または転

入の翌日から15日以内に申請してください。ただし、所得制限があります。

申請場所：こども福祉課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館（CiC 3階）

必要なもの：通帳（保護者のもの）  
健康保険証（年金加入証明書が必要な場合があります。）  
その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

●未熟児養育医療

体の発育が未熟なままで生まれてきた新生児で、入院などが必要な場合、医療費を助成します。入院できる医療機関は指定されています。

●ウェルカムベビーおむつ事業

多子世帯の子育てを応援するため、第3子以降に誕生した赤ちゃんに対し、お祝い品の紙おむつ1か月分を贈ります。生後3か月以内に申請してください。希望の送付先へ配送します。

申請場所：こども福祉課（郵送可）、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館（CiC3階）

保健所保健予防課

☎428-1152

各保健福祉センター

●小児慢性特定疾病医療

小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病で治療が必要な18歳未満の方（18歳に達した時点において対象となっており、かつ18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳に達するまで）に対して医療費を助成します。生計中心者の所得等に応じて自己負担があります。

健やかに育てる

各保健福祉センター

P17をご覧ください。

■出産・子育て応援事業

（令和4年4月以降の妊娠・出産が対象）

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実し、「経済的支援」を一体的に実施します。

出産応援ギフト：妊婦1人あたり5万円支給

妊娠届出時の面談後に、申請方法を説明します。

子育て応援ギフト：子ども1人あたり5万円支給

出生届出後に面談案内を送付し、面談来所時に申請方法を説明します。

※令和4年4月～令和5年2月の間に妊娠届出をされた方は、出産後に「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」をまとめて支給します。

■乳幼児の健康診査

●乳幼児健康診査（集団健診）

健診はお子さんの成長や年齢に応じた育児の方法を知る大切な機会です。お子さんの発育、発達を保護者とともに確認しています。育児に関する相談もできます。対象の方には、個別に通知します。

- 4か月児健康診査（3～4か月頃）
- 1歳6か月児健康診査（1歳6か月～1歳8か月頃）
- 3歳児健康診査（3歳6か月～3歳8か月頃）

●乳児一般健康診査（個別健診）

乳児一般健康診査受診票が2回分発行されます。県内の医療機関で受診できます。6か月、9か月頃の受診をおすすめしています。

使用期限は満1歳のお誕生日の前日までです。

■乳幼児健康相談（予約制）

心身の発達および育児について、保健師、栄養士などが個別相談を行っています。お住まいの地区を担当する保健福祉センターにお問合せください。

■よい歯づくり講座（予約制）

幼児のむし歯予防とフッ化物塗布についての講座を開催しています。

対象：フッ化物塗布を希望する1歳～3歳児とその保護者

■フッ化物塗布（予約制）

対象：よい歯づくり講座を受けた1歳～3歳児

■産後ケア応援室

富山市まちなか総合ケアセンター（産後ケア応援室）

☎461-3541

出産後、育児に奮闘しているお母さんの心と体の回復と、お子さんとの新しい生活を安心して過ごすことができるようサポートします。

●デイケア・宿泊

・事前登録が必要です。

・利用者負担額

デイケア9:30～19:00（2食（昼・夕）、間食） 4,900円

9:30～13:00（1食（昼）、間食） 1,800円

9:30～15:30（1食（昼）、間食） 3,100円

13:00～19:00（1食（夕）、間食） 3,100円

宿泊1日（24時間）（3食、間食） 7,200円

※里帰り出産等の方の負担額については産後ケア応援室までお問い合わせください。

※連携市町村にお住まいの方の負担額については、各自治体へお問い合わせください。

●子育て教室

※日程や内容は、前月に「広報とやま」やホームページで案内します。

・定員10名

・電話で申し込み（先着順）

・利用料 800円

・所在地 富山市総曲輪四丁目4番8号

## ■子育てに関する相談窓口

相 談	内 容	相談日・時間	問い合わせ先・電話番号
24時間子育て相談	乳幼児や小中学生の子育てに関する相談	電話相談：24時間 年中無休 面接相談：随時 10:00～17:00 CiC休館日・年末年始 (12/29～1/3)除く	富山市新富町一丁目2-3 CiC4階 富山市子育て支援センター 444-1110
すくすく相談	小児科医による発達相談	要予約 年10回 13:45～16:10	
離乳食相談	管理栄養士による離乳食や食事相談	要予約 毎月第4金曜日(変更あり) 10:10～11:45	
幼児ことばの教室	(富山) 言語聴覚士によることばの相談・指導	要予約 指導時間40分間程度 月～金 10:00～16:45 土日 10:00～11:45 CiC休館日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)除く	富山市高内64 大沢野児童館内 468-3737
	(婦中) 言語指導員によることばの相談・指導	要予約 指導時間40分程度 月火 9:00～17:00 祝日・年末年始(12/29～1/3)除く	
	(大沢野) 言語指導員によることばの相談・指導	要予約 指導時間40分間程度 木金 9:30～12:30 祝日・年末年始(12/29～1/3)除く	
乳幼児発達支援相談	心身の発達が気になるお子さんの乳幼児期からの相談や早期療育支援を行う	平日 8:30～16:30	こども発達支援室 富山市まちなか総合ケアセンター 461-5470
ひとり親相談	ひとり親アテンダント、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の悩み相談	平日 8:30～17:15	こども福祉課 443-2055
家庭児童相談	家庭児童相談員による養育相談、児童虐待に関する相談	平日 8:30～17:15	こども健康課 443-2038
教育相談	臨床心理士や教育相談員による学校生活(不登校、いじめ等)、子どもの発達、子育てなどに関する相談	平日 8:30～17:00	教育センター 431-4434
助産師ほっとライン	産前産後の体調や育児・授乳などの相談(電話相談)	24時間 年末年始(12/28 17:15～1/4 8:30)除く	産後ケア応援室 461-3573

## ■子どものための電話相談

こどもいじめテレホン相談	いじめに関する相談	平日 8:30～17:00 時間外は留守番電話	教育センター 431-0099
青少年悩みごと相談	相談担当職員による青少年の非行、友達関係、家族関係などの相談	平日 8:30～16:30	生活安全交通課 443-2274
こころの悩みや不安の相談	ハートSOSダイヤル	平日 8:30～17:15	保健所保健予防課 428-2033
子どもほっとダイヤル	市内の小中学生を対象とした悩み相談	24時間 年中無休	0120-874-440 (フリーダイヤル)
子どもの人権110番	いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談	平日 8:30～17:15	0120-007-110 (フリーダイヤル)

## ■利用者(子育て)支援事業

「子育て支援専門員」が、育児相談やお子様や保護者、妊婦などそれぞれのニーズに応じた施設・サービスの情報を提供します。

子育て支援専門員配置場所：こども保育課窓口(TEL 443-2060)

各行政サービスセンターこども福祉係

大沢野(TEL 467-5830) 大山(TEL 483-2594)

八尾(TEL 455-2461) 婦中(TEL 465-2125)

# 子どもを預けたい

## ■預かり保育（幼稚園）

学校教育課

☎443-2134

幼稚園では保育時間終了後や夏休み中などに在園児を対象に預かり保育を行っています。

※幼稚園一覧表P27参照

こども保育課

☎443-2059

ご家庭の都合で、お子さんを預けることが必要な場合、利用できる制度や施設があります。

## ■延長保育（時間外保育）

保育所等入所児童で、保護者の勤務などの都合により、通常の保育時間を超えて保育が必要なお子さんをお預かりします。(有料)

申し込み：実施保育所等 ※保育所等一覧表P28～31参照

## ■一時預かり保育

保育所等に入所していない就学前児童（生後6か月以上、一部保育所等では生後8週以上）を持つ方が利用できます。

保護者の都合（仕事、通院や治療、冠婚葬祭、引越し等）により、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりします。また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減することを目的として利用することもできます。時間帯、預かり人数など保育所によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

申し込み：実施保育所等 ※保育所等一覧表P28～31参照

利用料(公立)：

1日(4時間以上・昼食あり)ー 3,000円

4時間未満(昼食なし)ー 1,500円

4時間未満(昼食あり)ー 1,700円

※私立保育所等については、利用料が異なります。

## ■休日一時預かり保育

未就園児、保育園児、幼稚園児を持つ方が利用できます。

保護者の都合（仕事、通院や治療、冠婚葬祭、引越し等）により、お子さんを休日、家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりします。

申し込み：実施保育所等 ※保育所等一覧表P30～31参照

## ■年末保育

年末も保育をしています。

申し込み：実施保育所等 ※保育所等一覧表P29～31参照

## ■休日保育

日曜日および休日に保護者が仕事のため、保育所等入所中のお子さんを家庭で保育できない場合にお預かりします。

申し込み：実施保育所等 ※保育所等一覧表P29～31参照

## ■病児保育（病児・病後児対応型）

病気や病気回復期のため集団保育が困難なお子さんで、保護者の勤務などの都合で家庭で保育できない場合にお預かりします。1回につき7日までです。

利用料：1日2,000円

※ひとり親家庭の利用料助成についてはP42参照

※富山市在住の生活保護世帯又は、市町村民税非課税世帯については、利用料を助成しています。詳しくは、こども保育課までお問い合わせください。

申し込み：事前に実施施設に電話予約をしてください。

- 富山県立乳児院 平日 7:30～18:00  
(富山市牛島本町二丁目1-38 ☎432-8137/080-8697-2773)
- わかくさ保育園 平日 8:00～18:00  
土 8:00～12:30  
(富山市町村212-8 ☎492-6341)
- 高重記念クリニック内ラグーン 平日 8:15～18:00  
(富山市元町二丁目3-20 ☎420-6683)
- じんぼ保育園 平日 8:00～18:00  
(富山市婦中町上吉川400 ☎469-2971)
- 富山市まちなか総合ケアセンター内病児保育室 平日 7:30～19:00  
(富山市総曲輪四丁目4-8 ☎461-4801)
- のがみこどもクリニック 平日 8:30～18:00  
(富山市婦中町下善田666-1 ☎461-5436/080-8369-7353)
- くれはキッズキッズクリニック病児保育室ペアーズ 平日 8:30～18:00  
(富山市呉羽町3022-1 ☎070-8540-3715)
- いちい保育園病後児保育なかよし 平日 8:30～16:30  
(富山市小杉1025-6 ☎429-6161)※病後児のみ
- 企業主導型保育園ありさわくらす 平日 9:00～18:00  
(富山市有沢261 ☎405-9155)
- 企業主導型保育園グランキッズ 平日 8:00～19:00  
(富山市石坂3277-1 ☎461-6254)

## ■病児保育（体調不良児対応型）

保育所等に通所中のお子さんが保育中に突然発熱した場合など、保護者がお迎えに来るまでの間、お子さんをお預かりします。

実施保育所等／保育所等一覧表P28～31参照

## ■病児保育（お迎え型）

保育所等で急にお子さんの体調が悪くなったとき、保護者に代わって看護師等がタクシーでお迎えに行き、かかりつけ医などを受診した後、実施施設の病児保育室でお子さんをお預かりします。

※事前の登録が必要です。



料 金：基本料金2,000円+タクシー代の4分の1  
(富山市民の場合)

※富山市在住の生活保護世帯又は、市町村民税非課税世帯については、利用料を助成しています。詳しくは、こども保育課までお問い合わせください。

### 実施場所および問い合わせ先

- ・わかかさ保育園  
富山市町村212-8 ☎492-6341
- ・高重記念クリニック内ラグーン  
富山市元町二丁目3-20 ☎420-6683
- ・富山市まちなか総合ケアセンター内病児保育室  
富山市総曲輪四丁目4-8 ☎461-4801
- ・のがみこどもクリニック  
富山市婦中町下轡田666-1 ☎461-5436  
☎080-8369-7353
- ・くれはキッズクリニック病児保育室ペアーズ  
富山市呉羽町3022-1 ☎070-8540-3715

### ■認可外保育施設

富山市内の認可外保育施設です。申込方法や利用料金など詳細については、各施設にお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
チャイルドスクエア総曲輪店	総曲輪二丁目4-15	424-0881
たんぼぼ園	水橋花の井町4-17	478-0405
TLC KIDS CLUB	大泉本町一丁目9-11	090-9442-3036
スタンフォードイングリッシュ	奥田町17-4	413-2378
フレンズプリスクール	中老田799	413-2343
70-ベルズ・インターナショナルスクール	秋吉121-9	424-0065
Babyる〜むSmileフラワー	稲荷元町一丁目7-2	441-2445
森のようちえんまめでっぽう	婦中町東谷字細谷25	090-5170-9945
託児施設さくらの風(夜間のみ)	桜木町5-10	411-7710
ガイアの森ようちえん	婦中町新町2781-1	433-1238
ジョーキッズインターナショナルスクール	本郷町3区265-2	400-8784
HUG保育園	開687-50 向新庄1295-2	080-7276-8683
puafuあ	花園町二丁目1-10	070-3864-3444
みらいえ託児所	本町4-12コーポ本町196 2階	411-7851
Linksmil	堀川小泉一丁目22-10T・fort堀川小泉C棟	080-1979-3510

※事業所内保育施設(従業員の雇用確保あるいは福利厚生の一環として設置された保育施設)を除く。

### ■企業主導型保育施設

職員配置や設備等の基準を満たし、国の企業主導型保育事業助成補助を受けた事業所内保育施設の中で、空き定員を活用し従業員以外の児童を保有する施設の一覧です。申込方法や利用料金など詳細については、各施設にお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
ニチキッズ とやま光陽保育園	二口町一丁目2-4アルトリオ1F	420-1115
おやとこ保育園	八人町8-10	461-7092

まんまるキッズ英語保育園	山室340-2サザンロードビル2F	461-5957
都市型保育園ポラール山室園	山室226-2グリーンモール山室保育園棟	424-1070
ファボーレ保育園	婦中町下轡田165-1	482-5330
ウィズキッズしながわ	千歳町三丁目7-14	432-6625
さくらキッズステーション	黒崎291	481-6270
ありさわくらす	有沢261	405-9155
グランキッズ	石坂3277-1	461-6254

※事業所内保育施設(従業員の雇用確保あるいは福利厚生の一環として設置された保育施設)を除く。

### ■ファミリー・サポート・センター

生後2か月から小学6年生までのお子さんを持つ子育て中の方が利用できます。

仕事や家事の都合で子育てを手伝ってほしい方と、子育ての手伝いができる方が会員登録し、子育ての相互援助活動を行う組織です。

- 保護者の急用や体調が悪いときの預かり
- 保育施設への送迎や帰宅後の子どもの預かりなど

利用料：基本時間平日7:00~19:00/1時間700円  
基本時間外6:00~7:00、19:00~22:00  
土、日、祝日、年末年始(12/29~1/3)  
/1時間900円

※とやまっ子子育て応援券やひとり親等利用料助成が利用できます。詳細P42

### 問い合わせ：

富山市ファミリー・サポート・センター本部  
(CiCビル4階 ☎432-7212)  
大沢野窓口(大沢野行政サービスセンターこども福祉係内) ☎467-5830)  
大山窓口(大山行政サービスセンターこども福祉係内) ☎483-2594)  
八尾窓口(八尾行政サービスセンターこども福祉係内) ☎455-2461)  
婦中窓口(婦中行政サービスセンターこども福祉係内) ☎465-2130)

### ■障害児への支援

こども健康課 ☎443-2279

- 児童発達支援(未就学児対象)  
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- 放課後等デイサービス(小学生から高校生対象)  
放課後や長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
- 保育所等訪問支援  
支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
- 日中一時支援  
介護者の疾病その他の理由により、お子さんを介護できない場合に、日中の一時的預かりをします。

●短期入所

介護者の疾病その他の理由により、お子さんを介護できない場合に、宿泊を伴う短期間の入所をさせ、入浴・排せつおよび食事などの介護を行います。

※申請に必要な書類などについては、こども健康課までお問い合わせください。

■母子生活支援施設（和光寮）

こども健康課 443-2038

社会的自立が困難な母子家庭の社会的な自立のために生活を支援し、相談や援助を行います。

入所定員：2世帯

入所対象：18歳未満のお子さんを養育している母子家庭  
和光寮（富山市西番104-1）

入所については、こども健康課での相談が必要です。

■児童養護施設（愛育園・ルンビニ園）

富山県富山児童相談所 423-4000

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を、心身ともに健やかに育成し、その自立を支援するための施設です。

愛育園（西番104-1）

ルンビニ園（中布目117）

入所については、児童相談所での相談が必要です。

■ショートステイ（短期入所生活援助事業）

こども健康課 443-2038

保護者が出産や病気などの理由でお子さんの養育が一時的に困難になった場合、宿泊を伴う短期間、児童養護施設や乳児院でお預かりします。

実施施設：2歳未満児－乳児院

2歳以上児－愛育園・ルンビニ園

利用期間：7日間以内

※ご利用については、こども健康課での相談が必要です。

ご利用希望日の1週間前までにお問い合わせください。

■トワイライトステイ（夜間養護等事業）

こども健康課 443-2038

保護者が仕事の都合などで帰宅が遅い場合や休日に不在の場合等、一時的に夜間や休日に児童養護施設等でお子さんをお預かりします。

実施施設：2歳未満児－富山市民病院院内保育室

2歳以上児－愛育園・ルンビニ園

※ご利用については、こども健康課での相談が必要です。

ご利用希望日の1週間前までにお問い合わせください。

室内で遊びたい

乳幼児向けの室内遊び場に出かけてみませんか？

施設を利用するうちに、親も子どもも友達ができたという声も聞かれます。上手に施設を活用して、親子で楽しく過ごしましょう。

■子育て支援室

保育所等に併設された専用ルームで自由に遊べます。開設時間、定員、予約の有無などは、保育所等によって異なりますので各保育所等に直接お問い合わせください。

名称	住所	電話番号
西田地方保育園	西田地方町二丁目10-30	421-7481
堀川保育園	堀川小泉町一丁目16-24	421-9456
浜黒崎保育所	古志町三丁目1-3	437-9845
とよた保育園	豊田本町一丁目2-3	438-5171
大山中央保育所	中滝16	483-1805
福島保育所	八尾町福島961	454-6367
ほそいり保育所	榆原704-2	485-2010
奥田保育園	奥田寿町10-2	431-0606
おおひろたこども園	海岸通165-1	437-9923
新保なかよし認定こども園	任海463	429-5885
呉羽保育所	呉羽町2247-18	434-2446
みやの保育所	婦中町地角410	466-3225
愛宕保育所	愛宕町一丁目2-2	432-5052

■親子サークル

保育所や幼稚園等に通っていないお子さんとその保護者を対象に、親子の交流を深める遊びや子育ての仲間づくりのお手伝い、子育ての悩み相談などを行っています。実施日は保育所・認定こども園・幼稚園・子育て支援センターごとに異なります。実施日などについては直接各保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援センターにお問い合わせください。

- 保育所等一覧表 P28～31参照
- 幼稚園一覧表 P27参照
- 子育て支援センター一覧表 P25参照

## ■児童館

こども支援課

☎443-2204

各行政サービスセンターこども福祉係／各児童館

親子や友達と遊べる場所です。乳幼児向けの親子サークルや、小中学生を対象とした活動や行事が行われています。乳幼児や児童が自由に遊べる部屋が設置されています。

名称	住所	電話番号
五福児童館	五福4431-1	432-9750
北部児童館	蓮町一丁目4-11	437-4006
山室児童館	高屋敷573-5	492-1377
蜷川児童館	下堀77-7	491-2618
水橋児童館	水橋辻ケ堂1275-30	478-0478
中央児童館	新富町一丁目2-3CiCビル5階	405-6065
星井町児童館	星井町二丁目7-11	423-3831
東部児童館	石金一丁目5-37	421-4212
大沢野児童館	高内64	468-3737
大久保児童館	下大久保2433-1	467-1043
婦中央児童館	婦中町速星750-2	466-3011
神保児童館	婦中町上吉川403-1	469-4648
山田児童館	山田中瀬106	457-2080

## ■ミニ児童館

小学校4年生から中学校3年生までの児童や生徒を対象に、放課後などの自主的な遊びや学習などの活動ができる場所です。学習室では読書や将棋など、軽運動室では卓球やバドミントンなどができます。

名称	住所	電話番号
呉羽ミニ児童館	呉羽町2920 (呉羽会館内)	436-1120

### 開設日・時間

月～金曜日 13:00～19:00  
土曜日・日曜日・祝日 8:30～17:15  
(12月29日～1月3日を除く)

## ■子育て支援センター

親子で遊んだり、専門スタッフに子育ての相談ができます。子育てに関する講習なども開催しています。

※実施日や時間などは、直接お問い合わせください。

名称	住所	電話番号
富山市 子育て支援センター	新富町一丁目2-3 CiCビル4階	444-1110
桜谷 ◆ 子育て支援センター	石坂新68-3 (桜谷保育園内)	411-5058
常盤台 ◆ 子育て支援センター	経堂三丁目155 (常盤台保育園みどり館内)	424-9222
わかば ◆ 子育て支援センター	堀川町455 (わかばにここ園内)	424-8835
いちい ◆ 子育て支援センター	布市686-8	090-5177-7171
わかくさ ◆ 子育て支援センター	町村212-8 (わかくさ保育園もみじの家内)	492-6341
萩浦 ◆ 子育て支援センター	高畠町二丁目3-23 (萩浦保育園内)	481-7282
東山 ◆ 子育て支援センター	吉作4303-1 (東山保育園内)	436-6810
まつわか ◆ 子育て支援センター	松若町16-37 (まつわか保育園内)	441-8371
光陽もなみ ◆ 子育て支援センター	布瀬町南二丁目3-6 (光陽もなみ保育園内)	421-4964
水橋 子育て支援センター	水橋辻ケ堂1275番地30	478-1037
大久保 ◆ 子育て支援センター	下大久保2433-1 (大久保児童館内)	467-1043
上滝 ◆ 子育て支援センター	上滝499 (上滝保育園内)	483-1043
八尾 子育て支援センター	八尾町福島200 (八尾行政サービスセンター内)	455-3714
婦中央 ◆ 子育て支援センター	婦中町速星750-2 (婦中央児童館内)	466-5012
じんぼ ◆ 子育て支援センター	婦中町上吉川400 (じんぼ保育園内)	469-6676

◆印は親子サークル実施施設です。



# 学童保育を 利用したい

## 子ども会（地域児童健全育成事業）

こども支援課

☎443-2204

各行政サービスセンターこども福祉係

大沢野 ☎467-5830 八尾 ☎455-2461  
大山 ☎483-2594 婦中 ☎465-2125

放課後の小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちに健全な遊びや生活の場を提供しています。地域の方々が、お子さんを安全にお預かりします。各施設まで直接お申し込みください。

対象児童：保護者が仕事などで昼間家庭にいない、留守家庭の小学生

開設時間：放課後からおおむね3時間以上

利用料：無料

（おやつ代、材料費などの実費を徴収する場合があります）

## 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

こども支援課

☎443-2204

各行政サービスセンターこども福祉係

大沢野 ☎467-5830 婦中 ☎465-2125  
八尾 ☎455-2461

保護者が仕事などで昼間家庭にいない留守家庭の子どもたちに、保護者が帰宅するまでの間、家庭に代わる生活の場を提供しています。放課後児童支援員等がお子さんを安全にお預かりします。

各施設まで直接お申し込みください。

対象児童：保護者が仕事などで昼間家庭にいない、留守家庭の小学生

開設時間：放課後～19:00

学校休業日は8:00～19:00

※時間を拡大して実施する施設もあります。

利用料：有料（各施設により異なります）

※ひとり親家庭については、8月の1年生～3年生の利用料を助成しています。  
詳細P43

## ●子ども会（地域児童健全育成事業）開設場所

校区	名称	開設場所
芝園	よつば子ども会	芝園小学校
西田地方	西の子会	西田地方小学校
中央	中央子ども会	中央小学校
柳町	チビッ子館	柳町小学校
桜谷	さくら子ども会	桜谷小学校
五福	しらとり子ども会	五福児童館
奥田	こぼと会	奥田小学校
奥田北	むつみ子供会	奥田北小学校
東部	東部っ子広場	東部児童館
新庄	ひばり学級	新庄小学校
新庄北	つばさ子ども会	新庄北小学校
藤ノ木	なかよし学級	藤ノ木小学校
岩瀬	岩瀬子ども会	岩瀬公民館
針原	ポプラ子ども会	針原小学校
浜黒崎	まつぼっくり子供会	浜黒崎小学校
大広田	ゆめのへや	大広田小学校
豊田	たんぼひろば	豊田小学校
広田	子供の館	広田小学校敷地内
神明	のびっ子会	神明小学校
堀川	堀川いすみ子ども会	堀川小学校
堀川南	あゆみ会	堀川南小学校
光陽	光陽子ども会	光陽小学校
山室	みずほ子ども会	山室小学校
山室中部	わかば児童会	山室中部小学校
蛸川	蛸川しろがね子ども会	蛸川児童館敷地内
太田	ひかりのくに	太田小学校
萩浦	萩浦よいこの会	萩浦小学校
熊野	熊野ちびっ子館	富南会館内
月岡	月岡つくし子供会	月岡小学校
新保	新保子ども会	新保小学校敷地内
四方	浜っ子会	四方小学校敷地内
八幡	なかよしホーム	八幡小学校
草島	草島っ子会	草島小学校
倉垣	北斗子供会	倉垣小学校
呉羽	ふたば子ども会	呉羽小学校
長岡	あすなる教室	長岡小学校敷地内
寒江	なかよし教室	寒江小学校
老田	老田子ども会	老田小学校
古沢	ふれあい学級	古沢小学校
池多	はくちょう子供会	池多小学校
水橋中部	大成子ども会	水橋中部小学校敷地内
水橋西部	エンゼルハウス	水橋西部小学校
水橋東部	なかよし会	水橋東部小学校
三郷	太陽っ子ひろば	三成小学校
上条	上条子ども会	上条地区スクールバス待合所
大沢野	大沢野しろぼと子ども会	大沢野児童館
大久保	大久保たけのこ会	大久保児童館
船峠	ふなくらキッズ	船峠公民館
上滝	上滝チャレンジクラブ	上滝小学校
大庄	大庄ともえ学級	大庄小学校敷地内
福沢	福沢げんきクラブ	旧福沢幼稚園
八尾	八尾地域児童クラブ	八尾小学校
杉原	杉原地域児童クラブ	杉原小学校
保内	保内地域児童クラブ	保内小学校敷地内
櫻尾	櫻尾地域児童クラブ	櫻尾小学校
速星	速星ひまわり子ども会	婦中央児童館
鶴坂	学童クラブうさかつ子	鶴坂小学校
宮野	みやのっころんど	宮野小学校
古里	ふるさとなかよしクラブ	古里小学校
音川	音川子ども会	音川小学校
山田	やまだ子ども会	山田小学校
神通碧	にれっこ会	神通碧小学校

## ●放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）実施場所

名称	所在地	電話番号
星槎（せいさ）学童保育富山A・B （学校法人国際学園）	新富町1-2-3	090-5170-4088
しほのキッズ （NPO法人キッズアイ）	鹿島町二丁目2番9号	471-7456
YMCA学童「フリーポート」 （公益財団法人富山YMCA）	桜町1-3-4	431-5588
ハレア学童保育 （NPO法人halea）	堀端町4-30	080-7963-5079
アフタースクールしみずまち （NPO法人まなびや）	旭町3-3	482-6661 080-4974-3004
YMCA学童「フリーポートII」 （公益財団法人富山YMCA）	中央通り二丁目4-4	461-7944

	名称	所在地	電話番号
富山	桜谷キッズクラブ (社会福祉法人富山市桜谷福祉会)	石坂新111-30	443-5055
	かたかご学級 (社会福祉法人かたかご会)	五福9区4323番地	433-2622
	こどものいえ (NPO 法人えがおプロジェクト)	中島三丁目3-74	070-5631-6263
	おくだっこ学童クラブ (社会福祉法人奥田福祉会)	奥田寿町2番26号	471-8088
	ガンバ(村キッズ新庄) (社会福祉法人アルペン会)	新庄町二丁目15-34	442-1534
	ときわっこ学童クラブ (社会福祉法人常盤台保育園)	経堂三丁目156	090-1636-4753
	新庄さくら・キッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	新庄銀座二丁目7番12号	452-0639
	新庄さくら・北キッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	新庄銀座二丁目6番23号	452-3639
	学童保育かみいいのキッズ (社会福祉法人新川児童福祉会)	上飯野19-2	452-5002
	わかさ ひまわりAキッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	藤木1246	464-5784
	わかさ ひまわりBキッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	藤木1835	464-5545
	学童藤ノ木メルシーⅠ・Ⅱ (社会福祉法人藤ノ木福祉会)	藤木1274番地	423-3711
	学童藤ノ木メルシーⅢ (社会福祉法人藤ノ木福祉会)	藤木1292番地	494-3977
	結の家 藤ノ木 (特定非営利活動法人結の会)	藤木2554-11	090-8094-0852
	わかば学童クラブ はりほら園 (社会福祉法人わかば福祉会)	針原中町843-2	451-1768
	とよた学童クラブ みどりの家 (NPO 法人とよた学童クラブ)	米田42-1	437-4140
	とよた学童クラブ そらの家 (NPO 法人とよた学童クラブ)	米田42-1	438-3221
	あいこうすこやかキッズ (社会福祉法人相幸福祉会)	豊田本町四丁目8番7	426-0020
	富山認定こども園とやまキッズ (公益財団法人鉄道弘済会)	豊丘町28-10	437-5236
	もなみ子どもクラブA・B・C (社会福祉法人富山城南区会)	太郎丸本町二丁目5-9	423-8000
	わかば学童クラブ 堀川園A・B (社会福祉法人わかば福祉会)	堀川町472-3	420-3150
	わかば学童クラブ 下堀園A・B (社会福祉法人わかば福祉会)	下堀88-1	461-5222
	いちい学童クラブ堀川南園Ⅰ・Ⅱ (社会福祉法人いちい保育園)	本郷町273-2	429-6161
	ほりなん児童クラブ (社会福祉法人富山学院福祉会)	大町5-2	482-5777
	ガンバ(村キッズ堀川) (社会福祉法人アルペン会)	下堀54-3	461-4006
	ハリア学童保育エジソン (NPO 法人 halea)	長江一丁目4-13	080-7963-5079
	わかさ よつば・キッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	天正寺1400	461-6764
	結の家あきよし (特定非営利活動法人結の会)	秋吉114-10	090-8094-0852
	わかさ もみじA・Bキッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	町村166-4	080-1953-1193
	わかさ たいよう・キッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	町村166-4	080-1953-1193
	いちい学童クラブ堀川園 (社会福祉法人いちい保育園)	布市686-6	429-6161
	アフタースクール「ノア」 (社会福祉法人富山YMCA福祉会)	高島町二丁目3-23	437-7081
	興南かがやきクラブ (社会福祉法人興南学園福祉会)	悪王寺51番地	429-4213
	アフタースクールふくふく (NPO 法人ポエム)	月岡町四丁目171-1	461-7645
	くらがき学童クラブ (NPO 法人とよた学童クラブ)	布日旭3472-1	411-9887
	東山学童クラブ (社会福祉法人東山福祉会)	吉作4303-1	436-6810
	きららの森 (NPO 法人きららの森)	呉羽町3475-2	436-2558
	どんぐり山学童クラブ (NPO 法人どんぐり山共同保育園)	北代3826-3	464-6887
	学童たんぽぽ (水橋西部地区内運営委員会)	水橋花の井町4-17	478-0405
	大沢野	おおさわの学童クラブA・B (社会福祉法人すこやかこども福祉会)	長附229-3
ちゅうおうおひさまクラブ (社会福祉法人秀愛会)		八木山61	468-2656
八尾	青い鳥学童クラブ (社会福祉法人青い鳥福祉会)	上大久保892	467-0928
	すきはら学童クラブA・B (社会福祉法人すこやかこども福祉会)	八尾町黒田2673-1	455-1888
婦中	ポケットキッズG・Ⅱ (NPO 法人ポケットキッズ)	婦中町速星563	466-5777
	ポケットキッズM (NPO 法人ポケットキッズ)	婦中町速星723	466-5777
	フレンドキッズみかど (社会福祉法人あおぞらこども福祉会)	婦中町速星1057-6	090-6818-5227
	ポケットキッズウサカ・ウサカ2 (NPO 法人ポケットキッズ)	婦中町下巒田872	466-5777
	羽根新学童(羽根新学童)	婦中町羽根新132-21	090-4073-5594
	鵜坂学童ニコニコクラブ (社会福祉法人鵜坂福祉会)	婦中町上田島2番地	466-2321
	鵜坂学童フクフククラブ (社会福祉法人鵜坂福祉会)	婦中町宮ヶ島300-3	466-5051
	朝日キッズ (朝日キッズ運営委員会)	婦中町下条281	469-5110
	婦中もなみ子どもクラブ (社会福祉法人富山城南区会)	婦中町羽根1136-1	469-2185
	じんぼ どんぐり・キッズ (社会福祉法人わかさ福祉会)	婦中町上吉川400	469-2971

# 幼稚園

## ■幼稚園への入園 (市立幼稚園)

学校教育課	☎443-2134
教育行政センター	
☎467-5822	

## (私立幼稚園)

こども保育課	☎443-2165
--------	-----------

### ●新入園児募集

毎年10月上旬から募集しています。  
募集の詳細や途中入園については、直接各園にお問い合わせください。

	募集年齢	募集幼稚園
市立	3歳児～5歳児	月岡・水橋・速星
国立	3歳児～5歳児	富山大学教育学部附属
私立	満3歳児～5歳児	全園

### ●市立幼稚園

名称	住所	電話番号
月岡幼稚園 ◆	上千俵町508	429-4959
水橋幼稚園 ◆	水橋館町390-13	478-0568
速星幼稚園	婦中町速星706-1	465-2183

◆印は親子サークルを実施、全園で預かり保育を実施

### ●国立幼稚園

名称	住所	電話番号
富山大学教育学部 附属幼稚園	五艘1300	445-2812

### ●私立幼稚園

名称	住所	電話番号
あさひ幼稚園	東石金町8-28	425-1184
愛護幼稚園	山王町4-49	423-4342
富山市五番町幼稚園	古鍛冶町2-22	421-8759
若葉幼稚園	中川原193-2	423-1152
富山カワイイ幼稚園	向新庄町五丁目5-6	451-5884

\*全園で親子サークル、預かり保育を実施

# 保育所等一覧

## ■保育所・地域型保育事業の利用

保育所及び地域型保育事業は小学校就学前のお子さんを、保護者に代わって保育する施設・事業です。利用できるのは、保護者が次のような事情により、保育することができない家庭のお子さんです。

- 外に働きに出ている。
- 家庭内で家事以外の仕事をしている。
- 出産を間近に控えているか、または出産後間がない。

## ●市立保育所

名 称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
清水保育所	富山市旭町10-17 ☎・FAX 423-1630	105人	生後8週	7:00~19:00						
愛宕保育所	富山市愛宕町一丁目2-2 ☎・FAX 432-5052	100人	生後8週	7:00~19:00				年30		○
柳町保育所	富山市於保多町1-23 ☎・FAX 432-7051	110人	生後8週	7:00~19:00	○			年30		
双葉保育所	富山市草島256-1 ☎・FAX 435-0222	55人	生後8週	7:00~19:00				年30		
和合保育所	富山市布目4173 ☎・FAX 435-0386	55人	生後8週	7:30~18:00				年30		
雲雀ヶ丘保育所	富山市鹿島町一丁目3-16 ☎・FAX 424-0472	110人	生後8週	7:00~19:00	○					
新庄保育所	富山市新庄町三丁目4-20 ☎・FAX 432-7290	145人	生後8週	7:00~19:00	○			年30		
岩瀬保育所	富山市岩瀬御蔵町1 ☎・FAX 437-9675	90人	生後8週	7:30~18:00				年30		
老田保育所	富山市中老田315 ☎・FAX 436-5201	85人	生後8週	7:30~18:00				年30		
長岡保育所	富山市長岡9397-6 ☎・FAX 432-2593	70人	生後8週	7:30~18:00				年30		
呉羽保育所	富山市呉羽町2247-18 ☎・FAX 434-2446	180人	生後8週	7:00~19:00	○			年30		○
寒江保育所	富山市本郷中部264 ☎・FAX 436-5611	50人	生後8週	7:30~18:00				年7		
古沢保育所	富山市古沢498 ☎・FAX 434-1079	55人	生後8週	7:30~18:00				年30		
池多保育所	富山市西押川1492 ☎・FAX 436-6200	35人	生後8週	7:30~18:00				年7		
三郷保育所	富山市水橋小路338-1 ☎・FAX 478-2207	70人	生後8週	7:30~18:00	○			年30		
水橋西部保育所	富山市水橋辻ヶ堂667 ☎・FAX 478-0577	70人	生後8週	7:30~18:00				年30		
上条保育所	富山市水橋石割72-2 ☎・FAX 478-1008	60人	生後8週	7:30~18:00				年7		
水橋東部保育所	富山市水橋小池391 ☎・FAX 478-3251	40人	生後8週	7:30~18:00				年7		
太田保育所	富山市城村168-3 ☎・FAX 424-0564	75人	生後8週	7:00~19:00				年7		
稲荷元町保育所	富山市稲荷元町二丁目13-13 ☎・FAX 441-6719	110人	生後8週	7:00~19:00				年30		
浜黒崎保育所	富山市古志町三丁目1-3 ☎・FAX 437-9845	75人	生後8週	7:30~18:00	○			年30		
月岡保育所	富山市月見町四丁目41 ☎・FAX 429-4263	110人	生後8週	7:00~19:00				年30		
大沢野西部保育所	富山市上二杉591 ☎ 468-2086 FAX 468-2153	85人	生後6カ月	7:00~19:00				年7		
船峠保育所	富山市坂本482 ☎ 468-2659 FAX 468-2893	45人	生後8週	7:30~18:00				年7		
大山中央保育所	富山市中滝16 ☎・FAX 483-1805	40人	生後8週	7:00~19:00	○					

## こども保育課

☎443-2165

各行政サービスセンターこども福祉係

大沢野 ☎467-5830 大山 ☎483-2594  
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2125

- 病気、または心身に障害を有している。
- 病気、または心身に障害を有する家族を常時介護している。
- 火災・風水害などの復旧にあたっている。
- 求職活動をしている。
- その他、保育ができないと認められる場合。

名 称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
福沢保育所	富山市東福沢1728-1 ☎ FAX 483-1102	25人	生後12カ月	7:30~18:00				年7		
八尾保育所	富山市八尾町下笹原5225 ☎ FAX 454-2203	65人	生後8週	7:00~19:00						
福島保育所	富山市八尾町福島961 ☎ FAX 454-6367	95人	生後8週	7:00~19:00	○					○
朝日保育所	富山市婦中町友坂417-2 ☎ FAX 469-2379	70人	生後8週	7:30~18:00				年7		
古里保育所	富山市婦中町羽根152-1 ☎ FAX 469-3177	95人	生後8週	7:00~19:00				年30		
音川保育所	富山市婦中町外輪野832 ☎ FAX 469-2001	35人	生後8週	7:30~18:00				年7		
みやの保育所	富山市婦中町地角410 ☎466-3225 FAX466-3225	230人	生後8週	7:00~19:00	○			年7		○
山田保育所	富山市山田中村1000 ☎ FAX 457-2553	40人	生後8週	7:00~19:00	○			年7		
ほそいり保育所	富山市楡原704-2 ☎ FAX 485-2010	35人	生後8週	7:00~19:00	○			年30		

### ●地域型保育事業

名 称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
ガンバ村保育園petit (事業所内)	富山市小西170番地 ☎ 452-3715 FAX 452-3745	13人	生後8週	7:00~19:00			△祝日(開園日)のみ		○	
不二越あじさい保育園 (事業所内)	富山市中市二丁目217-2 ☎ FAX 492-3167	21人	生後8週	7:00~20:00			△祝日(開園日)のみ			
きぼう保育園 (事業所内)	富山市中野新町一丁目2-10 ☎ 464-5211 FAX 464-5213	5人	生後8週	7:00~19:00	○		○		○	
済生会富山くすのき保育園 (事業所内)	富山市下飯野301 ☎ 437-1804	7人	生後8週	7:30~19:30					○	
にこっと保育 (事業所内)	富山市総曲輪1-7 ☎ 482-3493 FAX 482-4893	9人	生後8週	8:00~19:00						○
わかばにこにこ園 (小規模)	富山市堀川町455 ☎ 424-8835 FAX 424-8825	19人	生後8週	7:00~19:00	○		○		○	
紅葉ガ丘町村保育園 (小規模)	富山市町村二丁目199-1 ☎ 461-4746 FAX 461-4754	19人	生後9カ月	7:00~19:00						
東山つくし園 (小規模)	富山市石田2128-3 ☎ 428-5294	19人	生後8週	7:00~19:00	○					
うさかスマイル保育園 (小規模)	富山市婦中町宮ヶ島299-1 ☎ 466-0070	12人	生後8週	7:00~19:00					○	
わかばさくらんぼ園 (小規模)	富山市新桜町6-15 Toyama Sakuraビル1階 ☎ 471-7085	12人	生後8週	7:00~19:00	○		○		○	
ナースリールームスマイルプラザ (家庭的)	富山市稲荷元町一丁目7-5 ☎ FAX 456-9020	5人	生後8週	7:00~18:00						

### ●私立保育所

名 称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
堀川保育園	富山市堀川小泉町一丁目16-24 ☎ 421-9456 FAX 421-9456	165人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○

## ■認定こども園の利用

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

保育所部分を利用する場合は、保育所等と同一の利用要件があります。

### ●市立認定こども園

名 称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
新保なかよし認定こども園	富山市任海463 ☎ 429-5885 FAX 429-3130	234人	生後8週	7:30~18:00				年30		
大久保認定こども園	富山市下大久保311 ☎ 468-2670 FAX 468-3888	245人	生後8週	7:00~19:00	○			年30		○

●私立認定こども園

名 称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
桜谷保育園	富山市石坂新68-3 ☎ 432-4755 FAX 432-4777	175人	生後8週	7:00~20:00	○				○	○
ひかり保育園	富山市五福1区545 ☎・FAX 441-5919	95人	生後8週	7:00~20:00	○			年30		
富山聖マリア保育園	富山市星井町三丁目9-1 ☎ 421-6962 FAX 421-6939	130人	生後8週	7:00~20:00	○			年30	○	○
なでしこ保育園	富山市牛島新町7-3 ☎ 431-2563 FAX 431-2564	159人	生後8週	7:00~21:00	○				○	○
奥田保育園	富山市奥田寿町10-2 ☎ 431-0606 FAX 431-0718	146人	生後8週	7:00~20:00	○			年30	○	○
常盤台保育園	富山市経堂367-2 ☎ 424-9121 FAX 424-0528	220人	生後8週	7:00~19:00	○				○	
わかば保育園	富山市堀川町55 ☎ 424-8833 FAX 424-8837	195人	生後8週	7:00~20:00	○		○		○	○
のぞみ保育園	富山市東田地方町一丁目5-27 ☎ 441-8481 FAX 441-1210	108人	生後8週	7:00~20:00	○		○		○	○
かたかご保育園	富山市五福9区4323 ☎・FAX 433-2622	170人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
いちい保育園	富山市布市682-1 ☎ 429-6161 FAX 429-3360	245人	生後8週	7:00~19:00	○				○	○
わかかさ保育園	富山市町村341-1 ☎ 492-1193 FAX 492-8739	407人	生後8週	7:00~20:00	○	○	○		○	○
愛和こども園	富山市水橋肘崎57-1 ☎ 478-1150 FAX 478-1542	100人	生後8週	7:00~19:00	○			年30	○	○
めくみこども園	富山市上赤江町一丁目12-5 ☎ 441-2305 FAX 441-2031	156人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
はりはら保育園	富山市針原中町847-1 ☎ 451-1768 FAX 411-0156	165人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
にながわ保育園	富山市上袋1-1 ☎ 421-1701 FAX 421-1791	185人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
萩浦保育園	富山市高畠町二丁目3-23 ☎ 437-7081 FAX 482-2210	145人	生後8週	7:00~20:00	○		○		○	○
東山保育園	富山市吉作4303-1 ☎ 436-6810 FAX 411-6818	140人	生後8週	7:00~20:00			○		○	
四方こども園	富山市四方608-1 ☎ 435-0098 FAX 435-0064	134人	生後8週	7:00~20:00			○	年30	○	○
まつわか保育園	富山市松若町16-37 ☎ 441-8371 FAX 442-8232	150人	生後8週	7:00~20:00	○		○		○	○
ひろたこども園	富山市鍋田17-55 ☎ 451-5430 FAX 451-5480	209人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
くまのこども園	富山市悪王寺51 ☎ 429-4213 FAX 407-4034	155人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
光陽もなみ保育園	富山市布瀬町南二丁目3-6 ☎ 421-4964 FAX 421-5004	235人	生後8週	7:00~20:00			○		○	○
神明こども園	富山市高田91-2 ☎ 421-0761 FAX 407-5677	110人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
みずはしこども園	富山市水橋中村町203-1 ☎ 478-0479 FAX 478-1140	95人	生後8週	7:00~19:00	○		○	年30	○	○
藤ノ木こども園	富山市藤木1291 ☎ 492-3355 FAX 492-5516	370人	生後6カ月	7:00~19:00	○			年8		
堀川南保育園	富山市大町16-1 ☎ 492-2201 FAX 492-2204	111人	生後8週	7:00~19:00				年30	○	○
やまむろこども園	富山市山室5-3 ☎ 421-3362 FAX 424-3362	169人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30		○
おおひろたこども園	富山市海岸通165-1 ☎ 437-9923 FAX 437-9946	180人	生後8週	7:00~20:00	○		○	年30	○	○
城南もなみ学園	富山市太郎丸本町三丁目2-6 ☎ 493-1234 FAX 493-1006	205人	生後8週	7:00~19:00	○			年30	○	○
さみどり認定こども園	富山市千原崎二丁目4-23 ☎ 438-3878 FAX 438-3884	230人	生後8週	7:00~19:00	○			年30	○	○
新庄さくら保育園	富山市新庄銀座二丁目7-12 ☎ 452-0139 FAX 452-0539	140人	生後8週	7:00~20:00		○	○	年30	○	○
ガンバ村保育園	富山市新庄町二丁目15-33 ☎ 442-0088 FAX 442-0090	135人	生後8週	7:00~19:00	○		△ 祝日 (開園日)のみ		○	○
アームストロング青葉幼稚園	富山市丸の内二丁目8-1 ☎ 421-4090 FAX 421-5168	114人	生後6カ月	7:00~19:00				年30		
藤園幼稚園	富山市赤江町6-7 ☎ 432-2292 FAX 432-2245	75人	1歳児	7:30~18:30	○			年30		○



名称	住所・電話番号	定員	入所年齢	開所時間	一時	休日一時	休日	親子サークル	年末	体調不良児
藤園南幼稚園	富山市朝菜町一丁目15 ☎・FAX 425-2200	120人	1歳児	7:30~ 18:30	○			年30		○
晴雲幼稚園	富山市草島331 ☎・FAX 435-2626	188人	生後 6カ月	7:00~ 19:00	○			年30		○
立正幼稚園	富山市梅沢町二丁目10-5 ☎・FAX 423-7380	135人	生後 8カ月	7:30~ 19:00				年30		○
白藤幼稚園	富山市中島三丁目3-84 ☎ 431-2869 FAX 431-3191	180人	生後 6カ月	7:30~ 19:00	○			年30		○
富山幼稚園	富山市梅沢町三丁目19-27 ☎・FAX 421-5000	110人	生後 6カ月	7:30~ 19:00				年30		○
徳風幼稚園	富山市総曲輪二丁目7-12 ☎・FAX 421-4045	225人	生後 9カ月	7:30~ 19:00				年15		
新庄幼稚園	富山市新庄町102 ☎ 451-9777 FAX 451-9799	220人	生後 9カ月	7:00~ 19:00				年30		○
石金こども園	富山市石金三丁目2-37 ☎ 421-0884 FAX 421-0889	295人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
まどか幼稚園	富山市北代4139 ☎・FAX 436-5411	120人	生後 6カ月	7:30~ 19:00				年30		
文化幼稚園	富山市窪本町3-5 ☎・FAX 432-4284	153人	生後 8カ月	7:30~ 18:30	○			年30		
めぐみ幼稚園	富山市太田北区159番地 ☎ 423-2531 FAX 423-2576	150人	生後 10カ月	7:00~ 19:00				年30		
西田地方保育園	富山市西田地方二丁目10-30 ☎・FAX 421-7481	235人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
本郷町保育園	富山市本郷町13-8 ☎・FAX 491-4150	125人	生後 6カ月	7:30~ 18:30	○				○	
下堀こども園	富山市下堀8 ☎ 481-6823	125人	生後 8週	7:00~ 19:00	○			年30	○	○
かみいいの認定こども園	富山市上飯野19-2 ☎ 452-5001	145人	生後 8週	7:00~ 20:00	○	○	○	年30	○	○
とよた保育園	富山市豊田本町一丁目2-3 ☎・FAX 438-5171	200人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
ひらきこども園	富山市開202-1 ☎ 461-7966 FAX 461-7967	105人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30		○
青い鳥保育園	富山市上大久保892 ☎ 467-0928 FAX 467-0983	80人	生後 8週	7:00~ 20:00	○			年30	○	
大沢野ちゅうおうこども園	富山市西大沢148-3 ☎ 468-2656 FAX 468-2754	107人	生後 8週	7:00~ 20:00	○	○	○	年30	○	○
大沢野こども園	富山市上大久保267-5 ☎ 468-2658 FAX 468-2887	230人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
上滝保育園	富山市上滝499 ☎ 483-1043 FAX 483-0968	85人	生後 8週	7:00~ 18:30	○				○	○
おおしょう保育園	富山市田島493-2 ☎ 483-1007 FAX 483-8850	135人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
杉原こども園	富山市八尾町黒田2630 ☎ 454-3406 FAX 454-3403	351人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
しんでん保育園	富山市八尾町新田236-2 ☎ 454-2746 FAX 454-2789	145人	生後 8週	7:00~ 20:00	○		○	年30	○	○
リンデ幼稚園	富山市八尾町高善寺164 ☎ 454-2621 FAX 454-2696	35人	1歳児	7:00~ 19:00	○			年30		
ピノキオナースリースクール	富山市婦中町上轡田35-1 ☎ 466-6300 FAX 466-5454	135人	生後 8週	7:00~ 19:00	○			年30	○	○
婦中もなみ保育園	富山市婦中町羽根1136-1 ☎ 469-2000 FAX 469-2112	215人	生後 8週	7:00~ 19:00	○			年30	○	○
鵜坂保育園	富山市婦中町上田島2 ☎ 466-2321 FAX 466-5788	232人	生後 8週	7:00~ 20:00			○	年30	○	○
じんぼ保育園	富山市婦中町上吉川400 ☎ 469-2970 FAX 469-2020	180人	生後 8週	7:00~ 20:00	○	○	○		○	○
みかど保育園	富山市婦中町速星1032-1 ☎ 466-2258 FAX 466-2332	192人	生後 8週	7:00~ 20:00			○	年30	○	○
ささくら保育園	富山市婦中町笹倉106-1 ☎ 466-2253 FAX 461-4430	160人	生後 8週	7:00~ 20:00	○	○	○	年30	○	○
富山認定こども園 ※2	富山市豊丘町28-20 ☎ 437-9494 FAX 437-9459	96人	生後 8週	7:00~ 19:00	○			年10	○	○
紅葉が丘認定こども園 ※1	富山市愛宕町二丁目7-23 ☎ 442-1770 FAX 442-1799	50人	3歳児	7:00~ 19:00				年30		
みどり野幼稚園 ※1	富山市願海寺水口444 ☎・FAX 434-0898	110人	3歳児	7:30~ 18:30				年30		
堀川幼稚園 ※1	富山市大町1区西部3 ☎・FAX 423-3735	217人	生後 12カ月	7:30~ 18:30				年20		○
紫幼稚園 ※1	富山市婦中町上轡田103-1 ☎ 465-6145 FAX 465-6190	115人	1歳児	8:00~ 18:00				年8		
どんぐり山共同保育園 ※3	富山市北代5165 ☎・FAX 436-7590	29人	1歳児	7:30~ 18:30	○			年12		

※1 幼稚園型認定こども園 ※2 保育所型認定こども園 ※3 地方裁量型認定こども園  
※1、※2、※3以外は幼保連携型認定こども園

# 福祉・健康

## 高齢者の福祉

### ■快適・安心な在宅生活のために

#### ●自立生活の支援

##### ○自立支援サービス

対象：介護保険における要介護認定で「自立」と認定された方、または60歳以上65歳未満で何らかの障害があり自立した生活のために何らかの援助が必要な方。

##### 内容：●自立支援介護予防訪問介護

調理、衣類の洗濯・補修、掃除、買物、関係機関などとの連絡、その他必要なサービスを提供します。(週2回、約1時間)

【対象者】60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方

##### ●自立支援介護予防通所介護

デイサービスセンターなどでの入浴や食事、機能訓練などのサービスを提供します。

【対象者】60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方

##### ●自立支援介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等において、食事、入浴、機能訓練等のサービスを提供します。

【対象者】60歳以上で何らかの障害がある方

##### ○軽度生活援助

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等で市町村民税非課税世帯の方。

内容：生活支援のため、ホームヘルプサービスの対象とならない軽易な日常生活上の援助サービスを行います。

##### ○「食」の自立支援

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等。

内容：訪問面接を行った上で栄養のバランスの取れた食事を調理し、昼食・夕食を提供するとともに、安否確認も行い、自立と生活の質の確保を図ります。

##### ○おでかけタクシー券

対象：在宅の要介護1以上の高齢者等で世帯全員の前年所得の合計額が1,000万円未満の方。

内容：1冊5,000円分のタクシー利用ができる「お

#### 長寿福祉課

☎443-2062

各行政サービスセンター地域福祉係

大沢野 ☎467-5811

大山 ☎483-1214

八尾 ☎455-2461

婦中 ☎465-2114

でかけタクシー券」を3,500円で発行します。利用時には、おでかけタクシー券利用者証(500円で発行。年度内有効)が必要です。

##### ○移送サービス

対象：概ね65歳以上の在宅の要介護度1以上、または身体障害者手帳1級・2級・療育手帳Aの交付を受けた方で、日常的に車椅子を利用している高齢者、または山間地などで公共交通機関などを利用することが困難な概ね65歳以上の高齢者世帯。

内容：車による送迎を行います。

利用料金：60分以内600円。

超過の場合30分ごとに300円加算。

(ただし有料駐車代などは利用者負担)

利用回数：週に2往復まで。

利用時間：月曜～土曜 9:00～16:30まで。

※年末年始(12/29～1/3)・祝日を除く

##### ○成年後見制度の利用

成年後見制度の利用が必要であるが、配偶者または2親等内の親族がいない、親族がいても音信不通であるなどの理由により、成年後見制度を利用するための申立てができない認知症高齢者等に代わって市長が申立てを行います。さらに助成を行わなければ制度の利用が困難な方を対象に、後見人等への報酬の全部または一部を助成します。

(擁護支援係 ☎443-2044)

#### ●日常生活用品などの支給・貸与

##### ○日常生活用具の給付

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等で市町村民税非課税世帯の方。

内容：自動消火器、火災警報器、電磁調理器を給付します。なお、機器の価格の1割は利用者負担となります。

##### ○福祉電話の設置

対象：65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯で電話回線を持たない市町村民税非課税世帯の方。

※介護保険については、P52～53をご覧ください。

内容：福祉電話を設置します。基本料金は市が負担しますが、月々の通話料は利用者の負担となります。

#### ○緊急通報装置の貸与

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯で市町村民税非課税世帯の方。

内容：緊急通報装置を貸与します。月400円程度の利用者負担があります。

#### ○おむつの支給

対象：在宅で常時おむつが必要な要介護度2以上の方、2歳以上の身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの交付を受けた方で、世帯全員の前年所得の合計額が1,000万円未満の方。

内容：ねたきりの高齢者などの介護者の労苦の軽減を図るためにおむつ券を支給します。

### ●その他の福祉サービス

#### ○寝具の洗濯乾燥消毒

対象：65歳以上の在宅のねたきりの高齢者、ひとり暮らしの高齢者。

内容：使用される寝具類の乾燥・消毒または丸洗い乾燥・消毒を年2回実施しています。1回300円～500円程度の負担があります。

#### ○高齢福祉推進員

対象：ひとり暮らしの高齢者。

内容：高齢者が安心して生活できるよう、地域ぐるみの支援体制により、孤独感の解消と不慮の事故防止に努めます。

#### ○長寿のお祝い

対象：満100歳の誕生日を迎えた方。

内容：長寿を祝い、祝状と祝い金を贈呈します。

#### ○障害者控除対象者認定

身体障害者手帳などをお持ちでない65歳以上の身体障害者、知的障害者などに準ずる状態にあると認められる方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

認定書を所得税や市県民税の申告の際に提示することで、障害者（特別障害者）控除が受けられます。

#### ○訪問指導

対象：健康診査後の所見がある方や虚弱者の方。

内容：保健師・看護師・栄養士などが訪問し、疾病の重症化防止のための助言、指導を行います。（保健所地域健康課 ☎428-1153）

### ●家族介護の支援

#### ○介護手当

対象：ねたきりや認知症の高齢者などを在宅で常時介護している家族の方で、世帯全員の前年所得の合計額が1,000万円未満の方。

内容：介護者の労苦の軽減を図るために介護手当を支給します。

#### ○ミドルステイ

対象：中期にわたり居宅での介護が困難となった要支援・要介護高齢者等。

内容：在宅生活を続ける中で、やむを得ない事由で、介護保険などの利用限度日数を超えた短期入所生活介護が必要な場合に、施設などへ一時的に入所できます。（最長3カ月）

#### ○徘徊高齢者探索サービス

対象：在宅で徘徊行動のある概ね65歳以上の認知症の高齢者を介護する同居の親族。

内容：位置情報端末機を貸与します。基本料金、現場急行料金、位置情報料などは自己負担となります。（擁護支援係 ☎443-2044）

#### ○富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル

対象：徘徊のおそれのある認知症高齢者。

内容：徘徊に気づいた時に連絡すると、24時間365日、看護師・介護福祉士などのスタッフが電話を受け付け、タクシー会社などの協力団体へ徘徊情報をメールで配信し、可能な範囲で捜索に協力します。利用には事前登録が必要です。（無料）（擁護支援係 ☎443-2044）

#### ○認知症高齢者おでかけあんしん損害保険

対象：富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤルの登録者

内容：認知症の方が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に、市が保険者として加入します。

#### ○ねたきり防止等住宅整備費の助成

対象：65歳以上の在宅の高齢者または同居の親族で市町村民税非課税世帯の方。

内容：既存の住宅に手すりの設置、段差の解消など高齢者向けの住宅改善に必要な経費の3分の2の額（補助限度額50万円）を補助します。着工前に申請が必要です。

#### ○ひとり暮らし高齢者等への除雪支援

対象：在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、ひとり暮らし重度障害者世帯で、市町村民税非課税世帯の方。ただし、次のいずれかに該当する世帯は対象外。

①生活保護世帯

②扶養義務者が市内に居住するなど、支援が受けられると認められる世帯

内容：積雪が概ね1メートルを超えた地域の屋根雪下ろしに係る経費について助成します。

除雪に要した経費の10分の9の額（助成限度額11,500円）。年2回が限度。

■在宅での生活ができなくなったとき

●養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者で、環境上および経済上の理由により居宅で養護を受けることが困難な場合に入所できます。

ながれすぎ光風苑	流杉	424-7005
富山市立慈光園	西番	492-9911

\*お問い合わせは長寿福祉課へ

●軽費老人ホーム（A型）

60歳以上で家庭環境・住宅事情などにより、家族との同居が困難な方が利用できます。

九重荘	流杉	423-7880
-----	----	----------

\*お問い合わせは直接施設へ

●ケアハウス

60歳以上で独立して生活することに不安のある高齢者が、自立して生活できるよう工夫された施設です。

ケアハウスとやま	小西	452-5252
ケアハウス城南	今泉西部町	494-8686
ケアハウス三寿荘	大泉町二丁目	420-4133
ケアハウスゆりかごの里	豊城町	426-1294
ケアハウスめぐみ	丸の内三丁目	425-0886
そよかぜの郷	稲代	468-4111
ケアハウス婦中苑	婦中町羽根	469-1616
ひかりの花苑	上袋	493-2552

\*お問い合わせは直接施設へ

■生きがいと仲間づくり

長寿福祉課 ☎443-2061

各行政サービスセンター地域福祉係

●高齢者ふれあい入浴

70歳以上の方を対象に、市内の公衆浴場等で利用できる助成券があります。詳しくはお問い合わせください。

●シニアライフ講座

60歳以上の方を対象に、七宝焼・生花・民謡・気功・ウォーターウォークなどの教室を公民館などで開催します。申し込みは2月下旬です。

●高齢者農園

60歳以上の方に、3坪程度の農地を貸し出します。期間は2年間で、申し込みは2月下旬です。

●老人福祉センター・老人憩いの家

健康の増進・レクリエーションなどにお気軽にご利用ください。（入館料：100円）

海岸通老人福祉センター	海岸通	438-5759
南老人福祉センター	今泉	425-1715
大沢野老人福祉センター	春日	467-1628
大山老人福祉センター	花崎	483-3262
婦中社会福祉センター	婦中町上轡田	466-2161
水橋老人憩いの家	水橋伊勢屋	478-5182
東老人憩いの家	荒川四丁目	492-1919

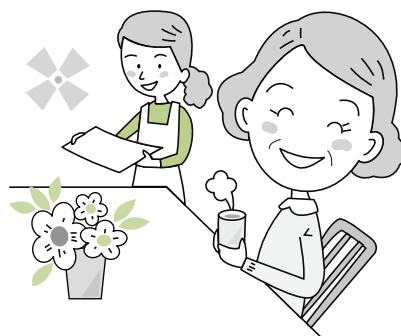
●長寿会(老人クラブ)

多数の会員の方々が健康づくりや社会奉仕などの活動を実践しています。長寿会(老人クラブ)への入会は、地元長寿会役員までご相談ください。

●シルバー人材センター（五福 ☎444-5535）

シルバー人材センターでは、会員登録している高齢者に仕事を紹介しています。また、依頼に応じてシルバー人材センターの会員が、これらの仕事をお引受けします。

\*お墓の清掃、家事手伝い、洗濯、掃除、買い物、病院付き添い、襖・障子の張り替え、除草、家屋修理、塗装、宛名書き、その他高齢者向きの仕事。



## ■地域包括支援センター

保健師または地域保健などの経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、介護予防、認知症のケア、成年後見制度、高齢者虐待に関する相談などの高齢者の総合的な相談に応じるとともに、退院・退所後に在宅で生活できるように連絡調整などの支援を行います。高齢者のみなさんが、いつまでも元気で豊かな在宅生活を送ることができるよう支援します。

長寿福祉課

443-2150

各行政サービスセンター地域福祉係

### ●認知症高齢者見守りネットワーク

認知症になっても、安心して住みなれた地域で暮らせるよう、認知症についての相談に応じるとともに、徘徊による事故等を防ぐため、地域の団体や警察、消防等の関係機関、民間企業等と協力し、早期発見・早期対応のためのネットワークづくりを行っています。

### ●地域包括支援センター

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地区	業務内容
水橋北	水橋辻ヶ堂535	478-0311	水橋中部・水橋西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談</li> <li>・介護予防教室の開催</li> <li>・地域ケア体制の推進</li> <li>・介護予防地域説明会</li> <li>・高齢者虐待に関すること</li> <li>・成年後見制度の相談</li> <li>・在宅復帰の支援</li> <li>・認知症ケアに関する相談</li> </ul>
水橋南	水橋新堀1	479-2299	水橋東部・三郷・上条	
大広田・浜黒崎	横越180	437-8022	大広田・浜黒崎	
岩瀬・萩浦	高島町一丁目10-17	438-8483	岩瀬・萩浦	
和合	布目1966-1	435-0524	四方・草島・倉垣	
針原	小西170	451-1200	針原	
新庄	向新庄町四丁目14-48	451-8014	新庄・新庄北	
豊田	豊田町一丁目1-8	433-7870	豊田	
広田	飯野1-1	411-0231	広田	
奥田北	下新北町6-45	433-8808	奥田北	
奥田	永楽町41-22	432-5762	奥田	
百塚	石坂新830-1	433-8266	桜谷・八幡・長岡	
呉羽	吉作1725	436-2117	呉羽・寒江・古沢・老田・池多	
神明・五福	鶴島字川原1907-1	433-8857	神明・五福	
愛宕・安野屋	牛島本町二丁目1-58	433-2405	愛宕・安野屋	
まちなか	西田地方町二丁目10-11	461-8151	総曲輪・西田地方・星井町・五番町・八人町	
柳町・清水町	清水町二丁目6-23	492-6611	柳町・清水町	
東部・山室	長江五丁目4-33	494-1220	東部・山室	
藤ノ木・山室中部	大島三丁目177	492-3146	藤ノ木・山室中部	
堀川・光陽	今泉西部町1-3	493-9111	堀川・光陽	
蟻川	蟻川89	429-6602	蟻川	
堀川南	本郷町262-14	411-7373	堀川南	
太田	石屋237	422-3283	太田	
月岡	上千俵町98-1	429-7151	月岡	
新保・熊野	栗山字沢下割900	429-6676	新保・熊野	
大沢野・細入	下夕林237	467-3590	大沢野・小羽・下夕・細入	
大久保・船峠	下大久保1530-1	468-8180	大久保・船峠	
大山	花崎80	483-4188	大庄・福沢・上滝・大山	
八尾北・山田	八尾町福島四丁目71	454-6066	保内・杉原・山田	
八尾南	八尾町乗嶺546	454-5506	八尾・黒瀬谷・卯花・野積・室牧・仁歩・大長谷	
婦中東	婦中町下轡田90-1	466-0620	速星・鶴坂・婦中熊野・宮川	
婦中西	婦中町羽根1092-2	469-1050	朝日・古里・神保・音川	

# 心身に障害のある方の福祉

## 障害福祉課

☎ 443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

大沢野 ☎ 467-5811 大山 ☎ 483-1214  
八尾 ☎ 455-2461 婦中 ☎ 465-2114

## ■快適・安心な在宅生活のために

心身に障害のある方の相談に応じて支援を行っています。

### ●身体障害者手帳・療育手帳の交付

種類	申請に必要なもの
身体障害者手帳	①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書（指定医師） ③上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ※①②の用紙は障害福祉課にあります。
療育（知的障害者）手帳	①療育手帳交付申請書 ②上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ※①の用紙は障害福祉課にあります。 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は富山県障害者相談センターで判定します。 ③マイナンバーカード

### ●精神障害者保健福祉手帳の交付

## 保健所保健予防課

☎ 428-1152

各保健福祉センター

申請方法	申請に必要なもの
診断書による申請	①精神障害者保健福祉手帳申請書（診断書欄記入要） ②上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ③個人番号を確認できる書類
年金証書による申請（精神障害による障害年金受給者）	①精神障害者保健福祉手帳申請書（診断書欄記入不要） ②障害年金の年金証書（写） ③直近の年金振込通知書（写） ④年金支給機関への照会同意書 ⑤上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ※①④の用紙は保健所保健予防課、各保健福祉センターにあります。 ⑥個人番号を確認できる書類

※更新・再開の場合は所持している精神障害者保健福祉手帳の写しをお持ちください。

### ●自立生活の支援

## 障害福祉課

☎ 443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

### ○福祉タクシーの利用

対象：視覚障害・体幹機能障害・下肢機能障害・内部障害の程度が1級・2級の身体障害者手帳、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方で、世帯全員の前年度所得の合計額が1,000万円未満の方。

内容：月あたり1,260円のタクシー利用券、または月あたり500円のガソリン給油券を交付します。

### ○身体障害者補助犬の助成

対象：視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由で1級・2級の方（18歳以上）

内容：身体障害者補助犬の貸与に係る費用の一部を助成しています。貸与についてはご相談ください。

### ○自動車操作訓練費の助成

対象：身体障害者手帳の交付をうけ、指定自動車教習所を卒業し自動車運転免許証を取得された方。ただし、本人及び世帯全員が市民税非課税の場合に限る。

内容：免許取得費用の3分の2の助成（助成限度額は10万円）。免許取得後6ヶ月以内に申請が必要。

### ○自動車改造費の助成

対象：肢体不自由で1級・2級の方。  
前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得限度内の世帯。

内容：使用する自動車を、障害に応じ使用しやすいように改造する場合の費用の一部を助成します。助成限度額は10万円です。

### ○補装具費の支給

対象：身体に障害のある方、難病患者の方。  
内容：日常生活や職業活動をしやすいするために補装具費を支給します。原則1割の自己負担となります。世帯の所得水準に応じて月あたりの負担額に上限があります。

### ○日常生活用具の給付

対象：在宅で心身に障害のある方、難病患者の方。  
内容：日常生活用具の給付を行っています。原則1割の自己負担となります。世帯の所得水準に応じて月あたりの負担額に上限があります。

### ○福祉電話の設置

対象：視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害のいずれかで1・2級の方（18歳以上）のみで構成され、電話を保有していない市町村民税非課税世帯。

内容：福祉電話を設置します。基本料金は市が負担しますが、月々の通話料は利用者の負担となります。

### ○緊急通報装置の貸与

対象：視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害のいずれかで1・2級の方（18歳以上）のひとり暮らしの身体障害者の方で、市町村民税非課税世帯の方。

内容：緊急通報装置を貸与します。月400円程度の利用者負担があります。

### ○寝具の洗濯乾燥消毒

対象：65歳未満の身体障害者1級・2級でねたきり、または同等な状態の方。

内容：寝具類の乾燥・消毒または丸洗い乾燥・消毒を年2回実施しています。

1回300円～500円程度の負担があります。

### ○車いす対応車両購入費の助成

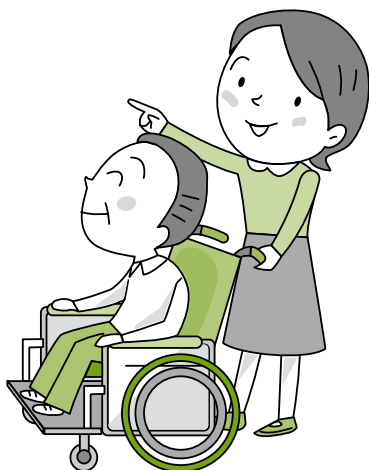
対象：身体障害者手帳を持つ方で、補装具の支給、または従前の補装具給付により車いすを利用されている方。ただし、本人及び世帯全員が市民税非課税の場合に限る。

内容：車いす対応車両購入の際、費用の一部を助成します。車いすで乗降し、車いすのまま運転できる仕様のもに10万円、その他の車いす対応車両などは要する経費の2分の1（上限10万円）まで助成します。

### ○住宅改善費の助成

対象：肢体不自由または視覚障害で1級・2級の方。ただし、本人及び世帯全員が所得税非課税の場合に限ります。

内容：既存の住宅を改善される場合に必要経費の一部を助成します。新築・増築は対象外です。



### ○福祉バスの運行

障害のある方の研修や社会活動の促進のため運行しています。燃料費は利用者負担です。

（富山市社会福祉協議会 ☎422-3400）

### ○在宅障害者支援事業

手話講座、音訳講座、点訳講座を開催しています。

（富山市社会福祉協議会 ☎422-3400）

### ○高齢者移送サービス事業

おおむね65歳以上の在宅で介護保険被保険者証の要介護1以上または、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けた方のうち、日常的に車いすを利用している方、または、中山間地にお住まいの高齢者世帯で公共の交通機関等を利用することが困難な方が利用できます。片道600円（60分以内）、利用回数は片道1回として週4回までです。

（富山市社会福祉協議会 ☎422-6662）

### ○日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある高齢者や障害のある方々が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いをする「日常的金銭管理サービス」、預金通帳や印鑑などの大切な書類のお預かりをする「書類等預かりサービス」を行っています。

（富山市社会福祉協議会 ☎422-5135）

### ○成年後見制度の相談

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための「成年後見制度」についての相談を受け付けています。

（富山市社会福祉協議会 ☎422-3414）

## ■社会参加のために

### ●障害者農園

在宅の障害者の方に自然に親しみ、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的に、海岸通地内の農園を無料でお貸しします。（貸付期間は2年間）

■在宅での生活ができなくなったとき

**障害福祉課** ☎443-2207  
各行政サービスセンター地域福祉係

●施設へ入所するときは

特別な医学的治療、生活訓練を必要とする心身障害者や居宅で自立の困難な障害者(児)の方は、支給決定を受けることで、施設に入所しながら職業・生活訓練を受けることができます。

※18歳未満の方は、児童相談所が窓口となります。  
(☎423-4000)

●グループホーム

障害者がグループホーム(共同生活を営む障害者に対し、生活援助体制を備えた形態)に入居し、世話人の援助を受けながら自立を目指します。



■医療費助成

**障害福祉課** ☎443-2102  
各行政サービスセンター地域福祉係

●心身障害者への医療費助成

病気やケガなどの受診等で医療機関に支払う医療費(保険診療内の自己負担分)の全部または一部を助成します。ただし、障害者の属する世帯全員の合計所得額が1,000万円未満の方に限られています。

種類	主な対象者	申請に必要なもの
重度心身障害者医療費助成	65歳未満で次に該当する方 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	・左記のうち該当する手帳 ・健康保険証
老人医療費助成	65歳以上で次に該当する方 ①身体障害者手帳1級～3級、4級の 一部 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ④障害年金1級、2級 ⑤身体障害者手帳4級(①の4級を除く)～6級 ⑥療育手帳B ⑦3カ月以上の寝たきり(市長が認めた方) ※65歳～74歳で①～④に該当する場合、後期高齢者医療制度への加入が要件	・身体障害者手帳など障害の状態を証明するもの ・健康保険証

●精神障害者への医療費助成

○通院

**保健所保健予防課** ☎428-1152  
各保健福祉センター

自立支援医療(精神通院医療)の申請により、精神疾患の継続的な通院医療に要する費用が原則1割負担(申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効)となります。また所得状況により各月の負担上限額が定められます。

○入院

**障害福祉課** ☎443-2102

入院期間が継続して2年を超える精神障害者の家族等に対し、月額3,800円を限度として医療費を助成します。(入院形態により制限があります)

●自立支援医療費(更生医療・育成医療)

更生医療(18歳以上) 障害福祉課 ☎443-2102

育成医療(18歳未満) 保健所保健予防課 ☎428-1152

身体障害者手帳に記載してある障害に関する手術、その他医療によって、その障害の除去や軽減ができる見込みのある方等を対象としたその医療が、原則1割負担となります。また、世帯の所得水準に応じて1カ月あたりの負担額に上限もあります。



## ■福祉金・手当

障害福祉課

☎443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

対象となる方に、福祉金・手当を支給します。

種類	支給の対象となる方
心身障害者（児）福祉金	在宅で、身体障害者（児）手帳1級～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方 ※所得制限あり
重度心身障害者介護手当	6歳以上60歳未満の在宅の身体障害者手帳1級・2級、および在宅で6歳以上の療育手帳Aの交付を受けている方を常時介護している介護者（常時介護を必要とする状態が6カ月以上経過した場合） ※世帯全員の合計所得額が1,000万円未満の世帯に限る
特別障害者手当	精神（知的障害を含む）または身体の著しく重度の障害により、常時特別な介護を要する重度障害者（20歳以上） 施設入所や病院に3カ月以上入院している場合は対象となりません ※所得制限あり
障害児福祉手当	常時介護が必要な重度障害児（20歳未満） 施設入所している場合は、対象となりません ※所得制限あり
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者 ※所得制限あり 詳しくは、こども福祉課（443-2249）にお問い合わせください
心身障害者扶養共済制度	障害者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害者となった場合の、その障害者加入資格：療育手帳、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている障害者、精神や身体に永続的な障害のある方で前項に準ずる方の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にある65歳未満の方

## ■障害者の相談支援

在宅の障害者やその家族の方々に対し、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介護相談などを行い、障害者の自立と社会参加を支援します。

主な障害種別	事業所名	電話番号	FAX番号
身体	自立生活支援センター富山 (新川原町)	444-3753	407-5557
知的	セーナー苑Weネット (坂本)	468-8563	468-3201
児童	富山市恵光学園 (石坂新)	431-5828	431-5833
	こども発達支援室 (総曲輪)	461-5470	461-5480
精神	ゆりの木の里 (五福)	433-4500	433-4527
	和敬会生活支援センター (北代)	434-8100	434-8150
	あすなるセンター (野口南部)	427-1115	436-3515
身体 知的 精神	富山市障害者福祉センター 基幹相談支援室 (蛭川)	482-5065	482-5066

## ■障害者福祉プラザ

蛭川15 ☎428-0113 📠428-0114

### ●障害者福祉センター

ご利用は電話またはFAXで直接施設へお申し込みください。

対象者	市内在宅の障害者など
訓練・教室	・言語訓練 ・水中ウォーキング ・ボッチャ ・ヨガ ・お茶 ・音楽療法 ・パソコン教室など
相談	・福祉サービスの利用援助 ・住宅改修等に対する助言 ・身体障害についての専門的相談など
一般開放	・介護実習室 ・多機能室 ・料理実習室 ・教養室 ・温水訓練施設 ・多目的ホール
開館時間	9:00~21:00 (日曜・祝日・月曜日および8月13日~16日は17:00まで。なお、温水訓練施設は17:00まで)
休館日	12月29日~1月3日・毎週月曜(温水訓練施設のみ)

### ●身体障害者デイサービスセンター

(地域活動支援センターⅡ型事業)

利用内容	18歳以上65歳未満の身体に障害のある方に入浴、排せつ、食事などと共に、レクリエーションや余暇活動を行う
開館時間	9:00~17:00
休館日	毎週日曜・月曜、祝祭日および12月29日~1月3日

### ●地域活動支援センターⅢ型事業

アミティ工房 蛭川15 ☎428-0380

ガラス工芸共同作業所 蛭川15 ☎428-9511

目的	市内在住の障害のある方が通所し、社会参加と自立を促進することを目的とした施設
対象者	市内在住の義務教育を過ぎた障害者で、身の周りのことが自分でできる方
作業時間	月曜~金曜 9:00~16:00

## ■障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは下記の表のメニューがあります。市民税課税世帯の場合、1割の自己負担があります。

ただし、課税状況に応じて月あたりの負担額に上限があります。

障害福祉課  
こども健康課

☎443-2207  
☎443-2279

各行政サービスセンター地域福祉係

介護給付	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するもので常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う
行動援護	知的・精神障害により行動するときに常時介護を要する方に、危険回避のため必要な支援、外出支援を行う
重度障害者包括支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等を複数のサービスを包括的にを行う
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う
生活介護	常に介護を必要とする方に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う
訓練等給付	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う
就労継続支援	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行う
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、利用者のニーズに応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行う
地域生活支援事業	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行う
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設
日中一時支援事業	在宅で障害児・者を介護する方が、冠婚葬祭・通院等の理由で日中一時的に介護ができなくなったとき、施設等において日帰りで支援を行う
訪問入浴サービス事業	自宅に入浴車を派遣して、入浴サービスを行う
相談支援事業	障害のある方の介護者や保護者からの相談に応じ、必要な情報を提供
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能などの障害のため、コミュニケーションを図ることが困難な方に手話通訳や要約筆記者を派遣
日常生活用具給付事業	重度の障害がある方に、自立支援用具など日常生活用具を給付、貸与

### ○利用の手続き

サービス利用の事前手続きとして、支給決定の申請をしてください。障害支援区分（心身の状況をあらわす）の認定を行ったのち、ご希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを判断材料として、実際にご利用いただけるサービスの内容や支給量を決定いたします。なお、支給決定を受けられた方には、「福祉サービス受給者証」をお渡しします。サービス利用時には必要となりますので、大切に保管してください。

# ひとり親家庭の 福祉

## こども福祉課

☎443-2055

各行政サービスセンターこども福祉係

大沢野 ☎467-5830 大山 ☎483-2594  
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2125

### ■相談

女性相談員やひとり親アテンダント、母子・父子自立支援員が相談に応じています。

### ■母子家庭等就業・自立支援センター

富山県・富山市母子家庭等就業・自立支援センター  
安住町5-21 サンシップとやま3階 ☎432-4210

就業相談、就業支援講習・就業情報の提供など就業支援を行っています。

### ■母子家庭等自立支援給付金

#### ●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講するとき、受講費用の一部を助成します。

助成金額：受講費用の6割  
(上限修学年数に応じて、20万円(一部40万円×年数)、下限1万2千円)

#### ●高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格の取得を促進するため、1年(令和3年4月から令和6年3月までに修業を開始する場合は6月)以上養成機関で受講する場合、「高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

対象資格：看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、製菓衛生師等

●母子家庭等高等職業訓練促進給付金  
養成機関で修業する期間中の生活費を支給(上限4年)。  
市民税非課税世帯：月額100,000円  
市民税課税世帯：月額70,500円  
※最終1年間のみ40,000円増額して支給。

●高等職業訓練修了支援給付金  
養成機関におけるカリキュラム修了後に支給。  
市民税非課税世帯：50,000円  
市民税課税世帯：25,000円

### ■ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等(母子・父子)で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を監護する父・母又は養育者とその児童(0歳児は除く)が医療機関に通院または入院したときに医療機関に支払う医療費(保険診療自己負担分)を助成します。ただし、所得制限があります。

### ■母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方に資金の貸付をします。

●住宅資金 ●転宅資金 ●就学支度資金  
●修学資金 ●結婚資金(子の結婚)等

### ■福祉金・手当

#### ●児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある

子ども又は、20歳未満で心身におおむね中度以上の障害のある子どもを監護するひとり親家庭もしくは養育者に対し、児童扶養手当を支給します。  
※支給要件や所得制限などがあります。

○通勤定期割引制度(JR・あいの風とやま鉄道株)  
児童扶養手当受給世帯の方は通勤定期代が3割引になります。

申請に必要なもの：購入者の写真(縦2.5cm×横2.5cm、6カ月以内に撮影のもの)、印鑑、児童扶養手当証書

### ●交通遺児福祉金

#### 生活安全交通課

☎443-2052

交通事故により生計を維持していた親を亡くした未就学児、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在学する遺児の保護者に対し、交通遺児福祉金を支給します。

### ●犯罪被害者等奨学資金給付制度

#### 生活安全交通課

☎443-2052

犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族又は重傷病を負った方若しくはその家族のうち、富山県内の大学、短大、専門学校等に進学する方に対し、奨学資金を給付します。

#### こども福祉課

☎443-2055

### ■ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成

富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。  
対象：児童扶養手当受給資格者又はひとり親家庭等医療費受給資格者  
(※いずれも、所得制限による非該当者含む。)

助成額：自己負担額の8割(ただし、年間2万円を限度)

### ■ひとり親家庭病児保育利用料助成

病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。  
対象：児童扶養手当受給資格者又はひとり親家庭等医療費受給資格者  
(※いずれも、所得制限による非該当者含む。)

助成額：自己負担額の5割  
(ただし、利用一回につき1,000円を限度)

### ■ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の中学生及び高校生に対し、学習支援を行います。  
対象：富山市内在住のひとり親家庭の中学生及び高校生  
(※所得制限あり)

### ■ひとり親応援・子育て支援金

就労しているひとり親を応援するため、所得に応じて年1回支援金を給付します。

対象：富山市に住民登録があり、満15歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護しているひとり親  
前年度までの住民税を完納している者

給付額：年額1万円、2万円、3万円の3段階

### ■ひとり親家庭奨学資金給付・貸付

県内の大学等に進学するひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金を給付・貸付します。

対象：県内の大学等に進学する児童扶養手当受給資格者の子又はひとり親家庭等医療費受給資格者の子(※いずれも、所得が児童扶養手当の全部支給額の範囲内の者の子)

給付・貸付額：入学奨学資金 10万円以内(初回のみ)  
学費奨学資金 年額17万円以内(修業年限)

【給付】 看護師、保育士等国家資格等を目指す場合に  
限る

【貸付】 卒業後5年間、市内企業で正社員として勤務  
した場合は、返還を全額免除

### ■ひとり親アテンダント

様々な支援の情報提供、手続きの付き添い等、一人  
ひとりに寄り添ったサポートを行います。

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援  
ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験  
合格のために受講する講座費用の一部を助成します。  
助成金額：上限15万円（受講開始時、受講修了時、  
合格時あわせて）

■養育費等に関する公正証書等作成支援  
ひとり親家庭の子どもが経済的・精神的に安定した  
生活を送ることができるよう、養育費等の取り決めに  
係る公正証書等の作成費用を助成します。  
助成金額：上限3万円

### ■放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業

こども支援課 443-2204

放課後児童クラブを利用するひとり親家庭を支援す  
るため、8月の1～3年生の利用料を助成します。

対象：児童扶養手当受給資格者又はひとり親家庭  
等医療費受給資格者

助成金：8月の利用料一人あたり5,000円

### ■ひとり親家庭等家賃助成

居住対策課 443-2112

ひとり親家庭等が「まちなか」「公共交通沿線居住推  
進補助対象地区」以外から、「公共交通沿線居住推進  
補助対象地区」の民間賃貸住宅へ、転入・転居した  
場合に補助します。

対象：児童扶養手当受給資格者の認定を受けている者  
ひとり親家庭等医療費助成条例による認定を  
受けている者

（※支給要件や所得制限などがあります）

補助額：上限1万円/月（6カ月ごとに支給で3年間  
を限度とする。）

※「まちなか」の民間賃貸住宅へ転入・転居する場合にも補助します。

## 生活に困ったとき

### ■生活保護と法外援護

生活支援課 443-2057

各行政サービスセンター地域福祉係

#### ●生活保護

生活に困っている方に対し、最低限度の生活を保障し、  
一日も早く自立できるよう援助や指導を行っています。

生活扶助	衣食など日常生活に必要な費用
住宅扶助	家賃や家屋の補修に必要な費用
教育扶助	義務教育に伴う必要な学用品、給食費などの費用
介護扶助	介護に必要な費用
医療扶助	病気やケガの治療に必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	仕事を始めたり、仕事を覚えるために必要な費用
葬祭扶助	葬祭のために必要な費用

\* 扶助を受けるには要件がありますので、詳しくは生活支援課  
へご相談ください。

#### ●法外援護

生活保護制度とは別に、富山市独自で行う法外援護  
制度があります。

生活援護など	生活保護が適用されない場合に、生活保護法に定め る最低生活費の20%増の額に満たない方を援助する 制度。生活援護・医療援護など
--------	---

### ■勤労者小口融資

#### ●北陸労働金庫

富山支店：本町4-14

432-9911

勤労者が日常生活において必要な資金を、低金利で  
お貸ししています。

貸付対象者：18歳以上で、引き続き2年以上富山市に居住し、かつ、同一事業  
所に2年以上勤務している方。

貸付限度額：50万円以内 貸付期間：3年以内 貸付金利：年2.1%

### ■生活福祉資金

富山市社会福祉協議会 今泉83-1 422-3414

大沢野細入支所 467-1294 大山支所 483-4111

八尾山田支所 454-2390 婦中支所 469-0775

低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸し付け  
と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立  
を図り、安定した生活を送れるようにする制度です。

#### ●貸付資金一覧表

資金種類		限度額
総合支援資金	生活支援費 ※最長1年間の生活費	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内
	住宅入居費 ※敷金、礼金など	40万円以内
	一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円以内
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定
	緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
教育支援資金	教育支援費	月65,000円以内
	就学支度金	50万円以内

\* 詳しい貸し付け条件についてはお問い合わせください。

\* 貸付に当たっては社会福祉協議会の審査があります。

### ■生活困窮者自立支援事業

富山市社会福祉協議会：今泉83-1 422-3414

生活にお困りの方の自立を支援するため、社会福祉  
協議会の「総合相談窓口」において、次の内容で相  
談支援を行っています。

#### ●自立相談支援事業

専門の支援員が相談を受けて自立に向けた具体的な支  
援プランを作成し、相談者に寄り添いながら支援します。

#### ●住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれ  
のある方に対し、一定期間、家賃相当額の支給を行  
います（支給要件あり）。

#### ●家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、  
自ら家計管理ができるよう支援します。

### ■犯罪被害者等支援金支給制度

生活安全交通課 443-2052

犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族又は重  
傷病を負った方を対象に当座の資金を助成します。

遺族支援金	30万円
重傷病者支援金(療養に1月以上の期間を要する傷病又は疾病)	10万円

# 健康管理・病気治療

保健所地域健康課  
保健所保健予防課

☎428-1153  
☎428-1152

各保健福祉センター

中央 ☎422-1172 大山 ☎483-1727  
南 ☎428-1156 八尾 ☎455-2474  
北 ☎426-0050 西 ☎469-0770  
大沢野 ☎467-5812

## 健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に交付します。40歳からの各種がん検診や特定健康診査などを受けるとき、また健康教室などに参加したり、健康相談を受ける際に検診結果などを記録しますので必ずお持ちください。

## 健康診査

受診期間は5月から12月までです。

### ●対象者

国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の被扶養者など。

受診券は個別に送付していますが、新たに対象となられた方は保健所地域健康課へお問い合わせください。

### ●検診項目

検診種類	対象年齢	内容	受診先
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査（2日法）	指定医療機関
胃がん検診	40歳以上の方 （内視鏡は50歳以上）	胃透視（バリウム）検査：1年に1回 内視鏡（胃カメラ）検査：2年に1回	指定医療機関または集団検診会場
肺がん検診	40歳以上の方	胸部X線撮影、必要時に喀痰検査	指定医療機関または集団検診会場
前立腺がん検診	今年度50・55・60・65歳の男性	血液検査（前立腺特異抗原検査） ※特定健診等と同時受診	指定医療機関
子宮がん検診 （2年に1回受診）	20歳以上の女性	子宮頸部の細胞診、必要時に子宮体部の細胞診	指定医療機関または集団検診会場
乳がん検診 （2年に1回受診）	40歳以上の女性	マンモグラフィ検査または超音波検査	指定医療機関または集団検診会場
歯周疾患検診・ 口腔がん検診	今年度40・50・60・70歳の方	口腔内検査、視触診、ブラッシング指導	指定歯科医療機関
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に受診していない方	血液検査（B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査） ※特定健診等と同時受診	指定医療機関
緑内障検診	今年度45・50・55歳の方	眼圧測定、細隙灯顕微鏡検査、視神経乳頭検査、眼底検査	指定医療機関
骨粗しょう症検診	今年度40・50歳の女性	骨密度測定、医師による診断及び指導	指定医療機関

## 健康教育・健康相談・訪問指導

項目	電話番号・実施場所	日時	内容
電話相談	ハートSOSダイヤル	平日	不安や悩みの相談
	健康相談	8:30～17:15	生活習慣病や栄養、口腔ケアの相談
訪問指導	保健所・保健福祉センター	随時	保健師等が訪問し、病気の相談・日常生活の改善についての相談
地域総合相談会	地区センター・公民館	－	健康づくりや病気の相談、介護の相談
糖尿病予防教室	保健福祉センター ※お問い合わせは 保健所地域健康課 428-1153まで	1コース3回程度 （3会場で実施） （予約必要）	糖尿病予防に関する生活習慣や食生活に関する講義、個別相談
難病等療養相談	保健所・保健福祉センター	－	難病等で在宅療養中の方と家族の相談
心の健康づくり講座	保健所保健予防課	－	心の健康づくりについての講座
精神保健家族教室	保健所保健予防課	1コース3回程度 （予約必要）	うつ病の家族教室
精神保健福祉相談（精神科医師） 10代20代30代のための心の相談（精神科医師）	保健所保健予防課・ 中央保健福祉センター	月2回程度 （予約必要）	メンタルヘルスやひきこもり、自殺に関する相談 精神科受診の相談など
こころのケア相談 （臨床心理士等）	保健所保健予防課	月2回程度 （予約必要）	自分自身や家族・友人に関する心の悩みや不安に関する相談
若年層のこころの出張相談会（心理士等）	富山市内	月2回程度 （予約必要）	10代～30代の方の心の悩みや不安に関する相談
依存症相談会 （アルコール・薬物・ギャンブル）	保健所保健予防課 428-1152	年6回程度 （予約必要）	依存症の方と家族の相談
ひきこもり相談会		年6回程度（予約必要）	ひきこもりの方と家族の相談
アルコール問題を考えるセミナー		年2回 （予約必要）	お酒と健康について考えます

項目	電話番号・実施場所	日時	内容
精神障害者活動支援事業 (ひだまりサロン)	中央保健福祉センター、 保健所保健予防課 ※お問い合わせは 保健所保健予防課 428-1152まで	月2回程度	心の病気やストレスを抱えた方が気軽に参加し、ゆったりとした時間を過ごします
遺伝相談	保健所保健予防課 428-1152	平日 8:30～17:15	遺伝性疾患の相談
エイズ相談、HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査		毎週火曜 9:00～11:00	エイズ相談、HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査（有料）
HIV抗体迅速検査		毎月第3木曜 9:00～11:00 (予約必要)	HIV抗体迅速検査
肝炎ウイルス相談・検査		毎週火曜 9:00～11:00 (予約必要)	B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査 ※保健所または市内契約医療機関で受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

\*詳しい日程などは、市広報（毎月20日号）に掲載しています。

### ■高齢者インフルエンザ予防接種・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種費用の助成

保健所保健予防課

☎428-1152

市内に住所がある方で定期的な予防接種対象者に、接種券を個別通知します。

予防接種	インフルエンザ	肺炎球菌感染症
対象者	・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	今までに一度も肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない方のうち、次の①、②のいずれかに該当する方 ①令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方
期間	令和5年10月1日から令和6年1月31日まで	①の方:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ②の方:65歳の誕生日の前日まで
費用	生活保護を受けている方、住民税非課税世帯の方は無料 上記以外の方は1,700円	生活保護を受けている方は無料 上記以外の方は3,000円
場所	指定の医療機関（予防接種券に同封の実施医療機関名簿をご覧ください）	
回数	1回	

### ■風しんの追加的対策

対象者には、クーポン券を送付します。

内容:風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種

対象:1962年(昭和37年)4月2日～1979年(昭和54年)4月1日生まれの男性

期限:令和7年3月31日まで

費用:無料(富山市が発行するクーポン券を持参)

### ■心の健康づくりについて

保健所保健予防課

☎428-1152

心の健康に関する悩みや不安について、保健師などの専門職による相談や、必要に応じて精神科医師による相談を行っています。また、悩んでいる人に気づき、見守りながら必要な支援につなぐ「ゲートキーパー」の養成研修の開催や、心の健康づくりに関する普及啓発のための講演会を開催しています。

### ■石綿(アスベスト)による健康被害救済給付

石綿による中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚を発症されている方、および当該疾病に起因して死亡された方のご遺族で、労災補償などの対象とならない場合は、石綿健康被害救済制度による救済給付（医療費、特別遺族弔慰金など）を受けることができます。

区分	給付内容
現在療養中の方	医療費・療養手当
当該疾病で亡くなられた方の遺族等	葬祭料・救済給付調整金
法施行(平成18年3月27日)前に亡くなられた方の遺族	特別遺族弔慰金
法施行以後に認定申請せずに亡くなられた方の遺族	特別葬祭料

\*特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限は、亡くなられた翌日から25年以内です。亡くなられた時期により期限が変わる場合があります。

### ■難病医療費助成制度

保健所保健予防課

☎428-1152

各保健福祉センター

原因不明で治療法が確立していない難病のうち、国が定める指定難病(338疾病)の治療に係る医療費の一部を助成する制度の申請を窓口で受け付けています。

### ■肝炎治療費助成

B型・C型ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療の医療費(保険適用)の一部を公費で助成する富山県制度の申請を窓口で受け付けています。市民税課税額に応じて自己負担があります。

■市民病院を利用するとき

**富山市民病院** 今泉北部町2-1 ☎422-1112

●診療科目一覧

内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科、内視鏡内科、透視内科、腫瘍内科、感染症内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器・血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、病理診断科、救急科

●初診のとき

初めて受診される方は、紹介状をお持ちください。8:30から受付いたします。なお、紹介状をお持ちでない方は、初診料に加えて非紹介患者加算料のご負担が必要となります。

●休診日

毎週土曜・日曜、祝日および12月29日～1月3日

●人間ドック・健康診断

人間ドック・健康診断は予約が必要です。電話で健診センターへお申し込みください。

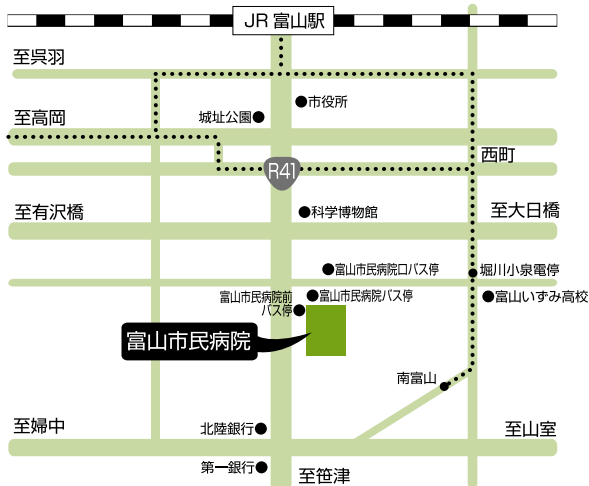
予約受付は、14:00から16:30までとなっています。☎422-0726

●時間外の受診

診療時間外（土・日・祝日や夜間）に緊急に治療が必要で、診察などの相談がある場合は事前に、

☎422-1112へおかけください。

●アクセス地図



バス	JR富山駅北口(3番乗り場)→富山市民病院、富山市民病院口下車
	JR富山駅南口(5番乗り場)→富山市民病院前、富山市民病院、富山市民病院口下車
市内電車	堀川小泉電停下車 徒歩約10分
タクシー	JR富山駅から約15分

■まちなか病院を利用するとき

**富山まちなか病院** 鹿島町二丁目2-29 ☎423-7727

●診療科目一覧

内科、外科、整形外科、婦人科、眼科

●初診のとき

初診については、予約診療を行っておりません。ただし、整形外科、婦人科、眼科については外来にお問い合わせください。紹介状をお持ちの方は受付窓口にお出しく下さい。

なお、紹介状をお持ちでない方についても、非紹介患者加算料を負担することなくご利用いただけます。

●初診受付時間

8:30から11:30まで

13:00から16:00まで

※整形外科は、火曜・水曜・金曜の午後のみ

婦人科は、木曜の午前のみ

眼科は、月曜・水曜・金曜の午後のみ（14:00より診察）

※外科の午後の診察は、事前にご確認ください。（急な手術で休診になることがあります）

●休診日

毎週土曜・日曜、祝日および12月29日～1月3日

●各種健診（人間ドックなど）

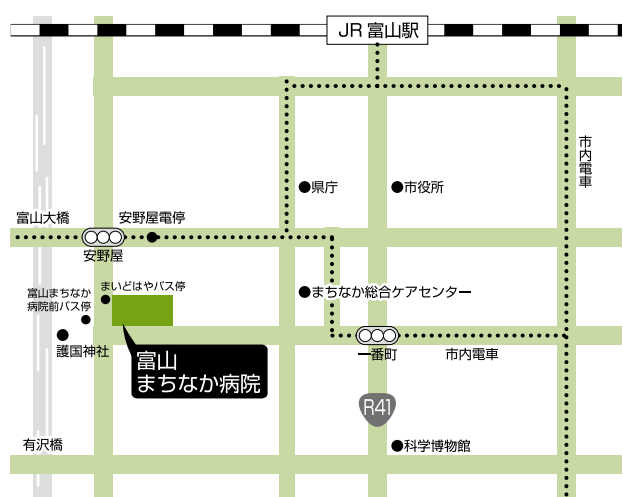
完全予約制になっています。

初めて当院を受診される方でも、電話でのご予約ができます。

受診された当日は健診以外の一般診療は行えませんのでご注意ください。

☎423-7804（健診専用）

●アクセス地図



コミュニティバス [まいどはや]	JR富山駅(CIC前)＜西ルート＞護国神社・富山まちなか病院前下車
市内バス	JR富山駅南口(8番乗り場)＜富山まちなか病院行＞富山まちなか病院前下車
市内電車	JR富山駅＜富山大学前行＞安野屋下車 徒歩約5分
タクシー	JR富山駅 乗車1.7Km[所要時間約10分]

■富山市まちなか診療所を利用するとき

**富山市まちなか診療所** 総曲輪4-4-8 ☎461-3619

富山市まちなか診療所は、病気や障害のため、通院による療養が困難な方を対象とした訪問診療のみを行う診療所です。（外来は行っていません。）

地域の医療、介護、福祉等の様々な職種の方々と連携しながら、在宅療養を支援しており、定期訪問している方へ24時間365日対応できる体制を整えています。

訪問診療のご相談は、まずは医療介護連携室へご相談ください。

【問い合わせ】 医療介護連携室 ☎461-3618



# 年金・保険

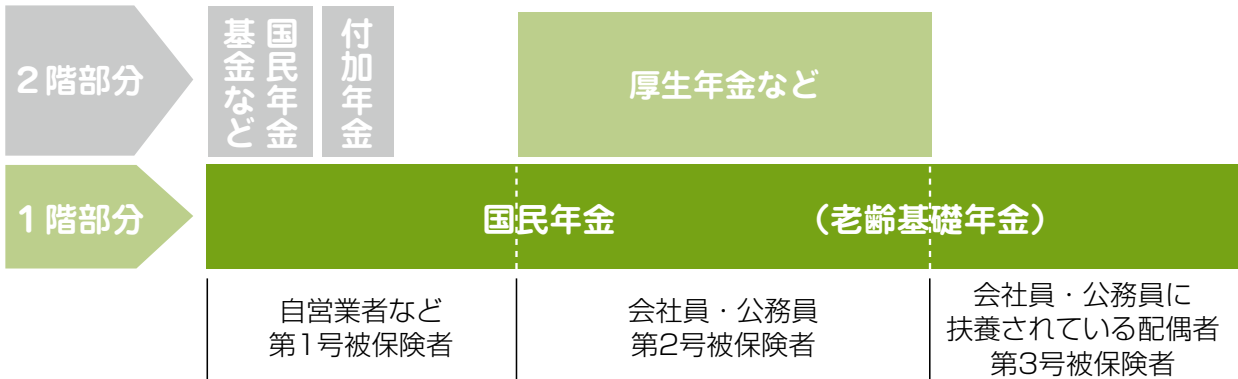
## 国民年金

### ■年金の仕組み

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入することになっています。

保険年金課 国民年金係 ☎443-2067

各行政サービスセンター地域福祉係 / 各中核型地区センター  
 大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214  
 八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114  
 各地区センター / とやま市民交流館



年金・保険

### ●任意で加入できる方

- 60歳以上65歳未満の方  
(受給権のない方は65歳以上70歳まで)
  - 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ※20歳から60歳までの40年間すべての期間を納付した方や老齢基礎年金をすでに受給されている方は対象外です。

### ●国民年金保険料(月額)

16,520円 (令和5年度)

- ※保険料額は物価や賃金の伸びなどに応じて変更になる場合があります。
- ※月額の保険料に付加保険料400円上乗せして納めることもできます。

### ●保険料の納付方法

日本年金機構から被保険者に直接送られてくる納付書で納めます。また、金融機関からの口座振替やクレジットカードによる方法でも納めることができます。

### ■国民年金の届け出

下記のようなことが起こったら、すみやかに届け出をお願いします。

こんなとき	必要なもの	届け出先
会社を退職したとき	○年金手帳など基礎年金番号がわかる書類 ○退職日がわかる書類(離職票など)	保険年金課または各行政サービスセンター 地域福祉係 各中核型地区センター 各地区センター とやま市民交流館
配偶者に扶養されているが、その配偶者が退職したとき		
収入の増加や離婚などにより、配偶者の扶養から外れたとき	○年金手帳など基礎年金番号がわかる書類 ○扶養から外れた日がわかる書類	
就職して会社の厚生年金に加入したとき	勤務先へお問い合わせください	勤務先
配偶者が会社に就職し、その扶養になったとき	配偶者の勤務先へお問い合わせください	配偶者の勤務先

## ■国民年金保険料の免除

### ●法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている方や障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1・2級）の受給者は、この状態が続く間の保険料が免除されます。

### ●産前産後期間の免除

第1号被保険者の産前産後の一定期間の保険料は免除されます。また、当該期間は保険料納付済期間に算入されます。

### ●申請免除（全額・3/4・半額・1/4）

本人と配偶者および世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請して承認されると保険料が免除されます。

### ●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

### ●学生納付特例制度

学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合に、申請して承認されると学生期間の保険料納付が猶予されます。

## ■国民年金から受けられる給付（令和5年度）

種類	内容・資格	年金額
老 齢 基 礎 年 金	国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間、学生納付特例期間を含む）が、10年以上ある方が65歳になってから受ける年金。	20歳から60歳になるまですべて保険料を納めた場合 【満額】795,000円 ※1 （保険料未納、免除の期間がある場合はその期間に応じて減額されます）
障 害 基 礎 年 金	病気やケガのため障害者になったときに受ける年金で、初診日前に保険料納付月（免除月を含む）が加入期間の3分の2以上あるか、令和8年3月31日以前に初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方。	1級障害 993,750円+子の加算 ※2 2級障害 795,000円+子の加算 ※2 子の加算…1、2人目は各228,700円 3人目以降は76,200円
遺 族 基 礎 年 金	一家の働き手が死亡したときに、子のある配偶者又は子（18歳未満、障害者は20歳未満）に支給されます。死亡日前に保険料納付月（免除月を含む）が、加入期間の3分の2以上あるか、令和8年3月31日以前の死亡の場合は、死亡月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方。	795,000円+子の加算 ※3 子の加算…障害基礎年金と同じ
付 加 年 金 (第1号被保険者のみ)	付加保険料を納めた方。	200円×納付月数（年額）
寡 婦 年 金 (第1号被保険者のみ)	保険料納付済期間と免除期間が合わせて10年以上ある夫が、年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。	夫が受けられるはずの老齢基礎年金の4分の3
死 亡 一 時 金 (第1号被保険者のみ)	保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。	保険料納付月数によって 12万円～32万円
特 別 障 害 給 付 金	次の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害のある方に支給されます。 ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等加入者の配偶者	1級 月額53,650円 2級 月額42,920円

### ●国民年金基金制度

基礎年金に上乗せ給付を行う公的な年金制度です。加入の申し込み・詳しい内容は下記へお問い合わせください。

全国国民年金基金 富山支部

富山市総曲輪二丁目1-3 富山商工会議所ビル7階

☎ 0120-65-4192

## ■年金を受け取るには

すべての年金は、資格があっても請求がなければ支給されませんので、忘れずに請求してください。請求先や必要書類は、どの年金に加入していたかで異なりますので、電話などで確認し手続きをしてください。

※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方  
満額 792,600円

※2 昭和31年4月1日以前に生まれた方  
1級障害 990,750円+子の加算  
2級障害 792,600円+子の加算

※3 昭和31年4月1日以前に生まれた方  
792,600円+子の加算

# 国民健康保険

## 保険年金課

☎443-2064～6

各行政サービスセンター地域福祉係／各中核型地区センター  
 大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214  
 八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114  
 各地区センター／とやま市民交流館

## 国民健康保険(国保)に加入する方

次の項目に該当しない方は全員加入しなければなりません。

- 健康保険、船員保険、官公庁の共済組合などに加入している方とその被扶養者
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 生活保護を受けている世帯

## 国民健康保険の届け出(加入・脱退など)

下記のようなことが起こったら、14日以内に届け出をお願いします。

<窓口> 保険年金課／各行政サービスセンター地域福祉係／各中核型地区センター／各地区センター／とやま市民交流館

	こんなとき	手続きに必要なもの
国民健康保険に いるとき	他の市町村から富山市へ転入したとき	本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等、外国人住民の方は、併せて在留カード、パスポート)
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた日がわかる証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった日がわかる証明書
国民健康保険を やめるとき	子どもが生まれたとき	保険証
	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証・職場の保険証等(職場の健康保険に加入した日がわかるもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証
その他	死亡したとき※	保険証
	同じ市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	保険証、在学証明書など
修学のため、別に住所を定めるとき		

※葬祭費(P50参照)の申請には、振込口座の指定が必要です。

## 保険料

保険料賦課額は、所得割額、均等割額、平等割額の合算額です。

令和5年度の国民健康保険料は次表のとおりです。

国民健康保険料は医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料の合計額となります。

### ● 医療分保険料

国民健康保険被保険者(加入者)すべてに賦課されます。

区分	内容	料率等
所得割額	所得割基礎額×料率(所得割基礎額は、世帯の国保加入者全員の合計額)	6.4%
均等割額	被保険者1人あたりの額	25,000円
平等割額	1世帯あたりの額	17,500円

\*医療分保険料の賦課限度額は、65万円です。

### ● 後期高齢者支援金分保険料

国民健康保険被保険者(加入者)すべてに賦課されます。

区分	内容	料率等
所得割額	所得割基礎額×料率(所得割基礎額は、世帯の国保加入者全員の合計額)	2.3%
均等割額	被保険者1人あたりの額	8,200円
平等割額	1世帯あたりの額	7,000円

\*後期高齢者支援金分保険料の賦課限度額は、22万円です。

### ● 介護分保険料

40歳から64歳までの国民健康保険被保険者(加入者)に賦課されます。

区分	内容	料率等
所得割額	所得割基礎額×料率(所得割基礎額は、世帯の40～64歳までの方の合計額)	2.3%
均等割額	40～64歳の被保険者1人あたりの額	9,500円
平等割額	40～64歳の被保険者の属する1世帯あたりの額	6,500円

\*介護分保険料の賦課限度額は、17万円です。

### ● 保険料の納付方法

普通徴収と特別徴収の二通りがあります。

納付区分	普通徴収	特別徴収
支払方法	口座振替または、納付書による納付	年金からの天引き
保険料の通知	第1期～第8期(年8回払)	4・6・8月 仮徴収 10・12・2月 本徴収
対象世帯	特別徴収以外の世帯	加入者が65～74歳の方のみの世帯のうち一定以上の年金収入のある世帯 ※該当とならない場合もあります

## 国民健康保険で受けられる給付

### ●医療を受けたときの一部負担割合

小学校入学前 **2割**

小学校入学後70歳未満 **3割**

70歳以上 **2割**

(現役並み所得者は3割)

※「現役並み所得者」とは、現役世代の平均収入以上の所得のある方と、その世帯に属する方(政令で定められた基準額により判定されます)。

### ●高額療養費

同じ月に医療機関などに支払った自己負担額が次の表の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。

#### ●70歳未満の方の自己負担限度額

自己負担額が医療機関別で、かつ入院、外来、歯科別に、院外処方を含め個人ごとに21,000円以上で合計が次の表の額を超える場合に対象となります。

区分	所得要件	限度額
ア	所得※1 901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた部分の1%を加算 (多数回該当※2:140,100円)
イ	所得 600万円超～901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた部分の1%を加算 (多数回該当:93,000円)
ウ	所得 210万円超～600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた部分の1%を加算 (多数回該当:44,400円)
エ	所得 210万円以下	57,600円 (多数回該当:44,400円)
オ	市・県民税非課税世帯	35,400円 (多数回該当:24,600円)

※1 所得とは、基礎控除(43万円)後の被保険者全員の所得を合わせた額です。

※2 多数回該当とは、過去12か月で、同一世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

#### ●70～74歳の方の自己負担限度額

区分	負担割合	限度額	
		外来A (個人単位)	外来+入院B (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690万円以上)	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回該当:140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380万円以上 690万円未満)		167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回該当:93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145万円以上 380万円未満)		80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)	
一般	2割	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回該当:44,400円)
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※「現役並み所得者」とは、同一世帯に一定以上(課税標準額145万円)の所得がある70歳以上の国保被保険者であって、年収が単身世帯で383万円、2人以上世帯で520万円以上の方。70歳以上75歳未満の被保険者の旧ただし書き所得(総所得金額から基礎控除額43万円を引いた金額)の合計額が210万円を超え、

上記の収入となる方。

\*「低所得者Ⅱ」とは、世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の方。

\*「低所得者Ⅰ」とは、住民税非課税Ⅱの要件に加え、収入から必要経費・控除額(公的年金については80万円)を引いたとき、所得が0円になる方。総所得金額に給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額から10万円を控除します。

### ●高額介護合算療養費

年間の医療費と介護保険の介護サービス費の自己負担額が高額になったとき、毎年7月31日現在で加入する医療保険者に対して申請することにより、それらを合算し、所定の金額を超えた額が支給されます。

### ●療養費

次のような場合、いったん全額自己負担となりますが、領収書や医師の証明書(診療内容明細書)などを添えて申請し、審査で決定すれば、7割～8割(自己負担割合に応じて)が後日支給されます。

- 旅行先での病気やケガで、保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を購入したとき
- 柔道整復師の施術や、医師が認めたマッサージ、はり、灸の施術を受けたとき

### ●出産育児一時金

被保険者が出産(または、妊娠12週以上の死産・流産)したとき、50万円(産科医療補償制度対象外分娩の場合には48.8万円)が支給されます。窓口で出産費用を現金で支払わなくても済むように、市から直接医療機関などに出産にかかった費用(上限50万円)を支払う制度もあります。出産予定の医療機関などに申し込みが必要です。

### ●葬祭費

被保険者が死亡した場合、申請により葬祭を行った方に対して葬祭費(3万円)が支給されます。

### ■交通事故にあったら(第三者行為)

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合でも国保で医療機関で治療することができます。その際には届け出をしてください。医療費は加害者が過失の割合に応じて負担することが原則のため、一時的に国保が立て替え、後で国保が加害者に請求します。

### ■非自発的失業者の国民健康保険料軽減について

次の条件全てに該当する方について、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料を算定する制度があります。軽減を受けるには申請が必要です。最新の雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を持参の上、ご相談ください。

- 対象
- 失業した時点で65歳未満の方
  - 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(例:倒産・解雇、雇い止めなどにより離職した方)

### ■特定健康診査

40歳～74歳の国民健康保険加入の方には「特定健康診査、特定保健指導」を、後期高齢者医療制度加入の方(75歳以上の方、65歳以上で一定の障害のある方)には、「健康診査」を無料で実施しています。

# 後期高齢者医療制度

保険年金課

☎443-2063

各行政サービスセンター地域福祉係

大沢野 ☎467-5811

大山 ☎483-1214

八尾 ☎455-2461

婦中 ☎465-2114

## 後期高齢者医療制度に加入する方

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で次に該当する方(任意加入)
  - ・ 国民年金法等における障害年金：1・2級
  - ・ 身体障害者手帳：1・2・3級及び4級の一部
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳：1・2級
  - ・ 療育手帳：A

## 保険料

保険料は、均等割額と前年の所得額に応じて負担する所得割額の合計額です。

令和5年度の後期高齢者医療保険料は次の表のとおりです。

区分	内容	料率等
均等割額	一人一人が平等に負担する額	46,800円
所得割額	賦課のもとになる金額×料率 (所得に応じて負担する額)	8.82%

賦課限度額は66万円です

## ●保険料の納付方法

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

原則として年金からの特別徴収(天引き)となります。

## 後期高齢者医療制度の届け出

- 市外に転出したとき
- 死亡したとき

## 後期高齢者医療制度で受けられる給付

### ●医療を受けたときの一部負担割合

医療機関の窓口で保険証を提示して受診した場合にかかった医療費の3割、2割又は1割を払います。

現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ：医療費の3割

一般Ⅱ：医療費の2割

一般Ⅰ、低所得者Ⅱ・Ⅰ：医療費の1割

### 〈現役並み所得者とは〉

- 住民税課税標準額が145万円以上の方
- 住民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者と同じ世帯に属する方

※総収入が次の額に満たない方は、「一般」の区分になります。

被保険者	年間の総収入
世帯の中に「ひとり」	383万円未満
世帯の中に「ふたり以上」	合計520万円未満
世帯の中に「ひとり」で、他に70歳以上75歳未満の方がいるとき	対象者の合計が520万円未満

### 〈一般Ⅱとは〉

次の①、②の両方に該当する方

- ① 住民税課税標準額が28万円以上145万円未満
- ② 世帯に被保険者が1人の場合は「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上。2人以上の場合は、「年金収入+その他の合計所得金額」の

合計が320万円以上。

### 〈低所得者Ⅱとは〉

同一世帯全員が住民税非課税の方

### 〈低所得者Ⅰとは〉

同一世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が、収入から必要経費などを控除したときに0円となる世帯の方(年金収入のみの場合は80万円以下)

## ●高額療養費

同じ月に医療機関などに支払った一部負担金の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた額が支給されます。該当される方に、富山県後期高齢者医療広域連合会から高額療養費支給申請書が郵送されますので、ご返送ください。

申請は初回のみ必要で、それ以降は指定された口座へ振り込まれます。

## ●自己負担限度額

区分	負担割合	限度額	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (住民税課税標準額690万円以上)	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回該当: 140,100円)	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
現役並み所得者Ⅱ (住民税課税標準額380万円以上690万円未満)		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回該当: 93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ (住民税課税標準額145万円以上380万円未満)		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当: 44,400円)	
一般Ⅱ	2割	18,000円または6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%のいずれか低い方(年間上限144,000円)	24,600円
一般Ⅰ	1割	18,000円(年間上限144,000円)	
低所得者Ⅱ		8,000円	
低所得者Ⅰ			15,000円

## ●負担を抑える配慮措置(一般Ⅱ)

2割負担の人について、令和7年9月30日までは、1ヶ月の外来医療の一部負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です。)

## ●葬祭費

被保険者が死亡した場合、申請により葬祭を行った方(喪主)に対して葬祭費(3万円)が支給されます。

# 介護保険

## ■介護保険制度とは

介護を必要とする状態になってもできる限り自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みで、40歳以上の方が加入します。介護が必要となった場合には本人の心身の状況や環境等に応じたサービスが受けられます。サービスを利用するときは市に要介護認定を申請し、認定されると、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に依頼し作成された、要介護状態区分に応じた介護予防サービス計画・介護サービス計画に基づいてサービスが利用できます。

### ●被保険者の種類と被保険者証の交付

- 第1号被保険者：65歳以上の方に交付。
- 第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険の加入者で、申請により要介護・要支援と認定された方に交付。

### ●申請から介護サービス利用までの流れ

申請から介護サービス利用までの流れ	1 介護が必要になったとき	2 認定の申請	3 認定調査及び主治医意見書	4 一次判定	5 二次判定	6 認定結果のお知らせ
	介護保険課や地域包括支援センターに相談	介護保険課や行政サービスセンターにて申請。地域包括支援センター等で申請を代行	心身の状況、介護を必要とする原因疾患などを調査	認定調査結果、主治医意見書の一部をコンピュータ入力し一次判定を実施	保健、医療、福祉の専門家による審査	・認定非該当 ・要支援1、2 ・要介護1～5 ※被保険者証と認定結果、負担割合証が郵送されます

認定結果	認定非該当	要支援1・2	要介護1～5
	○介護予防ケアプラン作成 地域包括支援センターへご相談ください。本人の状態を把握し、介護予防プランを作成 ↓ ○介護予防プログラム参加 ・介護予防教室 ・ふれあいサークル ・訪問指導 など状態に応じた組合せ	○介護予防サービス計画作成 地域包括支援センターで本人の状態を把握し、介護予防サービス計画作成(被保険者証、負担割合証を提示) ↓ ○介護予防サービスの利用 介護の予防や悪化防止への効果が期待される、介護予防サービスを利用(被保険者証、負担割合証を提示)	○介護サービス計画作成 居宅介護支援事業所を選び、介護サービス計画(ケアプラン)を作成(被保険者証、負担割合証を提示) ↓ ○介護サービスの利用 介護サービス計画に基づいたサービスを利用(被保険者証、負担割合証を提示)

### ●こんなときは窓口まで

- 富山市で要介護認定を受けている(申請中も含む)方が他市町村へ転出するとき：受給資格証明書を交付しますので、新住所地の市町村の介護保険担当課へ提出してください。

## 介護保険課

☎443-2041

各行政サービスセンター地域福祉係

大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214  
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

### ●保険料と支払い方法

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険料	所得段階に応じて設定	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	年金額が一定以上の方は年金から天引き、その他の方は市に個別に納付	医療保険料と一括して納付

\*第1号被保険者の介護保険料は3年に一度見直すことになっています。

### ●介護サービスを利用するときの費用

サービスの利用にかかった費用の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)を支払います。

## ●介護保険で利用できるサービス

### ○在宅でのサービス

区分	要支援の方（予防給付・総合事業）	要介護の方（介護給付）
サービス計画の作成（本人負担なし）	地域包括支援センターの保健師などが介護予防サービス計画を作成	ケアマネジャーが介護サービス計画を作成
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家事などを一緒にいき、自立した生活への支援を行う	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う
訪問入浴介護	移動入浴車などが訪問し、入浴の手伝いを行う	移動入浴車などが訪問し、入浴の介助を行う
訪問看護	看護師などが訪問し、療養上の指導を行う	看護師などが訪問し、床ずれの手当や点滴管理などを行う
訪問リハビリテーション	理学療法士などが訪問し、自立に向けたリハビリを行う	理学療法士などが訪問し、リハビリを行う
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで生活機能向上のための支援を行う	デイサービスセンターで入浴・食事などの介護や機能訓練を行う
通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設などで生活機能向上のための支援を行う	老人保健施設などでリハビリを行う
居宅療養管理指導	医師などが訪問し、薬の飲み方や食事などについての指導を行う	
短期入所サービス（ショートステイ）	介護保険施設に短期間入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う	
福祉用具貸与	歩行器や歩行補助つえなどを貸与	車椅子、特殊ベッド、体位変換器、移動用リフトなどを貸与
特定福祉用具購入	腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽など対象となる用具購入費の7割から9割を支給（年間10万円までが限度）【毎年4月1日から1年間】	
住宅改修費	手すり取付けや段差解消など対象となる改修工事費の7割から9割を支給（支給限度基準額は20万円。事前に要申請）	
地域密着サービス 住み慣れた地域で生活しながら利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>

### ○施設でのサービス

要介護1～5の方のみ利用できます。

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者は、原則として要介護3以上の方が対象となります。（平成27年4月から）

区分	要介護の方（介護給付）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方の介護を行う
介護老人保健施設	病状が安定しリハビリや介護が必要な方に、機能訓練や日常生活への支援を行う
介護療養型医療施設	長期間療養が必要な方に、医学的管理のもとで介護や機能訓練、医療を行う
介護医療院	長期間療養が必要な方に、医療や介護を行うと共に、生活の場としての機能も提供する

## ●介護予防・日常生活支援総合事業（65才以上の方）

要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護予防サービス（介護予防訪問介護と介護予防通所介護）と生活機能の低下により、将来的に要支援などへ移行するおそれのある方を対象とした介護予防事業が再編され、市の事業として実施しています。総合事業の各種サービスの利用については、各地域包括支援センター（P35）にご相談ください。

### ●介護予防を推進するために

**長寿福祉課 介護予防推進係 ☎ 443-2061**

要介護状態にならないよう、また要介護状態が悪化しないよう介護予防の充実を図ります。

#### ○パワーリハビリテーション

加齢に伴う筋力低下の予防や活動的な生活を送ることを目的として、軽負荷で行うマシントレーニングを実施しています。

#### ○介護予防推進リーダー

単位老人クラブで概ね1名の方に委嘱しています。地域包括支援センターと連携し、住みなれた地域でいつまでも健康に暮らしていくことができるよう、水のみ運動などを通じて、介護予防を推進する役割を担っています。

○角川介護予防センター（星井町二丁目 TEL422-1220）  
温泉水を活用した多機能温泉プールなどで虚弱高齢者等を対象に総合的な介護予防プログラムを提供します。（QOLツアー体験コース・3ヵ月コース、会員、ビジター）

### ●介護予防ふれあいサークル

**長寿福祉課 地域ケア推進係 ☎ 443-2150**

閉じこもりを防止し、人とふれあい、楽しく豊かに過ごすことができるよう、また、近所での相互扶助の精神が育つよう「介護予防ふれあいサークル」を育成しています。サークルは65歳以上の高齢者5人以上で身近な地域に住んでいるメンバーで構成し、その中に、虚弱な方や閉じこもりがちの方、軽度認知症がある方等が1人以上参加していることが要件です。

# 税金

## 市民税

市民税課

☎ 443-2031  
☎ 443-2032  
☎ 443-2033

### ■個人市民税

前年中の所得を基準として計算します。

#### ●納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）の状況で判断されます。

個人市民税を納める方	納める税金	
	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある方	○	

#### ●市民税が課税されない方

<b>均等割も所得割もかからない方</b> ・生活保護法により生活扶助を受けている方 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得が135万円以下の方
<b>均等割がかからない方</b> ・扶養親族がなく、前年の合計所得金額が415,000円以下であった方 （給与収入のみの場合は965,000円以下） ・前年の合計所得金額が『315,000円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族の数）+289,000円（同一生計配偶者や扶養親族を有する場合のみ加算）』以下の方
<b>所得割がかからない方</b> ・扶養親族がなく、前年の総所得金額等の金額が45万円以下であった方 （給与収入のみの場合は100万円以下） ・前年の総所得金額等の金額が『35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族の数）+42万円（同一生計配偶者や扶養親族を有する場合のみ加算）』以下の方

#### ●申告

1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方は、毎年3月15日までに前年中の所得を申告していただくことになっています。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- 前年中に所得がなかった方
- その年の1月1日現在、給与の支払いを受けている方、または公的年金等を受給している方のうち、その支払者から給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市役所に提出されている方で、他に所得のない方（ただし、雑損控除や医療費控除などを受けようとする方は、申告書の提出が必要です）
- 所得税の確定申告書を提出した方

#### ●納税の方法

- 給与からの特別徴収：給与支払者が、市役所からの通知に基づいて、毎月（6月から翌年5月）の給与からその税額を差し引き、これを毎月取りまとめた上で、翌月10日までに市に納めます。
- 公的年金からの特別徴収：年6回の公的年金支払時に、年金保険者（厚生労働大臣など）が特別徴収を行い、翌月10日までに市に納めます。
- 普通徴収：事業所得者など給与からの特別徴収以外の方は、市役所から送付する納税通知書により、6月（第1期）、8月（第2期）、10月（第3期）、翌年の1月（第4期）の年4回の納期ごとに納めていただきます。

### ■法人市民税

法人市民税は、富山市内に事務所、事業所または寮等を有する法人等に課税される税金です。

法人市民税を納める方	納める税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所等がある法人	○	○
市内に事務所等はないが寮等がある法人	○	
市内に事務所等がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	○	○
市内に事務所等がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で、市内に事務所等を有するもの		○



## ■事業所税

事業所税は、人口30万人以上の都市等が、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所等において行われる事業に対して課される税金です。

区分	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人または個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	富山市内の事業所用家屋の延床面積	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税率	1㎡につき600円	0.25%
免税点	合計延床面積が1,000㎡以下 (課税標準の算定期間の末日の現況による)	
課税標準の算定期間	法人…事業年度 個人…1月1日～12月31日	合計従業者数が100人以下
納期	法人…事業年度終了の日から2カ月以内 個人…翌年の3月15日	

\*市内の全ての事業所等を合算して課税されます。

## ■軽自動車税(種別割)

### ●納税義務者

4月1日(賦課期日)現在で原動機付自転車や軽自動車などの所有者または使用者に課税されます。

### ●納期

5月中旬頃までに納税通知書を送付しますので、5月31日までに納めていただきます。

### ●申告

取得・名義変更・住所変更:15日以内  
廃車:30日以内

※令和元年10月1日から自動車取得税(県税)の廃止に伴い、「軽自動車税(環境性能割)」が導入され、軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。当分の間、環境性能割の賦課徴収は県(自動車税センター ☎424-9211)が行います。

## ■個人市民税・軽自動車税(種別割)の減免

税の種類	減免が受けられる場合
個人市民税	・生活保護を受けている
軽自動車税(種別割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者本人が所有し、障害者本人もしくは、生計を一にする方または単身で生活する障害者を常時介護する方が運転するもの</li> <li>・18歳未満の障害者と生計を一にする方が所有し、生計を一にする方または単身で生活する障害者を常時介護する方が運転するもの</li> <li>・構造上、障害者の利用に供するためのものと認められるもの</li> <li>・公的医療機関が所有する救急自動車または、へき地巡回診療のために使用する軽自動車等</li> <li>・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う者が所有し、専ら身体障害者等の輸送の用に供する軽自動車等</li> </ul>

# 固定資産税

資産税課	(土地)	☎443-2034
	(家屋)	☎443-2035
	(家屋)	☎443-2036
	(償却)	☎443-2037

## ■固定資産税

### ●納税義務者

固定資産税は1月1日(賦課期日)に、土地・家屋・償却資産(事業用の機械・器具・設備など)を所有している方に納めていただく税金です。

### ●固定資産税の税率

1.4%です。

### ●税額の算定

1

固定資産を評価して、価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。



※免税点  
土地、家屋および償却資産それぞれの課税標準額の合計額が右表の場合には、課税されません。

土地	30万円未満
家屋	20万円未満
償却資産	150万円未満

2

課税標準額×税率=税額 となります。

### ●納期

次のとおりです。

第1期	4月1日～4月30日
第2期	7月1日～7月31日
第3期	12月1日～12月25日
第4期	翌年の2月1日～2月末日

## ■都市計画税

### ●納税義務者

都市計画税は、道路や公園などの都市基盤を整備する事業費に充てるため、1月1日(賦課期日)に、市街化区域内の土地・家屋を所有している方に、固定資産税と併せて納めていただく税金です。

### ●都市計画税の税率

0.3%です。

※償却資産には課税されません。

### ●納期

固定資産税と同じ納期です。

※固定資産税と併せて納めていただきます。

## ■固定資産税の減免

申請により減免される場合があります。

税の種類	減免が受けられる場合
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活扶助を受けている</li> <li>・災害(火災・風水害など)を受けた</li> <li>・公益のために直接専用する固定資産(有料の場合を除く)など</li> </ul>

# 納税と証明

## 納税課

443-2026 443-2027  
 443-2028 443-2029  
 443-2030 443-2205

### 【その他の納付窓口】

各行政サービスセンター・地域生活係  
 中核型地区センター・小見地区センター

## 税目と納期

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市・県民税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	特別徴収	徴収した日の翌月10日まで											
固定資産税 都市計画税		1期			2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期											
法人市民税		確定申告分…事業年度終了の日の翌日から2カ月以内 中間申告分…事業年度開始後6カ月を経過した日から2カ月以内											
事業所税		法人…事業年度終了の日から2カ月以内 個人…翌年の3月15日まで											

## 便利な納付方法

### ●総合口座振替

自動的に預貯金口座から振替納付ができる便利で確実な総合口座振替をご利用ください。

振替可能なもの	市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、上下水道料金
取扱金融機関	市内に本店または支店がある金融機関(ただし商工組合中央金庫を除く) ゆうちょ銀行・郵便局の全国の店舗
申込方法	「富山市預金口座総合振替依頼書」に記入し、取扱金融機関などの窓口や納税課でお申し込みください。 ※依頼書は取扱金融機関などの窓口、納税課にあります。
申込期限	振替日の概ね1カ月前まで

※パソコンやスマートフォン等から「Web口座振替受付サービス」を利用して、お申し込みすることもできます。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

市・県民税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)は、次の納付方法をご利用いただけます。

### ●コンビニエンスストアでの納付

日本全国どこでも曜日や時間を気にせず納付することができます。

※納付額30万円以下の納付書に限ります。

### ●地方税統一QRコードを利用した納付

令和5年4月から納付書のQRコードを読み取ることで、パソコンやスマートフォン等から納付することができます。

・スマートフォン決済アプリによる納付  
・「地方税お支払サイト」からクレジットカードやインターネットバンキング等による納付

・富山市指定以外の金融機関での納付  
※地方税統一QRコードに対応する決済及び金融機関に限ります。詳細は「地方税お支払サイト」を検索ください。

### <注意事項>

- ・納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- ・領収証書は発行されません。二重納付にご注意ください。
- ・クレジットカードによる納付等、納付方法により手数料がかかる場合があります。

## 納付にあたって

### ●納付相談

市税を納期限までに納付されなかった場合、督促状を送付するなどして納付をお願いしています。納付されない状態が続くと、きちんと納付していただいている方との不公平が生じないように、財産の差し押さえなどの法的措置を行うこととなります。事情があり、納期限までに納付ができない場合、分割での納付または徴収猶予等納付についてのご相談をお受けしますので、お早めにご連絡ください。

※分割納付中も延滞金の加算は続きます。また、徴収猶予の場合は、担保が必要な場合があります。

### ●市税の滞納と延滞金

市税を定められた納期限までに納められない場合には、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

滞納期間	年率
納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間	2.4% (令和5年中)
納期限の翌日から1カ月を経過した日以降の期間	8.7% (令和5年中)

※年率は、年により変動があります。

各行政サービスセンター市民係  
中核型地区センター／地区センター／とやま市民交流館

● 主な証明・閲覧の種類等

区分	種類	証明内容	主な使用目的	手数料
市・県民税に関する証明	所得証明	○ 給与所得などの各種所得金額	○ 銀行融資 ○ 住宅金融支援機構の申込み ○ 市・県営住宅の入居および更新手続き ○ 学校の授業料免除申請 ○ 扶養家族の申請および更新 ○ 健康保険加入 ○ 年金の申請	1通300円
	所得・課税証明(非課税証明)	○ 納付すべき市・県民税額と各種所得金額 ○ 上記の税額がない場合はその証明		
納税に関する証明	納税証明	○ 納付すべき税額 ○ 納付済税額 ○ 滞納税額がないことの証明	○ 銀行融資、各種制度融資 ○ 担保権の設定 ○ 入札指名参加 ○ 市・県営住宅の入居手続き	1通300円
	納税証明(継続検査用)	○ 納税義務者および車両ナンバー	○ 軽自動車の車両検査	無料
固定資産税に関する証明	評価証明	○ 土地や家屋の一筆・一棟ごとの固定資産評価額を表示	○ 銀行融資 ○ 登記(登記用評価証明は無料)	3筆または3棟までが300円 (1筆または1棟増えるごとに150円加算)
	公課証明	○ 土地や家屋の一筆・一棟ごとの固定資産評価額と課税標準額、税額を表示	○ 競売などの申立 ○ 売買などによる税額の精算	
	課税台帳記載事項証明	○ 上記に同じ(所有者の住所は表示されません)	○ 税額の物件別内訳の確認(賃貸契約書等の提示が必要)	
	資産証明	○ 土地・家屋の合計面積と合計評価額を表示(一筆・一棟ごとの表示はされません)	○ ケアハウス等入居申請 ○ 授業料の免除	
公簿等の閲覧	固定資産課税台帳(名寄帳)	○ 所有する資産の地目、面積、固定資産評価額、税額など全ての項目を表示	○ 確定申告資料 ○ 税額の物件別内訳の確認	1件300円
	公図	○ 所在・地番・形状など	○ 土地の形状などの確認	1件300円

\* 固定資産課税台帳(名寄帳)の縦覧及び閲覧、公図の閲覧、住宅用家屋証明、未登録証明、近傍評価による評価証明(法務局提出用)の申請・発行は、資産税課のみで取り扱っています。

● 申請に必要なもの

- 本人の場合.....顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証など)
- 代理人(同一世帯の親族含む)の場合.....委任状または委任者の印鑑(法人名義の場合は、法人の代表者印)および代理人の顔写真付きの公的身分証明書
- 相続人の場合.....相続関係が確認できるもの(戸籍等)および相続人の顔写真付きの公的身分証明書  
※ただし、被相続人が富山市に住民登録されていない場合は、死亡年月日が確認できるもの(除籍等)も必要

● コンビニ交付サービス(税証明)について

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から、所得・課税証明書(最新年度のみ)を取得できます。

- 利用時間 6時30分から23時(12月29日～1月3日及びメンテナンス日を除く)
- 手数料 1通200円(令和5年5月1日～令和7年4月30日まで)

\* マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が設定されている必要があります。

# くらし・環境

## 家庭ごみの収集 リサイクル

環境センター

栗山637


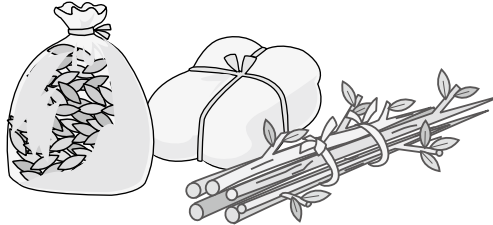
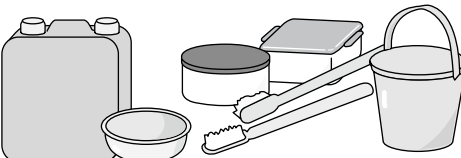
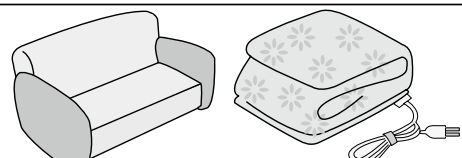
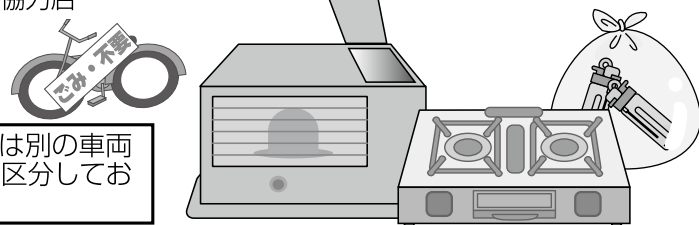
管理課 ☎429-5017




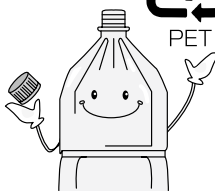


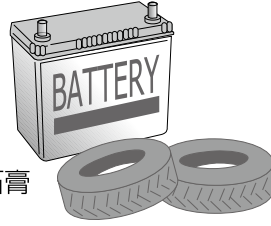
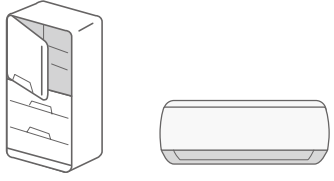

業務課 ☎429-7366

### ■家庭ごみと資源物の分け方、出し方

ごみは分別して・決められた集積場へ・決められた日の8:00までに出してください。

くらし・環境

<p>燃やせるごみ</p>	<p>週2回の収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ→水分をよく切って。</li> <li>・食用油→地区センターに持っていけない場合は布や紙にしみこませるか、凝固剤で固めて。</li> <li>・スプリングの入っていないマットレスやソファ→1m以内に切り縛って。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふとん、じゅうたん、衣類、カーペットなど布類→1m以内に切り縛って。 ※衣類はなるべく集団回収や資源物ステーションへ。</li> <li>・木製家具→1m以内に壊して縛って。</li> <li>・木くず、竹くし→束ねて。</li> <li>・草、落ち葉→乾燥させ、土を落とし袋に入れて。</li> <li>・剪定枝→縛って、2~3束ずつ日を分けて。 ※太さが10cmを越えるものは出せません。</li> </ul> 	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装以外のプラスチック製品（歯ブラシ、ポリバケツ、ビデオテープ、おもちゃ、プランター、CD、DVD、プラスチックケースなど）</li> <li>・ゴム製品、皮革製品、紙おむつ（汚物は取り除いて。）、使い捨てカイロ、保冷剤</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1mを超えるものは出せません。</div>
<p>燃やせないごみ</p>	<p>月2回の収集</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>●出し方に注意が必要なもの●</li> <li>・石油ストーブ、ファンヒーター→灯油を使い切り電池を抜いて。 ※灯油が残っているものは収集できません。</li> <li>・ガスレンジ→電池を抜いて。</li> <li>・カセットボンベやスプレー缶→中を空にして透明な袋に入れて。（危ないので穴はあけないでください!）</li> <li>・ライター→使い切って個別に透明な袋に入れて。</li> <li>・陶磁器（皿、茶わんなど）、ガラス（薬用びん、鏡、体温計、コップ、蛍光灯など）類など</li> <li>・割れたものや刃物→紙に包んで「注意」と書いて。</li> </ul>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1mを超えるものや重いものは別の車両で収集しますので、集積場で区分しておいてください。</div>	

空き缶（月2回収集）		空きびん（月2回収集）	
軽く水洗いして、さっと水を切り、汚れの取れないものは燃やせないごみへ			
<p>◎飲食用の缶</p> <p>ジュース、ビールや缶詰の缶など（缶ビールの3リットル缶程度の大さまで）→つぶさずに回収容器へ。</p> <p>※缶詰めのはたは燃やせないごみへ。</p> <p>※アルミ、スチール缶に分ける必要はありません。</p> <p>※地域により回収容器は異なります。</p> 	<p>◎飲食用のびん</p> <p>ジュース、ドリンク剤、ワイン、調味料のびんなど</p> <p>◎化粧品のびん（口の部分が乳白色のものは除く）</p> <p>→色別にかごへ（無色は白色のかご、茶色は茶色のかご、それ以外はその他のかごへ。）</p> <p>※一升びん、ビールびんなどはなるべく販売店へ。</p> <p>※薬のびんやわれたものは燃やせないごみへ。</p> <p>※びんのはたは取ってください。</p> 		
ペットボトル		プラスチック製容器包装（月4回収集）	
軽く水洗いして、さっと水を切り、汚れの取れないものは燃やせるごみへ			
<p>このマークが目印です</p>   <p>・清涼飲料水、しょう油、お酒、みりんの容器など</p> <p>→キャップとラベルを取り、つぶして水洗いして。</p> <p>※キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ。</p> <p>※富山・婦中はスーパーなど回収協力店へ、その他の地域は決められた集積場へ。</p>	<p>このマークが目印です</p>  <p>・洗剤、シャンプー、食用油などボトル類（ポンプ部分は燃やせないごみへ。）</p> <p>・発泡スチロールなど梱包、緩衝材</p> <p>・カップ麺や、プリンなどの容器などカップ類（紙のはたは燃やせるごみへ。）</p> <p>・トレイのラップ、菓子箱のフィルム状の包みなど</p> <p>・卵パック、食品トレイなど</p> <p>※白いトレイは回収しているスーパーへ。</p>		
紙製容器包装・古紙（月1回収集）			
種類別に分けて、汚れの取れないものは燃やせるごみへ			
<p>◎紙製容器包装</p> <p>紙箱（お菓子、くつの紙箱など）、紙袋（ビニールの持ち手は外してプラスチック製容器包装へ）、包装紙（デパート、お土産の包装紙など）→縛って。</p> <p>※牛乳パックは回収しているスーパーや集団回収へ。</p> <p>※金紙、銀紙が使われているもの、防水加工がしてあるものやビニール加工されているものは燃やせるごみへ。</p>	<p>◎古紙</p> <p>→なるべく資源集団回収へ。</p> <p>・新聞紙（新聞と折り込みちらしは混ぜて出せます。）</p> <p>・段ボール（断面に波状の紙が入っているもの）</p> <p>・雑誌類（週刊誌、ノートなど）</p> 		
集積場に出せないもの	<p>◎危険性・爆発・引火性のあるもの</p> <p>◎処理が困難なもの</p> <p>・タイヤ、バッテリー、オートバイ、消火器、ペンキ（中身の入ったもの）、ガスボンベ、農機具、農薬、農業用ビニール、石油類、注射針（在宅医療など）→購入先や専門業者へご相談ください。</p> <p>・土、砂、石、瓦、レンガ、コンクリート類（物干し台・ブロックなど）、石膏ボード→購入先や専門業者、環境センターへご相談ください。</p> 		
	<p>◎家電リサイクル法対象品目</p> <p>・テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機、衣類乾燥機</p> <p>→購入店や買い替え店が引き取るほか、戸別有料収集でも引き取れます。</p> <p>※リサイクル料金が必要です。</p> 		
	<p>◎パソコン</p> <p>→各メーカーごとにリサイクルしているため、メーカーに回収の申し込みをしてください。</p> <p>※資源物ステーション（P60参照）に持ち込みできます。（無料）</p>  <div data-bbox="1141 1792 1428 1904" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>パソコン3R推進協会 03-5282-7685 <a href="https://www.pc3r.jp">https://www.pc3r.jp</a></p> </div>		

ごみの不法投棄について

道路、河川敷などへの不法投棄が後を絶たないため、パトロール車で巡回・指導しています。不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第16条で禁止されています。自分で出したごみは持ち帰りましょう。

## 戸別有料収集（事前予約）

環境センター業務課 ☎428-4040

一時的に多量に出るごみを、有料で収集します。燃やせるごみ・燃やせないごみに分別して屋外の収集しやすい場所に出してください。

なお、収集当日は立ち会いと精算をお願いします。（混みあいますので、ご予約はお早目に）

### ごみを直接処理施設に持ち込みたいとき

事前にお問い合わせのうえ、持ち込みしてください。

#### ●燃やせるごみ

富山地区広域圏クリーンセンター  
（立山町末三賀 ☎462-1187）

受付：月曜～金曜 8:30～16:00  
土曜 8:30～12:00

#### ●燃やせないごみ

富山地区広域圏リサイクルセンター  
（辰尾 ☎429-3121）

受付：月曜～金曜 8:30～16:00

※家庭で不用でもまだ再使用できる家具や自転車などは、富山地区広域圏リサイクルセンターにご相談ください。

## 資源物ステーション

環境センター管理課 ☎429-5017

土曜・日曜や祝・休日に「資源物」を持ち込みできます。

回収品目：プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル、衣類、空き缶、空きびん、小型廃家電（パソコンも持ち込みできます。）、水銀使用製品（蛍光管、体温計等）

※液体燃料を使用する石油ファンヒーターなどや、布製・木製の家電は持ち込めません。

※家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）は持ち込めません。

※ノートパソコンなどの簡単に取り外しできるバッテリーは、本体と分けて出してください。

※個人情報などが含まれるものは、あらかじめデータを消去してから出してください。

※安全確保のため、大きさが1m以上の家電の持ち込みはご遠慮ください。

開設日：土曜・日曜・祝・休日（臨時に休業することがあります）

※12月31日、1月1日～3日は休業

開設時間：9:00～15:00

開設場所：

①環境センター	栗山637
②旧岩瀬環境事務所	岩瀬池田町71-1
③旧婦中環境事務所	婦中町富川1
④ファミリーパーク第2駐車場	古沢241-1
⑤山室地区センター駐車場南側	中市二丁目22-2
⑥八尾行政サービスセンター駐車場北側	八尾町福島151
⑦水橋中部地区センター駐車場北側	水橋館町312-1
⑧大庄地区コミュニティセンター駐車場南側	田島97-1

※⑥八尾資源物ステーションは、令和5年11月から八尾スポーツアリーナ北側（八尾町井田101）での開設となります。

#### ●平日持ち込みについて

環境センターでは、平日でも「小型廃家電」の持ち込みができます。

開設日：平日の月曜～金曜

※12月29日～1月3日は除く。

開設時間：9:00～15:00

受付場所：前記の①にて。

## 側溝汚泥（みぞ掃除などの汚泥）

環境センター業務課 ☎429-7366

町内単位で掃除した汚泥は、土のう袋に入れて、一定の場所に集めていただければ収集します。側溝やミゾ掃除の実施日の10日前までに地区センター、行政サービスセンター、中核型地区センターを通じて収集の申し込みをしてください。なお、町内単位でなく個人での収集申し込みの場合は戸別有料収集になります。

申込方法：地区センター・行政サービスセンター、中核型地区センターで申し込み用紙に町内会名・責任者氏名・責任者連絡先・実施予定日・集積場所の数・予定袋数を記入したものと集積場所がわかる地図を添付して、環境センター業務課へFAX（429-7388）してください。

※雨天中止や延期、集積場所の変更があった場合は、環境センター業務課までご連絡ください。

## 小動物の死体収集

環境センター業務課 ☎429-7366

#### ●野良犬・野良猫など

道路などに放置されている死体は一般廃棄物として収集します。

※ペットは収集しません。（飼い主の責任で）

※土曜・日曜・休日・夜間は市役所（☎431-6111）へ。

#### ●鳥・へび・ねずみなど

燃やせるごみの収集日にごみ袋に入れて集積場に出してください。

## ごみ集積場に関する補助制度

環境センター業務課 ☎429-7366

#### ●町内会や自治会への補助

集積場の環境整備のための補助を行っています。町内単位でお申し込みください。

## ○集積場設置補助

補助金額：1カ所につき設置費用の2分の1  
(共同住宅・開発行為は除きます。)

### 補助限度額

- ・固定式ごみ集積場設置 新設または改築…20万円  
複数の集積場を1カ所に統合…30万円
  - ・折りたたみ式ごみ集積場設置 新設…10万円
  - ・簡易式ごみ集積場購入 1基につき1万円
- ※環境センター業務課での事前協議が必要です。

## ■し尿の汲み取り

各地域ごとの窓口に応じ込みください。

富山	(公財)富山市生活環境サービス (辰尾) <b>428-9233</b>
大沢野・細入	高木衛生(株)(中大久保) <b>467-0163</b>
大山	(有)松本衛生特殊工業所 (上市町錦町) <b>472-0039</b> (有)西田環境保全センター (上市町稗田) <b>472-4752</b>
八尾・山田	(有)八尾衛生 (八尾町角間) <b>454-2487</b>
婦中	(有)婦中衛生 (婦中町友坂) <b>469-2446</b> (株)オカムラサービス (婦中町東本郷) <b>466-2654</b>

# 生活環境

## ■ふるさと富山美化大作戦

環境センター業務課 **429-7366**

全国に誇れる美しい街「ふるさと富山」を創造するために、市民の皆様と企業・各種団体からの参加者が協力し合って、市内全域で一斉に美化清掃活動を実施します。

※毎年8月に実施

## ■害虫・ねずみなどの駆除のことは

環境保全課 **443-2086**

- 駆除は、専門業者に依頼してください。
- 個人で薬剤を散布する場合は、薬剤の使用上の注意を必ず守って使用し、使い切れない場合などは、きちんと管理してください。
- 薬剤は、場合によっては人の健康に被害を及ぼしたり、生態系に影響を及ぼす可能性がありますので、河川などに流したりしないでください。

## ■空き地の草刈のことは

環境保全課 **443-2086**

空き地の所有者または管理者は、雑草などが伸び放題にならないように、きちんと管理してください。自ら草刈できない場合などは、委託を受けて実施する制度(有料)があります。

## ■ペット

保健所生活衛生課 **428-1154**

### ●犬の登録と狂犬病予防について

生後91日以上の子犬を飼った場合は、30日以内に飼い犬の登録および予防注射をしてください。予防注射は動物病院で受けることができます。委託動物病院(市内および一部市外)では注射済票の交付および登録手続きを同時に行うことができます。また、毎年4月には、市内各所で集合注射を実施します。

## ■水と食品の衛生

保健所生活衛生課 **428-1154**

### ●飲料水について

簡易専用水道の維持管理の指導を行っています。

### ●レジオネラ属菌の検査について

24時間風呂(循環式浴槽)などに発生しやすいレジオネラ属菌の相談や検査を行っています。

### ●食品衛生について

安全な食生活確保のために食品衛生関係営業の許可や食品取扱施設の衛生指導、食中毒の調査など食品衛生に関する相談に応じています。

## ■浄化槽の設置

建築指導課 **443-2108**  
保健所生活衛生課 **428-1154**

建物の新築・改築に伴い浄化槽を設置する場合は、建築確認申請書に浄化槽調書を添えて建築指導課に提出し、確認済証の交付を受けてください。

また既設の建物の便所を改造し、水洗便所にするため浄化槽を設置する場合は、浄化槽設置届を保健所に提出してください。事前に排水放流先の管理者などの了解を得るよう努めてください。

※浄化槽の保守点検は浄化槽保守点検業者に、清掃は浄化槽清掃業者に、法定検査は(公社)富山県浄化槽協会に依頼してください。

## ■合併処理浄化槽設置補助金

環境保全課

☎443-2086

交付対象者：主に居住に使用する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住用とする建物に設置する方。ただし販売目的で住宅を建築する方を除きます。

補助金の交付手続など：補助対象地域が限定されています。また、補助金についても設置する合併浄化槽の規模により金額が異なります。

※補助金は予算の範囲内で交付し、交付条件もあります。また、設置する前に申請していただくことになりますので、事前に窓口まで手続方法なども含めてお問い合わせください。

## ■斎場（火葬場）・墓地

### ●斎場（火葬場）を利用するとき

斎場の利用申し込みについては下記へお問い合わせください。

市民課：443-2075

大沢野行政サービスセンター市民係 467-5810

大山行政サービスセンター市民係 483-1212

八尾行政サービスセンター市民係 454-3114

婦中行政サービスセンター市民係 465-2115

山田中核型地区センター 457-2111

細入中核型地区センター 485-2111

- 市民の方の火葬料金は、無料です
- 富山市の斎場（施設一覧をご覧ください。）

### ●市営墓地を利用するとき

墓地の空き状況や申込条件などについては、環境保全課（☎443-2086）にお問い合わせください。

長岡墓地・北代墓地・岩瀬墓地・新長岡墓地・富山霊園
大沢野墓地公園（あじさい園）
大山墓地公園
速星墓地公園 婦負斎場墓地公苑

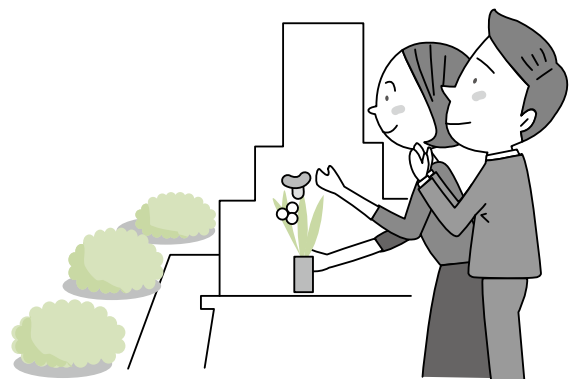
### ●納骨堂を利用するとき

環境保全課

☎443-2086

申し込みできる方の条件、申請書類については事前に環境保全課にお問い合わせください。

参拝壇	収蔵方法	収蔵期間
直接参拝壇	骨壺	6年間
間接参拝壇	骨壺	4年間
合葬式収蔵施設	合葬式	永年





# 水道・下水道

## ■上下水道の使用に関する届け出

<b>上下水道局料金課</b>	<b>☎432-8587</b> <b>0120-310-599</b> (平日の8:30~17:15) 牛島本町二丁目 1-20
東上下水道サービスセンター (大沢野・大山・細入地域)	<b>☎467-5816</b>
西上下水道サービスセンター (婦中・八尾・山田地域)	<b>☎465-2164</b>

水道と下水道の使用の開始・中止の手続きは同時に済ませることができます。(3日前までに届け出を)  
富山市上下水道局ホームページ、FAX (432-8617)でも受け付けています。

現在使用中止になっている水道を、転入や転居で使用を開始するとき	開始する住所、使用者氏名、連絡先をご連絡ください。前の使用者がわかる場合はお客さま番号、氏名も併せてお知らせください。
転居、転出で使用を中止するとき	お客さま番号(使用水量などのお知らせや領収書に記載されています)をご連絡ください。引き続き入居する方がわかっているときは、その方の氏名もお知らせください。

\*使用中止の届出をされないと、料金がかかったままになります。  
\*水道水以外の井戸水などを使用し、その汚水を公共下水道に排出する場合は、井戸水などを使用しなくなった場合はご連絡ください。また、井戸水使用の一般家庭の下水道使用料は、家庭の人数や用途によって算定されますので、家族の人数などに変更があったときは、必ずご連絡ください。

### ●水道メーターの検針

偶数月と奇数月に分かれており、2カ月に1回検針員が検針に伺います。

- 水道メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- 飼い犬は出入り口や水道メーターボックスから離してつないでください。

## ■水道料金と下水道使用料

基本料金と使用量単価に基づき、算出します。  
2カ月分の水道料金と下水道使用料を合わせて請求します。

### ●納入方法

**口座振替**：通帳、届出印とお客さま番号がわかるもの(水量のお知らせや納入通知書)をお持ちのうえ、金融機関などで手続きしてください。また、Web口座振替受付サービスもご利用いただけます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※口座振替をご利用の方は、年間最大600円(税別)の割引が適用されます。また、毎月払いを選ぶことができます。(毎月払いを希望される場合は申し出が必要となります)

**納付書払**：郵送される納入通知書を持参の上、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアでお支払いください。また、スマートフォン決済によるお支払いもできます。なお料金課窓口や東・西上下水道サービスセンターの窓口でもお支払いできます。

●前回に比べて急に水道の使用量が増えたとき  
見えないところで、水が漏れていることがあります。  
その場合は、次のようにして調べてください。

- ①家中の蛇口を全部閉める。
- ②メーターの赤い針かパイロット(銀色の八角形のもの)を調べて、ゆっくりでもまわっていたら、漏水の可能性があります。市指定の配管業者に修理を依頼してください。

## ■給水装置の新設・改造

<b>給排水サービス課</b>	<b>☎432-8695</b>
-----------------	------------------

水道を新しく引いたり、引き直すときは、配管業者(市指定の給水装置工事事業者)に申し込みしてください。  
上下水道局への手続きの一切を行います。

### ●給水装置からの水漏れ

水洗便所、ガス湯沸かし器、電気温水器などから水が漏れているときは、配管業者(市指定の給水装置工事事業者)か、器具メーカー・販売店へ修理を依頼してください。

## ■水道管の修繕など

<b>上下水道施設管理センター</b>	<b>☎432-8570</b>
---------------------	------------------

東上下水道サービスセンター (大沢野・大山・細入地域)	<b>☎467-5816</b>
西上下水道サービスセンター (婦中・八尾・山田地域)	<b>☎465-2164</b>

水道管から音がする、水の出が悪い、水が濁るなどの場合は上記へご連絡ください。

家庭の敷地内の水漏れは、配管業者(市指定の給水装置工事事業者)に修理の依頼をしてください。

## ■公共下水道への接続

<b>給排水サービス課</b>	<b>☎432-8708</b>
-----------------	------------------

公共下水道が整備され使用できるようになった地域では、台所や浴室などの排水、浄化槽便所は速やかに、汲み取り便所は3年以内に改造工事を行い、公共下水道に接続してください。(雨水は流せません)

接続工事は、配管業者(市指定の下水道排水設備指定工事店)が行うことになっています。

## ■水洗便所改造資金の貸付

<b>給排水サービス課</b>	<b>☎432-8708</b>
-----------------	------------------

既設の便所(し尿浄化槽を含む)を公共下水道に接続するため、便器、洗浄器具及びこれに伴う排水設備の工事をする場合、その費用をお貸ししています。

貸付限度額：1戸 100万円以内

利 息：無利子

返 済：5年以内元金均等月賦償還

# 消費生活

消費生活センター

☎443-2047  
(消費生活相談専用)  
☎443-2123

新富町一丁目2-3 CiCビル3階

開館時間：10:00～17:30(電話相談のみ9:00から受付)  
休館日：土・日曜、国民の祝日および12月29日～  
1月3日、CiCビル休館日

## ●消費生活相談

消費生活相談員が消費生活に関する苦情や悪質商法によるトラブル、多重債務の相談に応じ、必要な助言、あっせんを行っています。

## ●賢い消費生活のために

消費生活教室：暮らしの中の諸問題について学習します。受講生の募集は3月の市広報でお知らせします。

消費生活出前講座：悪質商法の手口や対処法、消費生活に関する諸問題について、市職員・消費生活相談員が地域の公民館等に outgoing 説明します。

## ●迷惑電話防止機能搭載電話機等購入助成事業

特殊詐欺や悪質商法による被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者世帯を対象に、迷惑電話防止機能を搭載した電話機などを購入した場合、購入費用の一部を補助します。

## ●消費生活展

消費に関する諸問題、消費者団体の活動状況等を展示し、市民の皆さんの消費生活に関する知識の向上と普及を図る目的で開催します。

## ●消費生活改善推進事業

「食べきる」という意識の浸透・定着を図り、生き方、暮らし方を変える「おいしいとやま食べきり運動」を展開しています。

## ●計量器の検査など

- 計量法に基づき、商店などで取引、証明に使用される「はかり」は、2年に1度、定期検査を受けなければなりません。本市では市域を2つに分けて、2年ごとに定期検査を実施しています。毎年、広報とやまの4月20日号に、その年度の対象区域、検査日程と会場を案内しています。  
なお、はかりの持ち運びが困難な場合などは、はかりの設置場所で検査を実施しますので、問い合わせてください。
- 事業所や商店等で詰められる商品の量目について立入検査を実施し、適正な計量の確保に努めています。

# 男女共同参画

## 男女共同参画の推進

市民協働相談課

☎443-2051

男女共同参画社会の実現に向けて、富山市男女共同参画プランを策定し、各種施策に取り組んでいます。小学生向け啓発冊子の発行、中学生を対象にした作文コンクールの実施、情報交流誌「あいのかぜ」の発行、講演会を中心としたフェスティバルの開催など男女共同参画の意識啓発をしています。

## ●男女共同参画推進センター

新富町一丁目2-3 CiCビル3階 ☎433-1760

開館時間：10:00～18:15

休館日：土・日曜、国民の祝日および12月29日～1月3日、CiCビル休館日

男女共同参画社会の実現を図るため、次の事業を行っています。

- 男女共同参画講座など学習啓発事業
- 「家事ダン」マイスター認定事業
- 夫婦・男女に関する法律相談
- 夫婦・男女に関する悩み相談
- DV(配偶者・パートナーからの暴力)相談(電話・来所)
- 男女共同参画に関連する情報の提供

	相談日・時間	問い合わせ
<b>DV相談専用</b>	月曜～金曜 (休館日を除く) 10:00～18:15 (受付は17:30まで) ※土曜特別相談 (毎月1回)	☎433-2210 原則として、来所の場合は予約制

※学習啓発事業、相談事業の日程など詳細は市広報をご覧ください。

# ボランティア

## ボランティア活動

市民協働相談課

☎443-2051

市民の皆さんが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア情報の提供や、市内で活動されているボランティア(団体・個人)に関する情報の収集をしています。ボランティア活動についてのご相談は、下記にお問い合わせください。

富山市ボランティアセンター (富山市社会福祉協議会内)	☎422-2456
大沢野細入ボランティアセンター (大沢野細入支所内)	☎467-1294
大山ボランティアセンター(大山支所内)	☎483-4111
八尾山田ボランティアセンター (八尾山田支所内)	☎454-2390
婦中ボランティアセンター(婦中支所内)	☎469-0775

# 道路・公園

## ■道路

### ●道路の補修は

道路河川管理課 ☎443-2093

土木事務所建設課 ☎468-1329

道路は道路の種類（国道・県道・市道）に応じて道路管理者が違います。道路の補修や街路樹管理などの相談や要望は各管理者へご連絡ください。

国道：国土交通省富山国道維持出張所

（中島一丁目2-16 ☎438-5101）

県道：富山県富山土木センター

（舟橋北町1-11県総合庁舎内 ☎444-4450）

※水橋地区…立山土木事務所

（立山町前沢2359-5 ☎463-1101）

市道：市役所建設部道路河川管理課

土木事務所建設課

### ●市道を通行以外の目的で使用するには

道路河川管理課 ☎443-2220

土木事務所管理課 ☎468-1338

市道を通行以外の目的で使用するときは歩道の切下げ工事などを行うときは、道路管理者の許可・承認が必要です。

#### ○道路占用許可申請が必要なもの

- 排水管、給水管などを埋設するとき。
- 工事用板囲、足場及び線類などを設置するとき。
- 看板を道路の上空に突き出して設置するとき。

#### ○道路工事施行承認申請が必要なもの

- 車庫や駐車場への出入のための歩道の切下げ、街路樹の移設、ガードレールの撤去などの道路工事を行うとき。

※道路や歩道の上に商品を陳列したり看板や旗ざおなどを置かないでください。

※コンクリート板や鉄板で乗り入れ施設を作らないでください。交通上危険であるほか、水はけが悪く掃除がしにくくなります。

### ●私道等を市道にするには

建設政策課 ☎443-2091

富山市市道路線認定基準により、公共性が高く真に必要な道路であることや、必要な構造を有していることなど、市道として管理することが望ましい道路の場合にのみ認定を行います。主な認定要件は次のとおりです。

#### ○基本要件（いずれかに該当）

- 公共施設に一次アクセスする道路
- 都市計画の観点から必要性が高い道路
- 多くの市民が頻繁に利用し、便益を享受する道路
- 集約型都市構造の実現に資する道路

#### ○構造的要件（全てを満たす）

- 幅員は原則6m以上、隅切りは3m以上あること
- 側溝等が整備され、基準以上の舗装がされていること
- 道路法で認められない占用物件などが無いこと
- 袋路状道路は、用途地域内などに位置し、規定の転回広場が設置されていること
- 開発道路については「富山市宅地開発に関する指導要綱」の構造基準を満たすこと等

このほか、用地に関する要件など詳細については、HPの「富山市市道路線認定基準」をご覧ください。

### ●道路境界の立会い

道路河川管理課 ☎443-2177

土木事務所管理課 ☎468-1338

自分の土地の測量や分筆等により境界の確認が必要なときは、道路河川管理課または土木事務所管理課で「市道境界立会い」の手続きを行ってください。

### ●私道等舗装に関する補助金

道路整備課 ☎443-2090

土木事務所建設課 ☎468-1327

私道等の舗装に必要な経費の4分の3以内（限度額150万円）で補助金を交付しています。

#### ○交付対象となる私道等の要件

- 原則幅員が2.0m以上であるもの。
- 通勤、通学、買物などに利用されている、または公共的施設に通じているもの。
- 家屋が立ち並び、かつ境界が確定しているもの。
- 舗装されている道路に接続しているもの。
- 舗装について、敷地の所有者その他の権利者の同意を得ているもの。

### ●道路の除排雪

道路河川管理課 ☎443-2092

土木事務所建設課 ☎468-1328

冬期間は車道や歩道の除排雪を行っていますが、除雪機械が入れない狭い市道（6m未満）や私道、家の周りは近所の皆さんで協力して行ってください。

#### ○道路の消雪装置設置補助

地域団体が市道に消雪装置を設置する場合に補助金を交付します。

#### ○除雪機械の貸し出し

町内会等に市道を除雪する機械を貸し出します。

#### ○除排雪機械の購入事業補助

各校下雪対策推進協議会、町内会等が除排雪機械を購入される場合、購入費の4分の3以内（限度額200万円）で補助金を交付します。

## ●地域ぐるみの除排雪に対する補助

地域コミュニティ推進課 ☎443-2046

- 地域ぐるみ除排雪事業補助  
積雪量が50cm以上になったときに、地域ぐるみ（町内会等）で行う市道や生活道路の除排雪活動に対して補助金を交付します。

## ■公園、緑地

公園緑地課 ☎443-2111

土木事務所管理課／建設課  
☎468-1338 / ☎468-1327

公園や緑地は、災害時の避難場所としての役割など地域の環境に大切な役割を果たしています。公園や緑地を守り育てていくためには皆様のご協力が必要です。公園や緑地にある遊具などの施設の点検、除草などへのご協力、ご理解をお願いします。

## ●公園の使用許可が必要な場合

- 公園内の広場や施設をスポーツ・行事・イベントなどに使用する場合
- 公園を占用しようとする場合

## ■景観法に基づく届け出

景観政策課 ☎443-2106

建築物や工作物の新築や増築などを行う際に、規模が大きい（建築面積が1,000㎡を超える、または、高さが12.5mを超えるもの）場合や、景観まちづくり推進区域（八尾地区、大手モール地区）において施工する場合は、景観法に基づき、事前に届け出をしてください。

## ■屋外広告物掲示のことは

景観政策課 ☎443-2109

屋外広告物（ポスター・屋上広告・壁面広告など）を掲示する場合は、富山市屋外広告物条例に基づき、許可を受けてください。

## 交通安全

## ■交通安全施設の設定

道路整備課 ☎443-2089  
道路河川管理課 ☎443-2092

土木事務所建設課 ☎468-1328

## ●カーブミラーなど交通安全施設のこと

カーブミラー、ガードレール、街灯の新設は、道路整備課及び土木事務所建設課で行っています。カーブミラー、ガードレールの修繕は、道路河川管理課及び土木事務所建設課で行っています。

## ●街灯が故障したときは

街灯が消えているなど故障を発見したときは、修繕受付窓口へ下記の項目をご連絡ください。

## 修繕受付窓口（年中無休・24時間対応）

東芝ビルファシリティコールセンター

☎0570-666-181

1. 氏名
  2. 連絡先
  3. 市管理プレート番号（富山市＋数字5桁）
  4. 内容（不具合の状況など）
  5. 北陸電力の電柱番号（数字4桁・カタカナ1文字・数字4桁）
  6. 電柱設置場所の住所（例：富山市〇〇町1丁目2番3号の〇〇宅前など）
- ※1～4は必須項目です。

## ■交通安全教室

生活安全交通課 ☎443-2052

交通安全の啓発のため、概ね20人以上が参加される場合に交通安全教室を開催しています。

- 幼児交通安全教室
- シルバー（高齢者）交通安全教室

## ■自転車損害賠償責任保険加入促進事業

交通政策課 ☎443-2195

自転車損害賠償責任保険等への加入費用の一部を補助しています。

- 対象者：・市内在住の小学生～高校生  
・市内在住の65歳以上で、令和3年4月1日以降に全ての運転免許を自主返納された方（これまでに補助を受けていない方）

対象保険：1億円以上の賠償責任補償がある契約中の保険などで、令和5年4月1日以降に支払ったもの

補助額：年額500円

## ■JR 高山本線

運行区間	富山駅～速星駅～越中八尾駅～猪谷駅
富山市内の駅	10 駅（富山駅、西富山駅、婦中鷓坂駅、速星駅、千里駅、越中八尾駅、東八尾駅、笹津駅、楡原駅、猪谷駅）
お問い合わせ先	JR 西日本お客様センター（☎0570-00-2486）

## ■あいの風とやま鉄道線

運行区間	越中宮崎駅～富山駅～高岡駅～石動駅
富山市内の駅	5 駅（水橋駅、東富山駅、新富山口駅、富山駅、呉羽駅）
お問い合わせ先	あいの風とやま鉄道富山駅（☎431-3409）

## ■地鉄本線

運行区間	電鉄富山駅～上市駅～電鉄黒部駅～宇奈月温泉駅
富山市内の駅	6 駅（電鉄富山駅、稲荷町駅、新庄田中駅、東新庄駅、越中荏原駅、越中三郷駅）
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

## ■地鉄不二越・上滝線

運行区間	電鉄富山駅～南富山駅～上滝駅～岩嶺寺駅
富山市内の駅	15 駅（電鉄富山駅、稲荷町駅、栄町駅、不二越駅、大泉駅、南富山駅、朝菜町駅、上堀駅、小杉駅、布市駅、開発駅、月岡駅、大庄駅、上滝駅、大川寺駅）
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

## ■地鉄立山線

運行区間	電鉄富山駅～寺田駅～岩嶺寺駅～立山
富山市内の駅	8 駅（電鉄富山駅、稲荷町駅、新庄田中駅、東新庄駅、越中荏原駅、越中三郷駅、有峰口駅、本宮駅）
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

## ■路面電車

運行区間	南富山駅前～富山駅 南富山駅前～富山駅～富山大学前 富山駅～グランドプラザ前～富山駅 岩瀬浜～富山駅～南富山駅前 岩瀬浜～富山駅～富山大学前 岩瀬浜～富山駅～グランドプラザ前～富山駅～岩瀬浜
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

## ■富山地方鉄道バス

路線方面 （富山駅前発着分）	富山大学前、有沢、富山市民病院前、南富山駅前、大泉駅前、石金、双代町、永楽町、畑中 ※路線、主なる経路については富山市おでかけのりものマップ参照
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

## ■コミュニティバス

民間交通事業者により交通サービスが提供されない公共交通空白地域においては、地域の住民や企業が連携・協力して運行する「地域自主運行バス」に支援するとともに、中山間地域においては、大山、八尾、山田地域における「市営コミュニティバス」や、大沢野地域では「シルバータクシー」を運行しています。

コミュニティバスの詳細は、市ホームページから確認できます。

### ●地域自主運行バス

名称	運行主体	内容	運賃	お問い合わせ先
まいどはやバス	(株)富山市民プラザ	2ルート 30分間隔 1日21便	中学生以上 1回200円 (小学生以下100円)	(株)富山市民プラザ ☎495-5900
富山港線フィーダーバス	富山地方鉄道(株)	2ルート 30～60分間隔 1日64～65便(平日) 36～38便(休日)	中学生以上 1回210円 (小学生以下110円)	富山地方鉄道(株) 西部自動車営業所 ☎431-8911
呉羽いきいきバス	(有)まちづくり公社呉羽	2ルート 約70分 1日11便	小学生以上 1回100円	(有)まちづくり公社呉羽 ☎436-1772
水橋ふれあいコミュニティバス	NPO 法人水橋ふれあいコミュニティバス	1ルート100分 1日7便	小学生以上 1回100円	NPO 法人水橋ふれあい コミュニティバス ☎478-1390
婦中コミュニティバス	婦中コミュニティバス 運営委員会	4ルート 39～100分 1日4便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	富山地方鉄道(株) 西部自動車営業所 ☎431-8911
堀川南地域コミュニティバス	堀川南地域コミュニティバス運行事業推進協議会	1ルート 1日8便	中学生以上 1回200円 (小学生以下100円)	富山地方鉄道(株) 富山自動車営業所 ☎424-3661

### ●市営コミュニティバス

名称	運行主体	内容	運賃	お問い合わせ先
大山コミュニティバス	富山市	6ルート 1日2～5便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	大山バス管理センター ☎483-1335
八尾コミュニティバス	富山市	10ルート 1日2～14便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	八尾バス管理センター ☎454-3125
山田コミュニティバス	富山市	3ルート 1日3～4便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	八尾バス管理センター ☎454-3125

### ●シルバータクシー

名称	運行主体	内容	運賃	お問い合わせ先
大沢野シルバータクシー	富山市	65歳以上 (大沢野地域内)	1回300円 (利用証交付手数料 500円)	交通政策課 ☎443-2195

## ■パーク・アンド・ライド駐車場

鉄道駅周辺の駐車場にマイカーを駐車し、鉄道へ乗り換えて移動していただくため、パーク・アンド・ライド駐車場を設置しており、無料でご利用いただけます。

### ●JR高山本線沿線

名称	最寄りの駅	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
婦中鵜坂駅P&R駐車場	婦中鵜坂駅	婦中鵜坂駅ロータリー横	43台	5:00~24:00	交通政策課 ☎443-2192
速星駅P&R駐車場	速星駅	婦中行政サービスセンター 駐車場内の指定の場所	23台	5:00~24:00	
千里駅P&R駐車場	千里駅	千里駅の北側	10台	5:00~24:00	
越中八尾駅前ふれあい広 場北駐車場	越中八尾駅	越中八尾駅の北側	40台	終日	
越中八尾駅東駐車場	越中八尾駅	越中八尾駅東側ロータリー横	49台	終日	
笹津駅駐車場	笹津駅	笹津駅の南側	31台	終日	

### ●富山地方鉄道不二越・上滝線

名称	最寄りの駅	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
開発駅P&R駐車場※	開発駅	開発駅横	7台	始発~終発	富山地方鉄道(株) ☎432-5540
月岡駅P&R駐車場	月岡駅	月岡駅から線路を跨いだ南側	22台	始発~終発	交通政策課 ☎443-2192
大庄駅P&R駐車場	大庄駅	大庄公民館駐車場内の指定 の場所	8台	始発~終発	
上滝駅P&R駐車場	上滝駅	上滝駅から線路を跨いだ南側	8台	始発~終発	

※開発駅P&R駐車場は事前申し込みが必要となります。

### ●富山地方鉄道富山港線

名称	最寄りの駅	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
蓮町駅P&R駐車場	蓮町(馬場記念公園前)駅	蓮町駅の西側	37台	5:00~24:00	交通政策課 ☎443-2192

## ■パーク・アンド・バスライド駐車場

バス停周辺の駐車場にマイカーを駐車し、路線バスへ乗り換えて通勤・通学をしていただくため、パーク・アンド・バスライド駐車場を設置しており、無料でご利用いただけます。

名称	最寄りのバス停	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
グリーンバレー P & BR 駐車場※	上二杉	グリーンバレー駐車場内の 指定の場所	6台	平日 6:00~24:00	交通政策課 ☎443-2195
大沢野小学校向かい P & BR 駐車場	大沢野 小学校前	大沢野小学校向かい(東側)	10台	6:00~24:00	

※グリーンバレーP & BR 駐車場は事前申し込みが必要となります。

## ■サイクル・アンド・バスライド駐輪場

バス停周辺の駐輪場に自転車を駐車し、路線バスへ乗り換えて通勤・通学をしていただくため、サイクル・アンド・バスライド駐輪場を設置しており、無料でご利用いただけます。

名称	最寄りのバス停	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
中市C & BR 駐輪場	中市	山室地区センター横 (資源物ステーション内)	10台	平日 6:00~24:00	交通政策課 ☎443-2195
分田C & BR 駐輪場	分田	市道田島鵜坂線交差点脇	10台	6:00~24:00	
呉羽C & BR 駐輪場	呉羽	呉羽会館駐輪場	6台	平日 6:00~24:00	
四方神明町C & BR 駐輪場	四方神明 町・田町	四方地区センター駐輪場	5台	6:00~24:00	
針原新町C & BR 駐輪場	針原新町	市営針原団地駐車場内	5台	6:00~24:00	
赤田C & BR 駐輪場	赤田	市消防団蛭川分団敷地内	10台	6:00~24:00	
藤代町C & BR 駐輪場	藤代町	開公民館駐輪場	6台	6:00~24:00	
金代C & BR 駐輪場	金代	金代公民館駐輪場	6台	6:00~24:00	
大泉駅前C & BR 駐輪場	大泉駅前	市営住宅山室団地敷地内	5台	6:00~24:00	

## ■自転車駐車場

交通政策課

☎443-2192

鉄軌道の各駅等に自転車駐車場を設置しており、無料でご利用いただけます。

### ●富山駅周辺

名 称	収容台数	利用時間
富山駅南自転車駐車場	629台	6:00~23:00
富山駅北自転車駐車場	215台	
富山駅高架下自転車駐車場 ※原付可(50ccまで)	615台	終 日
富山駅東暫定自転車駐車場	130台	

### ●西町・総曲輪地区

名 称	収容台数
総曲輪西自転車駐車場	196台
西町・総曲輪 CUBY	30台
西町自転車等駐車スペース	150台

### ●鉄軌道駅(富山地域)

名 称	収容台数	名 称	収容台数	名 称	収容台数
水橋駅	333台	大泉駅	100台	犬島新町駅	32台
東富山駅	888台	上堀駅	50台	蓮町駅 (馬場記念公園前)	136台
新富山口駅	100台	小杉駅	25台	萩浦小学校前駅	24台
呉羽駅	245台	開発駅	84台	東岩瀬駅	24台
西富山駅	164台	月岡駅	51台	競輪場前駅	24台
稻荷町駅	92台	奥田中学校前駅	24台	岩瀬浜駅	24台
東新庄駅	154台	下奥井駅	24台	五福公園	36台
越中荏原駅	138台	粟島駅	24台	五福第一	48台
越中三郷駅	80台	越中中島駅	36台		
不二越駅	46台	城川原駅	108台		

### ●鉄軌道駅(富山地域以外)

名 称	収容台数	名 称	収容台数	名 称	収容台数
笹津駅	120台	速星駅	370台	東八尾駅	25台
上滝駅	58台	婦中鷓坂駅	120台	楡原駅	48台
大庄駅	108台	千里駅	217台		
有峰口駅	20台	越中八尾駅	116台		



# 住まい

## ■公営住宅

### ●市営住宅

市営住宅課

☎443-2097

### ○窓口

富山市営住宅管理事務所（株式会社ホクタテ）

富山市新桜町6-15 Toyama Sakuraビル2階

☎471-5291

### ○入居募集

市営住宅と特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅、賃貸住宅の入居申し込みを随時受け付けています。空き室が無い団地では申し込み順に名簿に登録し、空き室が生じたつど、順次入居していただきます。

- 新築住宅については、広報などで公募します。
- 応募される方は、入居申し込み案内に基づき申し込みしてください。

### ○申し込み資格

- 住宅に困窮していることが明らかである方
- 同居または同居しようとする親族がいる方（一定の条件に該当する方は単身でも可）
- 収入が政令・条例で定めた基準内である方
- 市税および市営住宅などにかかる家賃を滞納していない方
- 暴力団員でない方

### ○市営住宅の所在地

住宅種類	団地名	所在地
市営住宅	1 山室	公文名38-12
	2 中市	中市18
	3 朝菜町	堀川町801、803
	4 高原町	高屋敷823-15
	5 上赤江	上赤江町一丁目17-1
	6 有沢	有沢811
	7 広田	新屋10
	8 針原	針原中町305
	9 布目	布目3490
	10 辰尾	辰尾205
	※11 城村	城村502
	12 月岡	月見町五丁目1
	13 イーストタウンコート	東町一丁目4-8
	14 ドルチェ・ヴィータ呉羽	呉羽町1667-3
	15 グッドヒルズ豊田	豊田本町三丁目20-7
	16 コーポ窪新町	窪新町6-51
	17 パナメゾン窪新町	窪新町6-45、46
	18 リットコーポラス32	緑町二丁目2-10
	19 ソレアード	羽根1484番地1
	20 パナメゾン布瀬	布瀬町二丁目17-25

住宅種類	団地名	所在地		
市営住宅	21 グランコンフォール西長江	西長江四丁目6-23		
	22 水橋新保	水橋新保208-3		
	23 水橋中村	水橋中村町2-2		
	24 五艘	五艘1435-1		
	25 海岸通	海岸通256		
	26 下赤江	下赤江町二丁目1、2		
	※27 今泉	今泉北部町1-5		
	※28 中教院	中央通り二丁目3-22		
	29 笹津	笹津100		
	※30 殿様林	馬瀬口1		
	31 中滝	中滝311-1		
	32 福沢	東福沢1700-1		
	33 新曙町	中番45		
	34 サザンコート大山	中滝310		
	35 新上野	八尾町福島156		
	36 妙川寺	八尾町妙川寺1351		
	37 高熊	八尾町高熊96-1		
	38 寺山	八尾町上新町3290		
	39 源川原	八尾町鏡町610		
	40 宮ヶ島	婦中町宮ヶ島355		
	41 長沢	婦中町長沢4124		
	42 竹の内	山田中瀬33		
	43 山田中村	山田中村125		
	44 榆原西部	榆原3235		
	45 井田	八尾町井田4396-2		
	特定公共賃貸住宅	5 上赤江	上赤江町一丁目17-1	
		28 中教院	中央通り二丁目3-22	
		33 新曙町	中番45	
		37 高熊	八尾町高熊96-1	
		38 寺山	八尾町上新町3290	
		39 源川原	八尾町鏡町610	
		43 山田中村	山田中村125	
		賃貸住宅	27 今泉	今泉北部町1-5
			※46 奥田	奥田寿町6、18、19
			47 稲代	稲代239-1
	地域特別	45 井田	八尾町井田4396-2	

\*番号に※のある団地については入居募集を停止しています。

### ●その他の公的住宅（窓口）

・県営住宅

県営住宅管理センター 光陽興産株式会社  
（五福8区3548-14 ☎471-5500）

## ■土地（宅地）の購入・造成

### ●宅地の購入

#### 建築指導課

☎443-2108

土地の利用にはいろいろな制限があり、よく調べないで土地を購入すると、いざ建築するときには建築が禁止されていたり、目標の規模のものが建てられないという事態になりますので、ご確認ください。

#### ○土地購入にあたって調べること

- 市街化調整区域での建築は、原則として禁止されています。
- 市街化区域では、建築物の用途、規模、構造などに制限のある地域が定められています。
- 敷地が建築物を建築できる道路（国道・県道・市道など）に接しているかの確認をしてください。
- 敷地がガケなどに接している場合、建築できないことがあります。
- 都市計画道路などの予定区域内で土地を購入したり、建築を行おうとするときは、事前に支障が無いか確認してください。

※都市計画道路などについてのお問い合わせ先  
（都市計画課 ☎443-2105）

### ●土地売買の届け出

#### 都市計画課

☎443-2105

#### ○公有地の拡大の推進に関する法律の届け出

- 次のような土地を売却しようとするときは、事前に届け出をしてください。

- ①都市計画施設（道路、公園、河川、学校など）の予定区域を含む200㎡以上の土地
- ②市街化区域内の5,000㎡以上の土地
- ③線引き（市街化区域と市街化調整区域との区分）のない都市計画区域内の10,000㎡以上の土地

#### ○国土利用計画法の届け出

- 次のような土地を購入したときは、購入契約の日から2週間以内に届け出をしてください。
- ①市街化区域内の2,000㎡以上の土地
- ②市街化調整区域内および線引きのない都市計画区域内の5,000㎡以上の土地
- ③都市計画区域外の10,000㎡以上の土地

### ●居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における開発行為等の届け出

#### 都市計画課

☎443-2105

- 次のような行為等を行おうとする場合には、工事等に着手する日の30日前までに届け出をしてください。
- ①居住誘導区域の外における一定規模以上の住宅建築を目的とする開発行為や建築行為
- ②都市機能誘導区域の外における、誘導施設の建築を目的とする開発行為や建築行為

- ③都市機能誘導区域の外における、誘導施設の休止や廃止

### ●都市計画施設や市街地開発事業の区域内での建築

#### 都市計画課 公園緑地課

☎443-2105  
☎443-2110

都市計画施設（道路、公園など）の予定区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業など）の施行区域内において建築物を建築するときには、都市計画法上の申請をして許可を受けなければなりません。

※この許可書は、建築確認申請の際に必要です。

### ●土地の造成の相談

#### 建築指導課

☎443-2104

土地の造成は、その目的や場所・規模などにより許可が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ●農地を宅地などにするとき

#### 農業委員会

☎443-2129

- 市街化区域内の農地は、工事着工前に農業委員会へ転用の届け出をしなければなりません。
- 市街化区域以外の農地は、農業委員会を通じて市長の転用許可を受けなければなりません。また、農用地区域内の農地については、その許可を受ける前に農振除外の手続き（農政企画課 ☎443-2251）をする必要があります。

## ■建物の新築・増改築・改修等

### ●地区計画区域での建築行為等の届け出

#### 都市計画課

☎443-2105

地区計画で建築ルールが定められた区域で、建築等の工事を行うときは、工事に着手する日の30日前までに届け出をしてください。

### ●建物を新築・増改築・改修等をするとき

#### 建築指導課

☎443-2108

- 工事に着工する前に必ず「建築確認申請書」を提出し、「確認済証」の交付を受けてください。（カーポート等を建築する場合も、提出が必要です。）
- 分譲住宅（建売住宅）や特殊建築物で一定規模以上の建物は、定められた工程の工事を終えた日から4日以内に「中間検査申請書」を提出し、中間検査を受けてください。検査合格後に、次の工程にかかれます。
- 工事が終わったら4日以内に「完了検査申請書」を提出し、完了検査を受けてください。
- 都市計画区域外で確認申請の必要がない建築物は工事届を提出してください。

- 建築物を改修し用途を変更する場合は、市街化調整区域・市街化区域ともに制限がある場合があります。事前にご確認ください。

### ●建物を建てる前の注意

- 建築物の敷地は、幅4m以上の建築基準法で定める道路に間口が2m以上接することが必要です。また、建築基準法に定める道路がないところでは建築基準法に定める道路をつくり、「道路の位置の指定」を受けることで建築できることがありますので確認してください。
- 建築基準法適用以前から建物の立ち並んでいる道路で、幅が4mないときは、建築制限を受けることがありますので確認してください。
- 敷地に都市計画道路、公園、風致地区などの指定がないか調べてください。
- 下水道の処理区域内に新築するときは、便所を水洗にしてください。
- 敷地がいずれの用途地域に属するかによって建ぺい率、容積率、高さや日影規制、建物の用途などの制限がありますのでよく調べてください。
- 住宅地などで一定の区域を定め、その区域にふさわしい基準をお互いが守りあっていく「建築協定」という制度を活用している区域がありますので確認してください。
- プレハブ（組立式鉄骨造）・コンテナの建築であっても、建築確認を受ける必要があります。（工事現場用仮設を除く）

### ●その他の注意事項

#### ○隣接境界線付近の問題

- 境界線が不明確な場合は隣地所有者と確認協議をし、土地の権利者が認め合った位置に境界を設けてください。
- 建物は隣地境界線から50cm以上離すこと、また境界線から1m以内にある窓には目隠しをすることなどの民法上の規定がありますので注意してください。
- 民法上の規定はお互いが了解すれば必ずしもこの規定に従わなくてもよいことになっています。また、その地域に規制と異なる慣習があれば、これに従うものとしていますので注意してください。

#### ○屋根雪の問題

屋根雪の落下に関する規定はありませんが、隣家等とのトラブルを避けるためにも、雪止め施工、屋根勾配や軒先の位置などへの配慮が必要です。

#### ○地震に強い家づくり

- 新築住宅のチェックポイント  
敷地の選定、基礎と土台、住宅の形、耐力壁の配置、防蟻・防蟻処理について、請負業者と相談してください。

- 既存住宅の地震対策のポイント  
専門家に相談し耐震診断を受けてください。土台や柱などの構造材の腐朽や白蟻の有無を調べ、必要な処理をしてください。

#### ○ブロック塀の問題

過去の地震ではブロック塀の倒壊による被害が問題になりました。築造については、高さ、厚さなどの構造基準があり、その基準にあった安全なブロック塀にしてください。

### ■中高層建築物や共同住宅の建築紛争の防止

#### ●富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱

建築確認申請は、建築計画が建築基準法等関係法令の規定に適合しているか否かを、一定期間内に審査し確認するものです。

建築確認申請に際しての建築基準法等関係法令は、個別の建物相互の調整等の民事関係に関する諸問題を考慮した規定ではありません。

そこで富山市では、中高層建築物（高さ12.5mを超える建築物をいう）の建築による建築紛争を未然に防止するため、建築計画の事前公開などに関して必要な事項を明記した「富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」を定めています。

#### ●富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱

都市化の進展や社会情勢の変化から、共同住宅の建築が多くなるに伴い、建築主と近隣住民との間で民事関係などの諸問題が生じることがあります。

これは共同住宅を建てるには、建築基準法などにより構造・規模・用途などに規制を受けますが、その規制が居住環境や管理などについて考慮されたものでないことが原因の一つと考えられます。

そこで富山市では、建築主などと近隣住民との間の建築紛争などを未然に防止するため、共同住宅の建築計画および管理などについて必要な事項を明記した「富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱」を定めています。

### ■住宅資金(住宅関連情報)

#### ●住宅支援制度

#### ○ねたきり防止等住宅整備費の助成

長寿福祉課		☎443-2062	
各行政サービスセンター地域福祉係			
大沢野	☎467-5811	大山	☎483-1214
八尾	☎455-2461	婦中	☎465-2114

65歳以上の在宅の高齢者または同居の親族で、市町村民税非課税世帯の方を対象として、既存の住宅に手すりの設置、段差の解消など高齢者向けの住宅改善に必要な経費の3分の2の額（補助限度額50万円）を補助します。着工前に申請が必要です。

## ○住宅改善費の助成

障害福祉課

443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

肢体不自由または視覚障害で1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が生活しやすいように既存住宅を改善される場合、必要な経費の一部を助成します。(ただし、所得税非課税世帯に限ります。また新築・増築は対象外)

## ■再生可能エネルギー設備支援制度

環境政策課

443-2053

## ○ZEH導入資金の助成

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を新築、購入又は改修し、国が実施するZEHを対象とした補助金の確定通知を受けた方が対象です。補助金額は1戸あたり上限20万円です。

## ○省エネ機器等導入資金の助成

居住する住宅等に、新たに省エネ機器等を設置された方が対象です。補助金額は5万円です。

対象となる機器：①定置型蓄電池

②エネファーム

③ペレットストーブ

## ■まちなか居住及び公共交通沿線居住の推進等

居住対策課

443-2112

## ●富山市まちなか居住推進事業

富山市のまちなかにおいて、人口を増やし、賑わいあるまちづくりを目指しています。

## ○まちなか住宅取得支援事業

まちなかで一定水準以上の住宅を購入し居住される方に金融機関からの借入に応じて補助します。

## ○まちなか住宅家賃助成事業

まちなかの民間賃貸住宅へ転居された世帯に家賃の一部を補助します。(まちなか内での転居は除く。)

## ○まちなかリフォーム補助事業

まちなかの中古住宅を購入し自ら居住するために行うリフォームや、世帯員増加のためにまちなかの自宅をリフォームする場合に補助します。

## ○富山市マルチハビテーション推進事業

まちなかで、二地域居住のために住宅を購入した富山県外在住の方に補助します。

## ●富山市公共交通沿線居住推進事業

公共交通を活性化させ、その沿線に住居、商業、業務、文化などの都市の機能を集積させることにより、公共交通を軸としたまちづくりを目指しています。

## ○公共交通沿線住宅取得支援事業

公共交通沿線居住推進補助対象地区において、一定水準以上の住宅を購入し居住される方に金融機関からの借入に応じて補助します。(ただし、まちなかから転居される場合は対象外)

## ○公共交通沿線リフォーム補助事業

公共交通沿線の中古住宅を購入し自ら居住するために行うリフォームや、世帯員増加のために公共交通沿線の自宅をリフォームする場合に補助します。

## ■住居表示

～あなたの建物に、正しい住居番号を～

地域コミュニティ推進課

443-2046

住居表示実施済区域内(旧富山市区域の一部)に、建物を新築・増改築され、出入口が変更になったときは、住居番号(住所)を決める届け出が必要です。住居の表し方は、富山市〇〇町(〇丁目)〇番〇号となり、住居表示板を無料でお渡しします。届け出に必要なもの：建物の平面図、配置図など

中心市街地への  
来街

## ■おでかけ定期券

まちづくり推進課

443-2054

各行政サービスセンター地域生活係/各中核型地区センター各地区センター(大長谷を除く)とやま市民交流館

市内各地から中心市街地や市民病院までのバスや電車を1乗車100円で利用できる定期券を交付しています。

対象者：富山市に住所を有する65歳以上の方(3月31日までに満65歳になる方も対象です。)

利用時間：[割引時間帯] 9:00～17:00(降車時)

利用者負担金：1,000円

割引で利用できる交通機関：地鉄路線バス、地鉄電車、市内電車(富山軌道線・富山港線・環状線)、フィーターバス、まいどはやバス

# 教育・文化・スポーツ

## 学校教育

### ■幼稚園への入園

幼稚園の入園のことは子育てサポート（P27）をご覧ください。

### ■小学校・中学校への入学

学校教育課

☎443-2134

教育行政センター ☎467-5822

#### ●小学校への入学

毎年9月中旬に教育委員会から就学時の健康診断の日をお知らせし、1月下旬に就学通知書を保護者あてに送ります。健康診断通知書が届かないときは、「学校保健課（☎443-2136）」へ、就学通知書が届かないとき、附属小学校や特別支援学校などへ入学するとき、障害のある子どもの場合は、学校教育課へお問い合わせください。

#### ○市立小学校

名称	所在地	電話番号
芝園小学校	芝園町三丁目1-26	432-7700
西田地方小学校	西田地方町一丁目1-25	423-8538
中央小学校	五番町4-35	421-6490
柳町小学校	柳町四丁目2-26	441-2071
桜谷小学校	田刈屋279	432-4235
五福小学校	五福4431-2	432-4786
奥田小学校	奥田双葉町10-18	441-3746
奥田北小学校	下新北町3-72	432-1415
東部小学校	石金一丁目5-44	421-3445
新庄小学校	新庄町一丁目6-30	432-2773
新庄北小学校	新庄本町二丁目4-11	452-0180
藤ノ木小学校	藤木1246	421-8261
岩瀬小学校	岩瀬御蔵町1	437-9871
針原小学校	針原中町523-1	451-2556
浜黒崎小学校	浜黒崎3301-2	437-9374
大広田小学校	田畑183	438-5115
豊田小学校	米田2-1	438-5131
広田小学校	鍋田22-53	451-6280
神明小学校	高田147-2	421-7061
堀川小学校	堀川小泉町一丁目13-10	424-1911
堀川南小学校	本郷町282-3	423-1124
光陽小学校	二口町一丁目4-1	425-2277
山室小学校	中市二丁目10-5	421-2802
山室中部小学校	山室荒屋162-2	423-1135
蟻川小学校	赤田75-1	423-0179

名称	所在地	電話番号
太田小学校	太田14-2	421-6619
萩浦小学校	高島町二丁目11-28	437-9619
熊野小学校	宮保602	429-1780
月岡小学校	上千俵町500	429-0204
新保小学校	任海888-2	429-1786
四方小学校	四方405	435-0019
八幡小学校	八幡670	435-0144
草島小学校	草島93	435-0159
倉垣小学校	布目4002	435-0368
呉羽小学校	呉羽町6171	434-3100
長岡小学校	長岡9420	432-2594
寒江小学校	本郷中部427	436-5594
老田小学校	中老田317	436-5208
古沢小学校	古沢501	434-1379
池多小学校	西押川1442	436-5700
水橋中部小学校	水橋町568	478-0103
水橋西部小学校	水橋辻ヶ堂1919-2	478-0067
水橋東部小学校	水橋上桜木114	478-0464
三成小学校	水橋小路345	478-2245
大沢野小学校	高内144	467-2288
大久保小学校	下大久保2430	468-2653
船峠小学校	坂本1733	468-2652
上滝小学校	上滝517	483-1726
大庄小学校	善名453	483-1151
福沢小学校	東福沢46-4	483-1857
小見小学校	小見250	482-1036
八尾小学校	八尾町下笹原5320	454-3105
杉原小学校	八尾町黒田3636	455-1313
保内小学校	八尾町高善寺162	454-2731
檉尾小学校	八尾町小長谷349	454-3512
速星小学校	婦中町速星752	466-2031
鶴坂小学校	婦中町上田島68	466-2037
朝日小学校	婦中町下条5518	469-2392
宮野小学校	婦中町地角399	466-2306
古里小学校	婦中町羽根43	469-2431
音川小学校	婦中町外輪野5959	469-2506
神保小学校	婦中町高日附820	469-2541
山田小学校	山田北山41	457-2254
神通碧小学校	榆原405	485-2013

●**中学校への入学（学校選択制を実施しています）**  
 就学通知書を1月下旬に小学校を通じて保護者あてに送ります。附属中学校や私立中学校、特別支援学校などへ入学するときは、学校教育課へお問い合わせください。

○**市立中学校**

名称	所在地	電話番号
芝園中学校	芝園町三丁目1-26	441-4638
堀川中学校	堀川小泉町一丁目21-15	424-3646
東部中学校	長江新町四丁目4-60	421-5395
西部中学校	五福130	432-4787
南部中学校	西田地方町二丁目10-10	424-3617
北部中学校	東富山寿町二丁目4-52	438-5161
新庄中学校	荒川五丁目4-18	421-5775
岩瀬中学校	蓮町四丁目3-10	438-3311
山室中学校	山室30-1	421-5372
奥田中学校	奥井町25-10	441-3628
大泉中学校	大泉東町二丁目11-26	425-4433
月岡中学校	中布目156	429-0208
呉羽中学校	呉羽町6662	434-3200
水橋中学校	水橋館町443	478-0029
三成中学校	水橋石割70	478-0314
和合中学校	布目3967	435-1156
興南中学校	下熊野728	429-0174
藤ノ木中学校	日保222	493-1570
大沢野中学校	八木山550	468-2600
上滝中学校	中滝160	483-1521
八尾中学校	八尾町井田120-1	461-7468
速星中学校	婦中町板倉345-1	466-2125
城山中学校	婦中町河原町561-5	469-2423
山田中学校	山田北山41	457-2253
楡原中学校	楡原405	485-2014

■**転入学・転校するときは**

**学校教育課** ☎443-2134  
 教育行政センター ☎467-5822

●**市外からの転入や市内転居の場合**  
 市民課、行政サービスセンター、地区センターなどで住所異動の手続きの際に発行する就学指定書と、通っていた学校で交付された在学証明書などの関係書類を持参して、指定校へ行ってください。

●**富山市以外に転出の場合**  
 現在通っている学校で在学証明書などを受け取って、転出先の市区町村役場で手続きしてください。

■**学用品費などの援助**

**学校教育課** ☎443-2134

小学校・中学校の児童・生徒のうち、経済的理由でお困りの家庭に対し、学校で必要な学用品費などを援助します。

対象者：●収入の程度により援助の必要があると認められる方。  
 ●前年4月以降に生活保護の廃止または停止を受けた方。

援助を受けられる費用：学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費など。

申請先：お子さんが通う学校。  
 ※手続きなどは学校教育課へご相談ください。

■**奨学資金制度**

**学校教育課** ☎443-2134

進学を希望される方で、経済的な理由で就学が困難な方に対して奨学資金制度があります。受給資格および受給手続きなどは学校教育課へお問い合わせください。

●**富山市奨学資金（貸与）**

区分		貸与月額	
大学（大学院含む） 短大 専修学校	国・公立	自宅通学	35,000円
		自宅外通学	41,000円
	私立	自宅通学	41,000円
		自宅外通学	47,000円
高等専門学校 高等学校専攻科	国・公立	自宅通学	15,000円
		自宅外通学	20,000円
	私立	自宅通学	20,000円
		自宅外通学	25,000円

\*元金のみ20年分割償還

●**富山市奨学資金（給与）**

対象	給与月額
私立高校生	授業料と国の就学支援金との差額（自己負担）相当分で9,900円が上限

\*返還の必要はありません

■**児童・生徒の災害共済**

**学校保健課** ☎443-2136

全児童・生徒に、通学時や学校で負傷した場合などに医療費や見舞金が受けられる、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に加入しています。掛け金は保護者と市で半分ずつ負担しています。

# 高等教育

## ■富山外国語専門学校

大手町 富山市民プラザ内 ☎491-5911

実用的な英語力と広い視野を持った国際人として、社会に貢献する有能な人材の育成を目指します。専門課程（実務英語科、専攻科）のほか、市民などを対象にした公開講座もあります。

## ■富山ガラス造形研究所

西金屋80 ☎436-2973

ガラス造形に関する専門的知識および技能の習得により、有能な人材の育成を目指します。専門課程（造形科、研究科）のほか、市民などを対象にした公開講座もあります。

# 国際交流

文化国際課 ☎443-2040

## ■姉妹友好都市

- モジ・ダス・クルーゼス市（ブラジル連邦共和国）
- 秦皇島市（中華人民共和国）
- ダーラム市（アメリカ合衆国）
- ダボ・リージョナル・カウンシル（オーストラリア連邦）

## ■国際交流センター

新富町一丁目2-3 CiC 3階 ☎444-0642

国際社会への市民の理解と、市民による国際交流活動の推進を目的に設置しています。

展示コーナーや無料で利用できる会議室があります。

# 生涯学習

## ■市民学習センター・市民大学

大手町 富山市民プラザ3階 ☎493-3500

生涯学習の拠点として、「市民大学」をはじめ、市民に系統的な内容による継続的な学習機会を提供しています。

- 市民大学開設  
郷土・歴史・文化・芸術・健康等に関する多彩なコースを提供する「市民大学」を開設  
受講者の募集などは、広報や、市ホームページ内

の「市民学習センター」のページでお知らせします。

- 生涯学習の啓発  
わくわくキッズ教室など
- 生涯学習団体支援  
学習団体やサークルの支援
- 生涯学習情報提供および相談

## ■富山市壮年期キャリアアップ補助事業

生涯学習課 ☎443-2137

内容：壮年期（55歳以上）を迎えた市民の自己啓発支援の一環として、県内大学が実施する社会人向け講座の受講修了者に対し、受講料の2分の1（上限額：年間2万円）を助成します。

申請期限：〈前期受講分〉受講修了～令和5年9月29日(金)まで  
〈後期受講分〉受講修了～令和6年3月29日(金)まで

## ■公民館

### ●市立公民館

生涯学習課 ☎443-2137

市立公民館（84館）では、各地区で講座・講演会の開催、サークル活動などを行い、地域社会における学習活動の中心的な役割を果たしています。

### ●公民館類似施設（自治公民館）建設等の支援

生涯学習課 ☎443-2137

教育行政センター ☎467-5822

町内会などで公民館を建設等される場合に補助金の交付や資金の貸付を行っています。詳しくは上記窓口までご相談ください。

## ■富山市職業訓練センター

向新庄町一丁目14-40 ☎451-7500

簿記やパソコンなどの資格取得、初級者から中級者向けのパソコン講座、水彩画や書道、写真撮影、中国語などの生涯学習講座を開設しています。詳しくはホームページをご覧ください。「富山市職業訓練センター」で検索。

## ■Sketch Lab（スケッチラボ）

新富町一丁目2-3 CiC3階 ☎443-2006

「未来共創」の推進拠点となる会員制の交流・共創スペースです。ビジネス交流スペースのほか、コワーキングスペースやテレワークスペース、ミーティングルームなどとしてもご利用いただけます。

■市立図書館

●図書館の主なしごと

- 図書の貸し出し  
1人10冊、2週間を限度に貸し出しています。
- レファレンスサービス  
本や読書についての質問、相談に応じています。
- 複写サービス  
図書館が所蔵する資料は著作権の許容範囲で複写サービスをしています。

● 障害者サービス

体が不自由で来館できない方には本を、目が不自由な方には録音図書を郵送で貸し出しています。

● 音と映像サービス

CD、DVDなどの館内鑑賞ができます。

● 自動車文庫の巡回

図書館を利用するのに不便な地域は、2台の自動車文庫が巡回して図書を貸し出しています。

●市立図書館本館・分館

館名	所在地	電話	開館時間	休館日
本館	西町5-1 (TOYAMAキラリ内)	461-3200	日曜～木曜 9:30～19:00 金曜・土曜 9:30～20:00 ※児童図書フロア及び特別コレクション室は 9:30～18:00 情報コーナーは 7:00～20:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末年始 (12/29～1/3)</li> <li>・ 蔵書点検期間</li> <li>・ 毎月第1水曜</li> </ul>
大沢野図書館	高内365 (大沢野会館内)	468-0950	月曜～金曜 9:30～18:00 土曜・日曜・祝日・休日 9:30～17:00	
大山図書館	上滝567 (大山会館内)	483-0012	月曜～金曜 9:30～19:00 土曜・日曜・祝日・休日 9:30～17:00	
八尾図書館 ほんの森	八尾町井田126 (八尾コミュニティセンター内)	454-6846	月曜～金曜 9:30～18:00 土曜・日曜・祝日・休日 9:30～17:00	
婦中図書館	婦中町砂子田1-1 (婦中ふれあい館内)	465-4493	月曜～金曜 9:30～18:00 土曜・日曜・祝日・休日 9:30～17:00	
山田図書館	山田北山41	457-2200	月曜～金曜 9:30～17:30 土曜・日曜・祝日・休日 9:30～17:00	
細入図書館	榆原405	485-9050	9:30～17:00	
呉羽分館	呉羽町2920 (呉羽会館内)	434-1957	9:00～17:00	
水橋分館	水橋辻ヶ堂129-1 (水橋西部公民館内)	478-2390		
岩瀬分館	岩瀬御蔵町1 (岩瀬公民館内)	437-6377		
豊田分館	豊田本町一丁目2-5 (豊田公民館内)	438-6331		
藤ノ木分館	藤木1246 (藤ノ木公民館内)	492-3406		
蜷川分館	赤田50 (蜷川公民館内)	421-9284		
月岡分館	上千俵町509 (月岡公民館内)	429-3432		
大広田分館	東富山寿町二丁目1-14 (大広田公民館内)	437-9980		
新庄分館	新庄町一丁目3-16 (新庄公民館内)	442-0756		
奥田北分館	下新北町2-11 (奥田北公民館内)	433-9126		
四方分館	四方142-1 (四方公民館内)	435-3248		
堀川分館	堀川小泉町一丁目18-13 (堀川公民館内)	422-7173		
堀川南分館	本郷町243-45 (堀川南公民館内)	492-3111		
山室分館	中市二丁目8-76 (山室公民館内)	492-3408		
東部分館	石金一丁目2-13 (東部公民館内)	493-1886		
八尾東町分館	八尾町東町2149 (八尾ふらっと館内)	455-1466		
とやま駅南図書館	新富町一丁目2-3 (CIC 4階)	444-0644	10:00～21:00	
こども図書館			10:00～18:00	



# 文化

## ■芸術文化

### 文化国際課

☎ 443-2040

個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくりを目指して、優れた芸術文化の鑑賞の機会づくりや創作・発表の場の整備に努めています。

また、博物館や美術館などの施設では、有効期間内で何度も入館できる共通パスポートの発行など、利便性を高め、利用促進に努めています。

#### ●(公財)富山市民文化事業団

牛島町9-28 芸術文化ホール内 ☎ 445-5600

市民に音楽、演劇、古典芸能、美術などの鑑賞の機会や自らが進んで創作活動に参加できる場を提供しています。

また、当事業団の会員組織化(アスネット)を展開し、芸術文化・チケット情報の提供、チケットの割引・優先販売などの会員サービスを行っています。

#### ●富山市芸術文化ホール(オーバード・ホール)

牛島町9-28 管理課 ☎ 445-5620

三面半舞台を持ち、多様な舞台演出や国際会議も可能な大ホールに加え、より多目的な用途に対応可能なホールや練習室を備え、様々なジャンルの芸術文化の鑑賞や創作活動に取り組むことができる中ホールを令和5年7月に新たに開館しました。

開 9:00~22:00(受付は17:00まで) 休 12月29日~1月3日

#### ●富山市民芸術創造センター

呉羽町2247-3 ☎ 434-4100

音楽、演劇、舞踊、美術など、日頃から芸術文化活動をされている個人やグループが創作活動を行える練習施設です。

ピアノ、ドラムなどの楽器や舞台、音響、照明の各設備があり、本番を想定した練習ができます。

開 9:00~22:30(受付は20:00まで) 休 12月29日~1月3日

#### ●富山能楽堂

友杉1097 ☎ 429-5595

能や狂言、謡などの公演や練習ができる施設です。また、茶室(4室)も利用できます。

開 9:00~21:00(受付は17:00まで)

休 火曜(祝日、振替休日の場合はその翌日)、12月29日~1月3日

#### ●富山市民プラザホール

大手町6-14 ☎ 425-2564

中心地区にある特性を生かし、小規模な発表会や演奏会、展覧会などのさまざまなイベント会場として利用できる施設です。

開 9:00~21:00 休 12月29日~1月3日

#### ●富山ガラス工房

古沢152 ☎ 436-2600

県内外の作家によるガラス作品を展示・販売し、ガラスの制作体験ができる施設です。ショップやカフェギャラリーも併設しています。

開 9:00~17:00 休 12月28日~1月4日

#### 富山市ガラス美術館

☎ 461-3100

西町5-1

現代ガラスを中心に国内外の作品を展示する美術館です。また、創作活動を行っている市民等の皆さんの発表の場として、ギャラリーの利用もできます。

開 9:30~18:00(金・土は~20:00、入場は閉館30分前まで)

休 毎月第1・第3水曜(展示替等により変更あり)、12月29日~1月3日

料 常設展 一般・大学生 200円(※企画展は展覧会ごとに観覧料が異なります。)

## ■文化財

### 生涯学習課

☎ 443-2138

古くから大切に守り、伝えられてきた文化財保護のための調査研究、保存整理、普及活動を行っています。

### 埋蔵文化財

#### 埋蔵文化財センター

☎ 465-2146

婦中町速星754

埋蔵文化財は、郷土富山の歴史を知るためのかけがえのない文化遺産です。埋蔵文化財の発掘調査、記録や保存・活用および公開普及活動を行っています。

#### ●北代縄文広場 北代縄文館

北代3871-1 ☎ 436-3664

土葺き屋根の竪穴住居群が復元されており、歴史学習の場として広く利用いただけます。出土品の展示を行っています。

開 9:00~17:00(入館は16:30まで) 料 無料

休 月曜、祝日の翌日(土曜・日曜除く)、12月28日~1月4日

#### ●婦中安田城跡歴史の広場 安田城跡資料館

婦中町安田244-1 ☎ 469-4241

前田利家の武将岡嶋一吉が拠った戦国時代の平城です。本丸などの曲輪、土塁、水堀などの復元、本丸の土層断面や出土品を展示しています。

開 9:00~17:00(入館は16:30まで) 料 無料

休 月曜、祝日の翌日(土曜・日曜除く)、12月28日~1月4日

開 開館時間 料 料金 休 休館日 ※各館には展示替えなどによる臨時休館があります。  
 ※このページの文化施設は高校生以下に無料開放しています。

## ■主な文化施設

### ●科学博物館

西中野町一丁目8-31 **491-2123**

展示や体験型の装置、プラネタリウムなどを通して、高山から深海にわたる富山の自然の特徴や、化石や岩石からわかる大地の歴史、宇宙の不思議を楽しく学ぶことができます。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人530円、高校生以下無料  
 休 臨時休館日、12月28日~1月4日

### ●郷土博物館

本丸1-62 **432-7911**

富山城の歴史の展示および富山にゆかりの古文書や絵画などの美術品の収集、調査も行っています。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人210円、高校生以下無料  
 特別展中は料金が異なります。  
 休 臨時休館日、12月28日~1月4日

### ●佐藤記念美術館

本丸1-33 **432-9031**

砺波市出身の実業家で茶人でもあった故佐藤助九郎氏の東洋古美術のコレクションを中心に、絵画・陶磁器などを展示しています。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人210円、高校生以下無料  
 特別展中は料金が異なります。  
 休 臨時休館日、12月28日~1月4日

### ●民俗民芸村

富山市民俗民芸村管理センター  
 安養坊1118-1 **433-8270**

館名	電話	館名	電話
民芸館	431-6466	茶室円山庵	432-4782
民芸合掌館	431-8156	売薬資料館	433-2866
民俗資料館	433-4109	簗牛人記念美術館	433-9215
考古資料館	433-8634	とやま土人形工房	431-4464
陶芸館	433-8610		

歴史、民俗、民芸、美術に関する展示、研究、収集活動を行っています。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 (1館) 大人100円、高校生以下無料  
 (全館) 大人530円、高校生以下無料  
 休 12月28日~1月4日

### ●猪谷関所館

猪谷978-4 **484-1007**

越中と飛騨を結ぶ飛騨街道の要衝に置かれた富山藩西猪谷関所。人や物が行き交ったことを示す古文書や関所の大型模型を展示し、籠渡しのバーチャルリアリティー体験ができます。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人150円、高校生以下無料  
 休 月曜、祝日の翌日(土曜・日曜除く)、12月28日~1月4日

### ●大山歴史民俗資料館

亀谷1 **481-1415**

大山の三賢人(宇治長次郎・金山穆韶・播隆上人)、有峰の歴史と文化、常願寺川の治水と発電、亀谷銀山、長棟鉛山、恐竜関係の資料を展示しています。

開 9:30~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人100円、高校生以下無料  
 休 月曜(祝日を除く)、祝日の翌日(土曜・日曜除く)、  
 12月28日~3月31日

### ●八尾おわら資料館

八尾町東町2105-1 **455-1780**

初代おわら保存会長の川崎順二氏の屋敷跡に、格子戸と漆喰仕上げの伝統的な町屋を再現し、館内ではおわらの歴史を紹介しています。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人210円、高校生以下無料  
 休 12月29日~1月3日

### ●八尾化石資料館「海韻館」

八尾町桐谷4815 **454-7810**

八尾地域の歴史を伝える貴重な化石が保存されており、古生代~新世代を学び、体験できる施設です。八尾地域で発掘された化石や地層を展示しています。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人210円、高校生以下無料  
 休 ※開館日 4月22日~5月10日・7月22日~8月31日

### ●重要文化財 浮田家住宅

太田南町272 **492-1516**

文政11(1828)年に建てられた加賀藩奥山廻役(立山・黒部一帯の山林保護や国境整備のための巡視を行う役職)の役宅です。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人100円、高校生以下無料  
 休 月曜、休日の翌日(土曜・日曜除く)、12月28日~1月4日

### ●重要文化財 旧森家住宅

東岩瀬町108 **437-8960**

明治11年ごろに建てられた北前船廻船問屋です。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人100円、高校生以下無料  
 休 12月28日~1月4日

### ●登録有形文化財 旧馬場家住宅

東岩瀬町107-2 **456-7815**

明治6年の大火後に建てられた北前船廻船問屋で、富山市名誉市民「馬場はる」が生前住んでいた家です。

開 9:00~17:00 (入館は16:30まで)  
 料 大人100円、高校生以下無料  
 休 12月28日~1月4日

# スポーツ・レクリエーション

## ■スポーツ・レクリエーションのことは

スポーツ健康課

☎443-2139

市ではスポーツ・レクリエーション活動をとおして健康で生きがいのある元気なまちづくりを進めています。

### ●スポーツ施設

施設名	所在地	電話	開館時間	休館日	主な使用料	
総合体育館 ※	湊入船町12-1	444-6688	平日 9:00~21:30 日曜・休日 9:00~19:00		<アリーナ> 一般230円、中学生以下110円 <フィットネスルーム> 一般450円、中学生以下230円	
東富山体育館 ※	米田16-2	438-7500			一般110円、中学生以下70円	
2000年体育館 ※	天正寺1400	420-2000				
体育文化センター ※	友杉1097	429-5695	平日 9:00~21:00 日曜・休日 9:00~17:00			
勤労身体障害者 体育センター	水橋昌等298-2	478-4951				
花木体育センター	花木28	434-4844				
市民球場 ※	下飯野30-1	451-0900	9:00~21:00	12/28~1/4	7,060円~ <フィットネスルーム> 一般180円、中学生以下110円	
北部錬成館	高島町二丁目11-47	-			無料	
水橋錬成館	水橋辻ヶ堂129-1	478-5741	9:00~17:00			
市民プール ※	荒川四丁目1-70	491-8899	平日 10:00~21:30 日曜・休日 10:00~19:00 ※プールの利用は、開館の30分前まで		<プール> 一般450円、中学生以下180円 <フィットネスルーム> 一般450円、中学生以下230円	
東富山温水プール ※	米田65-4	438-5601	平日 12:00~20:00 土曜・夏季 10:00~20:00 日曜・休日 10:00~16:30 ※プールの利用は、開館の15分前まで		一般230円、中学生以下110円	
馬場記念公園庭球場 ※	蓮町一丁目4-30	437-8106			12/28~2月末	
五艘庭球場 ※	五艘2	432-9006				
石坂庭球場 ※	石坂3452-3	432-9006	9:00~17:00			
布瀬南公園庭球場 ※	布瀬町南三丁目7-1	-				
蛭川庭球場 ※	赤田50	-				
城東ふれあい公園 庭球場 ※	荒川四丁目1-70	-	9:00~17:00 (6月~9月は19:00まで)	12/28~1/4	<一面、2時間> 一般450円、中学生以下230円	
星井町庭球場(照明有) ※	西中野町二丁目1-24	-	9:00~21:00		12/28~2月末	
東富山運動広場 庭球場(照明有) ※	米田45-1	437-9911	平日 9:00~21:00 日曜・休日 9:00~17:00			
富山南総合公園内 庭球場(照明有) ※	友杉1097	429-5695		12/29~1/3	<一面、2時間> 一般450円、中学生以下230円 ナイター 550円(2時間につき)	
和合運動広場	赤田50	-			冬期間 無料	
五艘運動広場	布目3394-8	-				
呉羽運動広場	五艘2	432-9006	6:00~18:00			
西番運動広場	住吉1081-1	-				
西番運動広場	西番100	-				
大久保運動広場	栗山551	-				
東富山運動広場	米田45-1	437-9911	9:00~17:00 (6月~9月は平日・土曜19:00まで)	12/28~2月末		<グラウンド>1,180円(2時間)
富山南総合公園 多目的広場	友杉1097	429-5695	6:00~18:00	火曜日、休日の翌日、 12/28~1/4		無料
相撲場	磯部町一丁目1-10	-	9:00~17:00	無休		
奥田北少年サッカー広場	下新北町2-11	-	6:00~18:00			
屋内ゲートボール場 ※	布瀬町南三丁目7-1	422-5634	9:00~17:00	12/28~1/4	一般110円、中学生以下70円 <一面>1,120円	
市パークゴルフ場 ※	岩瀬天池町1-8	438-1809	供用期間 (4月上旬~12月中旬) 夏季(5月~8月) 8:00~19:00 夏季以外 9:00~17:00	12月中旬~3月末日	<1ラウンド> 一般570円、中学生以下280円 <1日> 一般800円、中学生以下390円	
常願寺川パークゴルフ場	大島三丁目177番地先	-	夏季(5月~8月) 8:00~19:00 夏季以外 9:00~17:00	12月中旬~3月末日	無料	
五福芝生スポーツ広場	五福3994	-	芝生広場 夏期(5月~8月) 8:00~19:00 夏季以外 9:00~17:00 走路 9:00~21:00	芝生広場 12月中旬~3月末日 走路 12/29~1/3	無料	
3×3バスケットボールコート	湊入船町10-21	444-6688	平日 9:00~21:00 日曜・休日 9:00~19:00	12/28~1/4	1面:2時間1,100円 延長1時間につき550円	

	施設名	所在地	電話	開館時間	休館日	主な使用料
大 沢 野	アイザックスポーツドーム ※	八木山84	468-0971	平日 9:00~21:30 日曜・休日 9:00~17:00	12/28~1/4	<アリーナ、ランニングコース、多目的ホール> 一般110円、中学生以下70円 <屋内グラウンド> 一般230円、中学生以下110円
	下夕南部体育館	舟渡66	484-1202	9:00~21:00	無休	無料
	大沢野総合運動公園 野球場	八木山650	468-1567	9:00~17:00	月曜(月曜が休日の場合はその翌日) 12/1~3/31	一般1,480円、中学生以下890円 (2時間につき)
	大沢野総合運動公園 陸上競技場 ※					一般110円、中学生以下70円 (2時間につき)
	大沢野グラウンド	高内116-1	468-1567	9:00~19:00	1/1~2月末	無料
	西大沢運動広場	西大沢2525	468-1567	供用期間(3月~11月) 9:00~21:00	12/1~2月末	無料 ナイター1,100円(2時間につき)
	下夕北部グラウンド	布尻145	485-2002			無料
大 山 山	大山社会体育館 ※	花崎378	483-0059	平日 9:00~21:30 日曜・休日 9:00~17:00	月曜(休日を除く)・ 12/28~1/4	一般110円、中学生以下70円
	大山総合体育センター ※	花崎386				<トレーニングルーム> 一般180円、中学生以下110円
	大山総合グラウンド	花崎391				無料
	大山テニスコート ※	花崎329		9:00~17:00		一般450円、中学生以下230円
	大山B&G海洋センター 体育館 ※	本宮12	481-1135	9:00~21:00	無休	一般110円、中学生以下70円
	大山B&G海洋センター プール	小見233-3	—	供用期間 (7月下旬~8月下旬) 9:00~16:00	8/15	一般110円、中学生以下無料
	立山山麓運動広場	本宮3-20	481-1135	9:00~17:00	12月~3月	無料
八 尾	八尾スポーツアリーナ ※	八尾町井田101	455-1222	平日 9:00~21:30 日曜・休日 9:00~17:00	12/29~1/3	<トレーニングルーム> 一般180円、中学生以下110円 <アリーナ> 一般110円、中学生以下70円
	スポーツ・カヌーセンター 体育館	八尾町高熊10-1	460-0827	9:00~21:30	12/28~1/4	無料
	八尾B&G海洋センター プール ※	八尾町福島181	455-9000	10:00~21:00	12/29~1/3	一般340円、小・中学生230円 未就学児110円
	八尾ゆめの森 テニスコート ※	八尾町下笹原508	455-9192	供用期間(4月~11月) 平日 13:00~21:00 土曜 9:00~21:00 日曜・休日 9:00~17:00	供用期間中は月曜 (月曜が休日の場合は その翌日)	<一面、1時間> 一般450円、高校生以下230円
	NiXスポーツアカデミー サイクルパーク	八尾町桐谷16-2	—	8:30~17:00	火曜(この日が祝日に当たるときを除く)・祝日の翌日・12/1~3/31・雨天時は使用不可	無料
婦 中	婦中体育館 ※	婦中町砂子田1-1	465-5501	平日 9:00~21:30 日曜・休日 9:00~17:00	12/28~1/4	<アリーナ> 一般110円、中学生以下70円 <トレーニングルーム> 一般180円、中学生以下110円
	婦中スポーツプラザ プール ※			供用期間 (7月下旬~8月下旬) 10:00~16:00	8月中のプール水 入替の日	一般110円、中学生以下70円
	婦中スポーツプラザ グラウンド	婦中町板倉269-1	465-3786	供用期間(3月~12月) 9:00~21:00	12/28~2月末日	<半面>590円、ナイター1,100円 (2時間につき)
	婦中スポーツプラザ テニスコート ※					供用期間(3月~12月) 9:00~17:00
	婦中武道館 ※	婦中町長沢428	469-5954	平日 9:00~21:30 日曜・休日 9:00~17:00	火曜(休日を除く)・ 12/29~1/3	一般110円、中学生以下70円
	婦中パークゴルフ場	婦中町羽根1068-8	—	9:00~17:00	火曜(火曜が休日の場合はその翌日) 12月~3月末	無料
	NiXストリートスポーツ パーク	婦中町下善田759-1	465-2050	平日 13:00~20:00 土曜 10:00~20:00 日曜・休日 10:00~19:00	12/28~1/4 雨天時は使用不可	<スケートゾーン> 一般410円、中学生以下200円 <ボルダリング> 一般310円、中学生以下150円
山 田	山田総合体育センター ※	山田中瀬2	457-2557	平日 9:00~21:00 日曜・休日 9:00~17:00	月曜(休日を除く)・ 12/28~1/4 休日の翌日	一般110円、中学生以下70円
	山田総合グラウンド					<半面>590円、ナイター1,100円 (2時間につき)
細 入	猪谷プール	猪谷919	—	供用期間(7月下旬~8月下旬) 10:00~16:00	供用期間中は無休	無料

・大会、施設改修、定期点検などにより利用できない場合があります。

・※のスポーツ施設では、土曜・日曜・祝日(振替休日含む)に小・中学生を対象として無料開放を実施しています。

開放時間や場所については、各施設までお問い合わせください。

## ●学校体育施設

地域住民の身近なスポーツ活動の拠点、また総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動拠点として、小学校や中学校の体育施設を開放しています。

## ■スポーツ教室

子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象にしたスポーツ教室を、各市営スポーツ施設で開催しています。詳しくは各施設までお問い合わせください。

## ■レクリエーション施設

施設名	所在地	お問い合わせ先	利用施設	休業日など
大沢野 ウェルネスリゾート 「ウィンディ」	春日96-1	(一財)富山市大沢野健康文化推進財団 (468-3333)	・プール ・トレーニングルーム ・バーデゾーン ・リラクゼーションルーム ・マッサージルーム	・毎月第2・第4火曜 (祝日の場合は、翌日) ・6月：第4月曜～水曜 ・12月：第2月曜～水曜
猿倉山森林公園	舟倉46	バーベキュー棟の予約は (一財)富山市大沢野健康文化推進財団 (468-3333) キャンプ場の予約は 猿倉コミュニティセンター (467-0467)	・芝生広場 ・キャンプ場 ・バーベキュー棟	・休業期間は 11月第2日曜日の翌日 ～翌年の4月28日
殿様林緑地	馬瀬口地先	土木事務所建設課 (468-1327)	・野球場 ・競技場 ・児童広場 ・ローラースケート場 ・自由広場 ・パークゴルフ広場	12月上旬～3月下旬は 使用不可
21世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	八尾町杉平 16-8	杉ヶ平キャンプ場管理棟 (090-6478-6054) (458-1352)	・コテージ ・貸しテント ・バンガロー	・休業期間は 11/1～4/30 (臨時開場あり)
婦中ふるさと 自然公園	婦中町羽根 5802	農林事務所 農地林務課 (468-2171)	・ふるさと創生館 ・ふれあい広場 ・菖蒲園	・年中無休 ・ふるさと創生館は 12/16～3/15休業
牛岳温泉 健康センター	山田赤目谷 31-28	457-2131	・浴場 ・レストラン ・休憩室	・火曜日 (祝日、GW、12/29～ 1/3は除く) ・祝日の翌 日
牛岳 オートキャンプ場 「きらら」	山田若土 150-1	・4月～10月： キャンプ場管理棟 (457-2777) ・11月～3月： 観光政策課 (443-2072)	・キャンプサイト ・バンガロー ・サニタリー棟 ・多目的広場	・毎週火曜 (休日および夏休み期間 中は営業) ・休業期間は11月～4月
割山森林公園 「天湖森」	割山9-1	割山森林公園「天湖森」管理棟 (485-2777)	・オートキャンプサイト ・フリーキャンプサイト ・コテージ ・ログハウス ・売店 ・コインシャワー ・コインランドリー ・バーベキューサイト ・釣り ・パークゴルフ ・芝生広場 ・天体観測 ・展望台	12/29～1/3 (臨時開場あり)

\* 利用時間や利用料金などの詳しいことは、各施設へ直接お問い合わせください。

# 産業

## 商工業

商工労政課

☎443-2070

### ■商工業振興資金融資制度

市内の中小企業者および創業者が事業を営むための資金調達の円滑化を図るため、低利融資の斡旋をしています。

融資をご希望の方は、事前に取り扱金融機関にてご相談のうえ、商工労政課および富山商工会議所・市内各商工会のいずれかにお申込みください。

資金名	融資限度額
運転資金	2,000万円
経営安定資金	1,000万円
経営安定資金(災害枠)	2,500万円
設備投資支援資金	1億円
企業立地促進事業資金	2億円
高度化事業資金	1億円
創業者支援資金 ※	1,000万円 (事業に要する費用の80%以内)
第二創業支援資金	5,000万円(内、運転資金は1,000万円)
環境保全設備資金	2,000万円
商店街空き店舗活用促進資金	2,000万円 (内、運転資金は1,000万円)
緊急経営基盤安定資金 (取扱期間：令和6年3月31日まで)	5,000万円

※創業される業種の勤務歴要件を満たされていない方等を対象に、専門家による経営指導を実施し、事業計画や資金計画について指導・診断します。診断料は、一部自己負担を伴います。

## 農林水産業

農政企画課

☎443-2080

### ■農林水産物プロモーション

農林水産物の輸出に積極的に取り組む生産者・事業者への支援を行っています。

詳しくはお問い合わせください。

### ■新規就農者育成対策事業

富山市農業を担う新規就農者の確保のため、農業経営開始前の先進農家等での実践的研修における経費の一部の補助(就農準備研修事業)や、農業経営開始後、最長3年間まで経営安定に資するための補助(経営開始資金)等を行っています。詳しくはお問合せください。

### ●就農準備研修事業の内容

対象	対象期間	対象経費
先進農家等で研修を行う原則50歳未満で経営を開始する予定の青年等就農ビジョン認定者	1年以上 2年以内	①研修生受入農家等に対する研修謝金の支給に要する経費(上限月額30,000円) ②研修生受入農家等に対する研修生の事故に係る傷害保険の加入費(上限年額18,000円)

### ●経営開始資金の内容

対象	補助内容	主な交付要件
経営開始時の年齢が原則50歳未満の独立・自営を行う認定新規就農者(法人等の従業員は対象外)	最大年間 150万円  最長 3年間	・農地の所有権や利用権を有すること ・主要機械・施設の所有等 ・本人名義で出荷・取引 ・5年後に農業で生計が成り立つ計画 ・人・農地プランに位置付け ・交付終了後、交付期間と同じ期間は営農を継続すること(営農を継続しない期間分は返還)

### ■市民農園

都市住民や農地を持たない方々がレクリエーションや生きがいづくり等を目的に、小面積の畑を利用して自家用の野菜や花を栽培できる農園の貸し出しを行っています。

利用条件や空き状況など詳しくはお問い合わせください。

### ■市民農園一覧

令和5年4月1日現在

市民農園名	開設場所	4/1契約以降 利用料金 (円/年)	問い合わせ先
とやまスローライフ市民農園	富山市 関ヶ丘	12,570	NPO法人里山倶楽部 TEL:076-411-4401 富山市農林水産部農政企画課 TEL:076-443-2080
水橋東部集落農園	富山市 水橋	5,500	水橋東部地区集落環境施設管理組合(水橋東部地区センター内) TEL:076-478-3252
八尾市民農園	富山市 八尾町 下世原	4,180~ 7,840	富山市農林水産部農林事務所 農業振興課 TEL:076-468-2094
白木峰山麓 クラインガル テン	富山市 八尾町 庵谷	260,340~ 266,090	NPO法人大長谷村づくり協議会 TEL:076-458-1415 富山市農林水産部農林事務所 農業振興課 TEL:076-468-2094
殿様林緑地分 区園	富山市 中番 (大山地域)	無料	富山市建設部土木事務所建設課 TEL:076-468-1329
高齢者農園 (五福)	富山市 五福	3,000 (2年間)	富山市福祉保健部長寿福祉課 TEL:076-443-2061
高齢者農園 (新経堂)	富山市 経堂	3,000 (2年間)	
高齢者農園 (新海岸通)	富山市 海岸通	3,000 (2年間)	
高齢者農園 (砂子田)	富山市 婦中町 砂子田	3,000 (2年間)	
障害者農園 (新海岸通)	富山市 海岸通	無料	富山市福祉保健部障害福祉課 TEL:076-443-2056

## ■農業・農村整備事業

### 農村整備課

☎443-2084

農林事務所農地林務課 ☎468-2170

農地・農道・農業用水路の整備や土地改良事業制度、農業者負担の軽減のためにつくられている補助金制度、また、農業集落排水施設管理も行っておりますので、詳しいことは、農村整備課、農林事務所農地林務課、または関係土地改良区へお問い合わせください。

## ■農地などの相談

### 農業委員会

☎443-2124

#### ●農地の権利移動

農地を耕作する目的で所有権を移転するとき、または賃借権、使用収益権その他の権利を設定するときは、定められた手続きにより農地法第3条の許可を受けなければなりません。

#### ●農地の貸し借り

市街化区域以外の農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で貸付をした場合、期間が満了すれば自動的に賃借関係が終了するので安心して農地の貸し借りができます。

## ■農業者年金

### 農業委員会

☎443-2124

農業者の老後の生活安定と農業経営の若返りを促進するための公的年金制度です。加入資格や受給手続きなど詳しいことは農業委員会事務局にお問い合わせください。

## ■農業サポーター等の養成研修

### 営農サポートセンター

月岡町三丁目

☎429-4504

市内の農家をサポートしたい方や新たに農業に就きたい方を対象に、「とやま楽農学園」を開講しています。本講座は、講義と実践研修によって農作物の栽培技術を習得し、「農業サポーター」として活動していただく方などを養成することで、本市の農業生産力の維持・向上に寄与することを目的としています。

## ■森林の土地を取得したときなど

### 森林政策課

☎443-2019

農林事務所農地林務課 ☎468-2171

#### ●森林の土地を取得したとき

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、譲与などにより、森林の土地を新たに取得した場合には、事後の届出として所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出」が必要です。面積の基準はありませんので、取得した面積が小さくても届出の対象となります。

#### ●森林の立木を伐採するとき

①森林の立木を伐採するときは、伐採を始める30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」等②伐採を完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」③造林を完了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

届出書の様式や、届出に必要な書類など詳しいことは森林政策課、農林事務所農地林務課にお問い合わせください。

## ■遊漁

### 農業水産課

☎443-2082

#### ●川での遊漁

内水面(河川・湖沼等)で釣りなどの遊漁を行う場合には、漁場を管理している漁業協同組合などの承認が必要となります。

常願寺川での竿釣りおよびアユの毛針釣りについては承認がいきませんが、投網等の漁法では遊漁はできませんので注意してください。

漁場名	漁場管理者
神通川、熊野川、山田川	富山漁業協同組合
井田川	富山漁業協同組合、婦負漁業協同組合
白岩川、上市川	中新川内水面漁業協同組合
常願寺川	富山県水産漁港課

#### ●遊漁船の登録

船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で利用客に魚介類等を採取させる事業を営もうとする場合は、富山県知事に登録が必要となります。詳しくは、富山県水産漁港課(☎444-3294)にお問い合わせください。



# 選挙・市議会

## 選挙

選挙管理委員会

☎443-2126

### ■選挙権

選挙の種類	選挙権のある方
衆議院議員選挙	日本国民で満18歳以上の方
参議院議員選挙	
知事選挙	日本国民で満18歳以上で引き続き3カ月以上
県議会議員選挙	県内の市町村に住所を有する方
市長選挙	日本国民で満18歳以上で引き続き3カ月以上
市議会議員選挙	

### ■選挙人名簿

選挙権のある方を登録する名簿です。選挙のときには、投票所で本人と照合し、1人が1票しか行使できないよう選挙の公正を確保します。

#### ●登録要件

満18歳以上の日本国民で、次のいずれかの要件を満たしている方。

- ①引き続き3カ月以上同一市町村の住民基本台帳に登録されている方。
- ②引き続き3カ月以上同一市町村の住民基本台帳に登録されていた市外転出者の方で、転出してから4カ月を経過していない方。

#### ●定時登録

毎年3月・6月・9月・12月の1日現在で登録要件を調査し登録。

#### ●選挙時登録

選挙が行われる場合、公示（告示）日の前日現在で資格要件を調査し登録。

### ■投票

投票の際には、投票所入場券をお持ちください。世帯ごとにはがきで郵送しています。

なお、投票所入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。マイナンバーカードや運転免許証など、ご本人と確認できるものをお持ちください。

#### ●期日前投票

仕事や旅行などの都合で投票日に投票所へ行けない

方は、公示（告示）日の翌日から投票日前日までの間、期日前投票ができます。

#### ○期日前投票所の開設期間、場所および時間

市内11か所で期日前投票ができます。

場所により期間・時間が異なりますのでご注意ください。

開設期間	場所	時間
公示（告示）日の翌日から	市役所1階多目的コーナー 大沢野会館	8:30～ 20:00
選挙期日の7日前から、ただし市長・市議選は6日前からとする	大山会館 八尾行政サービスセンター 婦中行政サービスセンター	
		山田公民館 細入公民館 呉羽会館 水橋西部地区センター 堀川地区センター 北保健福祉センター

※期日前投票所は変更となる場合があります。

※衆議院議員選挙・県議会議員選挙は、選挙区ごとに期日前投票のできる場所が異なりますので、ご注意ください。選挙期日が近づきましたら、広報とやま等でお知らせしますので、ご確認ください。

#### ●不在者投票

##### ○郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方、介護が必要な方のうち障害などの種類や等級などによって、一部の方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

##### ○指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設で不在者投票ができます。

##### ○滞在地での不在者投票

投票日に仕事や旅行などで、市外に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

#### ●点字投票・代理投票

目の不自由な方は点字投票ができます。また身体が不自由なため自分で候補者名などを書けない方は、投票所の係員による代理投票ができます。



# 市議会

議会事務局

443-2158

## ■市議会

市議会は、市民の皆さんから選挙で選ばれた議員によって構成されているもので、予算や条例、請願などをきめ細かく審議し決定する議決機関です。

(議員定数：38人、任期：4年)

## ■定例会と臨時会

年4回(3月・6月・9月・12月)定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

## ■本会議

議案などを審議し、市議会としての最終的な意思を決定する会議です。本会議では、会派の代表による代表質問、議員個人による一般質問などが行われます。

## ■委員会

本会議で付託された議案などを専門的に審査する機関です。常任委員会と特別委員会があります。

## ■議会運営委員会

議会の運営や議長の諮問に関することなどの審査、調査を行います。

## ■議会の傍聴

本会議は誰でも自由に傍聴できます。委員会は委員長の許可により、傍聴できます。なお、本会議は希望により、手話通訳を実施しています。申し込み手続きなど詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

## ■請願書と陳情書に関して

市政に対する要望等を、請願・陳情という形で議会に提出できます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

## ■市議会だより

本会議や委員会などの審査状況、結果など議会の活動状況を市民の皆さんにお知らせするために、年4回「とやま市議会だより」を発行し、全世帯に配布しています。



# 広報・市政相談

## 広報・広聴

広報課

☎443-2012

### ■広報

市の主要な施策や各種行事、相談の案内を、「広報とやま」やテレビ、ラジオなどによりお知らせしています。

●**広報とやま** 毎月5日号・20日号 全世帯配布

### ●テレビ広報

- 北日本放送 毎週月曜・金曜(10:15から3分間)  
毎月最終日曜(11:45から15分間)
- 富山テレビ放送 毎週日曜(6:56から4分間)
- チューリップテレビ 毎週火曜(10:56から4分間)

### ●ケーブルテレビ広報

- ケーブルテレビ富山 毎日 1日5回程度
- 上婦負ケーブルテレビ 毎日 1日5回程度

### ●ラジオ広報

- 北日本放送 毎週月曜～金曜(9:30から3分間)
- FMとやま 毎週月曜・水曜(8:25から3分間)
- 富山シティエフエム  
毎週月曜～金曜(7:50から5分間)  
毎週水曜 (8:10から10分間)  
\*再放送は同日13:00、17:25から

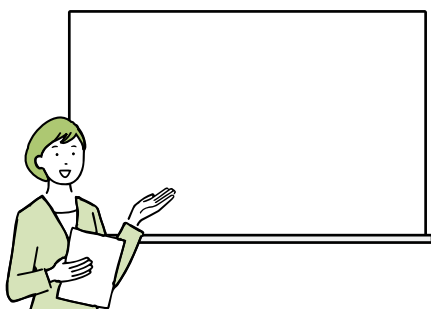
### ■市長の出前トーク

市民の皆さん(10名以上の団体やグループ)からの申し込みに基づき、市長が出向き、市政に関する説明や報告を行い、相互理解を深めます。事前に申し込みが必要です。

開催日：平日及び土日祝日(12/29～1/3を除く)  
9:00～19:30の間で1時間程度

### ■タウンミーティング

市の職員が市の施策について説明します。年に数回、行っています。



## 市政相談

市民協働相談課

☎443-2045

### ■市政等に関する相談

市政に関することや日常生活の悩みごと、困りごとなどについて、窓口や電話で相談に応じています。必要に応じて専門の相談機関などを紹介します。

### ■市へのご意見・ご要望(市民の声)

市民の皆さんのご意見・ご要望などを市政に反映することにより、市民と行政が一体となって「まちづくり」を推進していきます。地区センターや市の施設などに手紙セットを配置しています。また、市のホームページ内の「市へのご意見・ご要望」ページからも電子メールで意見をお寄せいただけます。

### ■富山市行政苦情オンブズマン制度

行政苦情オンブズマン事務局 ☎431-3371

市政に対するご自身の直接的な利害に関わる苦情が、市の担当課に相談しても納得できない場合に、行政苦情オンブズマンに苦情として申し立てすることができます。3名のオンブズマンが公正かつ中立的な立場で調査し、必要に応じて市に対して制度の改善・是正などの勧告や意見表明を行います。

## 出前講座

### ■市役所出前講座

市民協働相談課

☎443-2051

市の職員が皆さんのところに伺い、172の講座メニューから市政情報などを提供し、これからのまちづくりを共に考えるものです。講座メニューについては、地区センター等にあるパンフレット、または市のホームページをご覧ください。

対象：市内在住、在勤、または通学の10人以上の団体(自治会、各種団体、サークル等)

申込：希望する講座を選んで講座開催日などを担当課にご相談いただき、講座開催日の14日前までに「市役所出前講座申込書」を提出してください。

# 相談窓口

## ■教育や子育てなどの相談

相談内容	相談日・時間	場所・問い合わせ先	担当		
教育相談	月曜～金曜 8:30～17:00	教育センター (教育相談係) 新桜町6-15 ToyamaSakuraビル6階	☎431-4434	教育相談員 臨床心理士	
こどもいじめ テレホン相談	・電話相談 月曜～金曜 8:30～17:00 時間外は留守番電話		☎431-0099		
適応指導教室	水曜 9:00～12:00	豊田適応指導教室 (MAP豊田) 豊若町三丁目12-25	☎482-4682	臨床心理士	
	火曜 9:00～12:00	婦中適応指導教室 (MAP婦中) 婦中町砂子田1-1 (婦中ふれあい館内)	☎466-4288		
青少年 悩みごと相談	・電話相談 月曜～金曜 8:30～16:30	生活安全交通課	☎443-2274	相談担当職員	
助産師 ほっとライン	・電話相談 24時間 12/29～1/3除く	産後ケア応援室	☎461-3573	助産師	
乳幼児 健康相談	心身の発達状況および育 児などの健康相談	日時については、 お住まいの地区を 担当する保健福祉 センターにお問合 せください。	中央保健福祉センター 星井町二丁目7-30	☎422-1172	保健師、栄養士等
			南保健福祉センター 蛸川459-1	☎428-1156	
			北保健福祉センター 岩瀬文化町23-2	☎426-0050	
			大沢野保健福祉センター 高内365	☎467-5812	
			大山保健福祉センター 上滝567	☎483-1727	
			八尾保健福祉センター 八尾町福島200	☎455-2474	
			西保健福祉センター 婦中町羽根1105-7	☎469-0770	
乳幼児 発達支援相談	ことばが遅い、1人で歩くことが できない、目線が合わない、友 達とうまく遊べないなど、心や 体の発達の遅れについての相談	月曜～土曜 8:30～17:00 (日、祝日は休み)	こども発達支援室 総曲輪四丁目4-8 富山市まちなか総合ケ アセンター1階	☎461-5470	乳幼児相談担当
ひとり親相談	ひとり親家庭のさまざまな 相談	月曜～金曜 8:30～17:15	こども福祉課	☎443-2055	ひとり親アテンダント 母子・父子自立支援員
女性相談	家庭生活の相談	月曜～金曜 8:30～17:15	こども福祉課	☎443-2055	女性相談員
家庭児童相談	親子関係、子供の養育	月曜～金曜 8:30～17:15	こども健康課	☎443-2038	家庭児童相談員
乳幼児・小 中学生の子 育て相談	子育て、しつけ、心身の 発達、言葉の遅れ、集団 不応、不登校、いじめ などの相談	・面接相談 毎日 10:00～17:00 (CiC休館日及び 12/29～1/3を 除く) ・電話相談 毎日(24時間)	富山市子育て支援セ ンター 新富町一丁目2-3 CiC4階	☎444-1110	保育士 言語聴覚士 家庭教育専門相談員 等
子ども ほっとダイヤル	小中学生のための専用相談	・電話相談 毎日(24時間)		☎0120-874-440	家庭教育専門相談員 等
子どもの人権 110番	いじめ、体罰、虐待など 子どもの人権に関する相 談	・電話相談 月曜～金曜 8:30～17:15	富山地方方法務局人権 擁護課 牛島新町11-7	☎0120-007-110	人権擁護委員

## 暮らしのいろいろな相談

消費生活センター

新富町一丁目2-3 CiCビル3階

☎443-2047

相談内容	相談日・時間	担当	
消費生活相談	悪質商法や暮らしの中で起こる、購入や契約などのトラブルに関する相談	月曜～金曜 10:00～17:30 (電話相談のみ9:00から受付)	消費生活相談員
多重債務相談	借金などの多重債務者に対する負債、整理方法などに関する相談	毎週水曜 13:00～16:00	司法書士

※相談日は、土・日曜、国民の祝日および12/29～1/3、CiCビル休館日を除きます。詳しくは、広報（毎月20日号）で確認ください。

市民協働相談課 市民相談係

☎443-2045

相談内容	相談日・時間	担当	
一般相談	市の行政に関することや、生活上の困りごとなどに関する相談	月曜～金曜 8:30～17:15	市職員
弁護士法律相談	相続や離婚・相隣関係など民事に関する相談。各相談日の前日8:30から電話予約が必要です。定員になり次第締め切ります。	火曜・木曜 13:00～16:10 ※予約日および相談日が祝日の場合はありません	弁護士
行政相談	国や県などの行政に関する相談	水曜 13:00～16:00	行政相談委員
なやみごと人権相談	家庭内のトラブルや相隣関係、人権に関する問題などに関する相談	第2・4金曜 13:00～16:00	人権擁護委員
公証相談	公正証書による契約や遺言に関する相談	第3金曜 13:00～16:00	公証人
司法書士登記法律相談	土地や建物の取得、相続や贈与に関する相談	第2月曜 13:00～16:00	司法書士
土地家屋調査士表示登記相談	土地や建物の表示登記に関する相談		土地家屋調査士
行政書士法務相談（遺言相続・事業手続等）	法人設立、農地法、自動車登録、車庫証明などの各種契約、許認可手続きに関する相談	第1・4月曜 13:00～16:00	行政書士
社会保険労務士総合労働相談	労働問題に関する相談	第3水曜 13:00～16:00	社会保険労務士
暴力団に関する困りごと相談	暴力団からの不当な要求などに対処する方法などに関する相談	年2～4回（第5月曜） 13:00～16:00	富山県暴力追放運動推進センター職員

※相談は、本庁舎 1階市民相談室で行っています。詳しくは、広報（毎月20日号）で確認ください。

男女共同参画推進センター

新富町一丁目2-3 CiCビル3階

☎433-1760

相談内容	相談日・時間	問い合わせ先・申込先	担当
夫婦・男女に関する法律相談	第3金曜 13:30～15:30 (6月は16:30まで)	☎433-1760 予約制（開催日2日前まで）	弁護士
夫婦・男女に関する悩み相談	偶数月：第3土曜 10:00～12:00 奇数月：第4木曜 14:00～16:00 ※11月は第5木曜 14:00～16:00		臨床心理士
DV(配偶者・パートナーからの暴力)相談(電話・来所)	月曜～金曜 10:00～18:15 ※土曜特別相談（毎月1回）	☎433-2210（受付は17:30まで） 原則として、来所の場合は予約制	相談員

※相談日は、休館日（土・日曜、国民の祝日および年末年始（12月29日～1月3日）、CiCビル休館日）を除きます。詳しくは、広報（毎月20日号）で確認ください。

### ●就労に関する相談

相談先	相談内容	相談日・時間	場所・問い合わせ先
JOB活とやま (富山市無料職業紹介所)	職業紹介や就労相談	月曜～金曜 8:30～17:15	富山市役所2階 ☎443-2231

### ●地域での行政相談など

相談内容	相談日・時間	問い合わせ先	場所
行政相談	第2火曜 13:00～16:00 (第2火曜が休館日の場合、第3火曜)	大沢野行政サービスセンター 地域生活係	☎467-5818 大沢野会館
行政相談	第3火曜 13:00～16:00	大山行政サービスセンター 地域生活係	☎483-2537 大山会館
人権相談	偶数月の第2火曜 13:00～16:00	八尾行政サービスセンター 地域生活係	☎454-3112 八尾行政サービスセンター
行政相談	第3水曜 13:30～15:30		
人権相談	奇数月の第4月曜 13:00～16:00		

相談内容	相談日・時間	問い合わせ先	場所	
行政相談	第1月曜 13:00~15:00	婦中行政サービスセンター 地域生活係	西保健福祉センター	
人権相談	偶数月の第2月曜 13:00~16:00		J465-2112	婦中行政サービスセンター
弁護士法律相談	第1金曜 13:30~16:30			
行政相談	4・7・10・1月の第3木曜 13:30~15:00	山田中核型地区センター	山田公民館	
人権相談	年2回(6・11月の第3木曜) 13:00~16:00			J457-2111
行政相談	8月の第4火曜、10月・12月の第3火曜	細入中核型地区センター	細入公民館	
人権相談	13:00~15:00			J485-2111

\*詳しくは、広報(毎月20日号)で確認ください。

## ●心配ごと相談

富山市社会福祉協議会 (今泉 83 - 1) J422-3414

相談先	相談名	相談日・時間	場所・問い合わせ先
中央心配ごと相談所	一般相談	月、水、金(祝)は除く 9:30~15:30	今泉83-1 市総合社会福祉センター内 J422-3414
	弁護士相談	毎週金曜 13:30~16:00	
呉羽地区心配ごと相談所	一般相談	第1木曜 9:30~15:30	呉羽町2920 呉羽会館内 J436-5171
	弁護士相談	13:30~15:30	
北部地区心配ごと相談所	一般相談	第2木曜 9:30~15:30	岩瀬御蔵町1 岩瀬公民館内 J437-9715
	弁護士相談	13:30~15:30	
水橋地区心配ごと相談所	一般相談	第3木曜 9:30~15:30	水橋辻ヶ堂129-1 水橋西部公民館内 J478-1131
	弁護士相談	13:30~15:30	
大沢野細入支所心配ごと相談所	一般相談	第1・第3木曜 13:30~15:30	春日96-1 大沢野健康福祉センター内 J467-1294
	弁護士相談	第4月曜 13:30~15:30	
大山支所心配ごと相談所	一般相談	第2・第4金曜 13:30~15:30	上滝534-1 J483-4111
	弁護士相談	第1火曜 13:30~15:30	
八尾山田支所心配ごと相談所	一般相談	第1・第4水曜 13:30~15:30	八尾町福島200 八尾行政サービスセンター内 J454-2390
	弁護士相談	第2水曜 13:30~15:30	
婦中支所心配ごと相談所	一般相談	第1・第3月曜 13:30~15:30	婦中町羽根1105-7 西保健福祉センター内 J469-0775

\*弁護士相談は、電話予約が必要です。詳しくは、広報(毎月20日号)で確認ください。

## ●専門職による成年後見相談

富山市社会福祉協議会 (今泉 83 - 1) J422-3414

相談内容	相談日・時間	場所・問い合わせ先
判断能力が十分でない方の権利や財産などの相談	第2火曜 13:30~15:30	今泉83-1 市総合社会福祉センター内 J422-3414

\*予約制：開催日の2日前までの申込みが必要です。

## ■国・県の相談

### ●国の機関の相談

相談内容	問い合わせ先
国の行政機関の業務、独立行政法人などの業務に関する苦情、要望、意見など [行政苦情 110 番]	富山行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課 丸の内一丁目 5-13 (富山丸の内合同庁舎内) J0570-090110 J431-1100
人権、なやみごと、相隣関係など [みんなの人権 110 番]	富山地方方法務局人権擁護課 牛島新町 11-7 (富山合同庁舎内) J0570-003-110 J0120-007-110 J0570-070-810 J441-7109
子どもの人権に関すること(いじめ、虐待など) [子どもの人権 110 番]	
女性の人権に関すること(ハラスメント、DV、ストーカーなど) [女性の人権ホットライン]	
登記全般の相談	富山地方方法務局登記部門 J441-7109
所得税、相続税、贈与税など、国税に関する相談	富山税務署 丸の内一丁目 5-13 (富山丸の内合同庁舎内) J432-4191(代)
国有地の借受・購入	北陸財務局富山財務事務所 牛島新町 11-7 (富山合同庁舎内) J432-5521(代)
労働条件・賃金・安全衛生など労働基準、労災保険などの相談	富山労働基準監督署 (総合労働相談コーナー) 神通本町一丁目 5-5 (富山労働総合庁舎内) J415-8733 J432-2740
男女雇用機会均等・仕事と家庭生活との両立などの相談	富山労働局雇用環境・均等室
職業の相談・紹介、あっせん、求人、雇用(失業)保険の給付	富山公共職業安定所 (ハローワーク富山) 奥田新町 45 J431-8609
概ね 45 歳未満の方の職業相談	富山わかものハローワーク 湊入船町 9-1 とやま自遊館2階 J433-1661
学生及び卒業後 3 年以内の方の就職支援	富山新卒応援ハローワーク 湊入船町 6-7 サンフォルテ 2 階 J444-8305 J461-8617
子育てをしながら就職を希望する方の相談	ハローワーク富山マザーズコーナー
国道の維持管理、修繕 神通川・常願寺川の維持管理	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所 奥田新町 2-1 J443-4701(代)
訴訟、調停、裁判員制度に関する事など	裁判所 西田地方町二丁目 9-1 J421-6131(代)

●県の機関の相談

相談内容	問い合わせ先			
県政に対する意見、要望、苦情などについての相談	県民相談室	新総曲輪 1-7 (県広報課内)	J 431-3131	
交通事故の賠償、保険請求などの相談 弁護士相談 (第1・第3金曜 13:00~15:00)	富山県交通事故相談所	諏訪川原一丁目 3-22 (富山県農林振興センター 諏訪川原庁舎1階)	J 444-4400	
教育相談、幼児・児童生徒などのなやみごと相談	富山県総合教育センター	高田 525	J 444-6167	
友だち関係、自分の心や体、部活動、勉強や将来などの悩みの相談	子どもほっとライン	新総曲輪 1-7 (県生涯学習・文化財室内)	J 443-0001	
家庭教育や子育ての悩みについての相談	子育てほっとライン		J 433-4150	
子育ての不安、子どもの発達遅れ、不登校などについての相談	家庭教育カウンセリング		J 433-4150 (予約申込)	
生涯学習の機会(講座)や仲間づくり、生涯学習ボランティアなどについての相談	富山県民生涯学習カレッジ	舟橋北町 7-1 (教育文化会館内)	J 441-8401	
心の健康に関する相談	富山県心の健康センター	蛭川 459-1	J 428-1511	
児童問題など	富山県児童相談所	東石金町 4-52	J 423-4000	
日常生活での心配ごと、悩み、ストーカー被害、DV等の相談	富山県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)		J 465-6722	
労働問題全般についての相談	労働相談ダイヤル	新総曲輪 1-7 (県労働政策課)	J 444-9000	
若者の就職相談	ヤングジョブとやま (富山県若者就業支援センター)	湊入船町 9-1 (とやま自遊館 2階)	J 445-1996	
女性・男性の生き方、家族や職場での人間関係、DV等の様々な悩み相談	県民共生センター相談コーナー(サンフォルテ)	湊入船町 6-7 (県民共生センター 1階)	J 432-6611	
商品やサービスの苦情、買い物相談など	県消費生活センター		J 432-9233	
消費者金融・多重債務相談			J 433-3252	
県管理の道路・河川の維持管理、道路・河川敷の占用(使用)などの相談	富山土木センター	舟橋北町 1-11 (富山総合庁舎内)	J 444-4445 (代)	
建築工事に関する紛争についての相談	建設工事紛争審査会	新総曲輪1-7(県土木部建設技術企画課内)	J 444-3316	
安全な暮らしに関する相談	警察安全相談窓口	相談 110 番	J 442-0110 # 9110	
犯罪被害に遭われた女性の悩みごと相談		女性被害 110 番	新総曲輪 1-7 (警察本部内)	J 0120-72-8730
ストーカー被害の相談		ストーカー相談電話		J 0120-13-1104
少年のなやみごと相談		ヤングテレホン		J 0120-873-415

●その他の機関の相談

相談内容	問い合わせ先		
厚生年金、国民年金の受給資格・手続きなどの相談	日本年金機構富山年金事務所	牛島新町 7-1	J 441-3926 ねんきんダイヤル J 0570-05-1165
健康保険の受給資格・手続きなどの相談	協会けんぽ(全国健康保険協会)	奥田新町 8-1 ポルファートとやま 6階	J 431-6155
有料法律相談 (開催日は事前にお問い合わせください。予約制)	富山県弁護士会	長柄町三丁目 4-1 (富山県弁護士会館内)	J 421-4811(代)
裁判費用がないとき/弁護士を紹介してほしいとき	法テラス富山(日本司法支援センター 富山事務所)		J 050-3383-5480
不動産相続、会社法人の登記相談	富山県司法書士会総合相談センター	神通本町一丁目 3-16 エスポワール神通 3階	J 445-1576 J 445-1577
犯罪や事故にあわれた方、その家族・遺族など悩みの相談	とやま被害者支援センター	牛島町 5-7	J 413-7830
遺言・公正証書作成や相続などについての相談	富山公証人合同役場	安住町2-14(北日本スクエア北館8階)	J 442-2700
交通事故の賠償、損害保険に関する相談	そんぽ ADR センター		J 0570-022-808
欠陥住宅、住宅の新築、リフォームなど住宅に関する相談	とやま住まい情報ネットワーク住宅相談所	舟橋北町 4-19 (森林水産会館内)	J 441-6312

不動産相談

(公社) 富山県宅地建物取引業協会			(公社) 全日本不動産協会		
相談内容	問い合わせ先		相談内容	問い合わせ先	
第2・第4火曜 13:00~16:00	元町二丁目3-11	J 425-5514	主に金曜日 (日時等、要事前確認)	堤町通り2丁目1番 25号	J 421-1633

# 施設一覽

## ■福祉・健康関連施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市総合社会福祉センター	今泉83-1	422-3400
富山市子育て支援センター	新富町一丁目2-3 (Ciビル4階)	444-1110
富山市立和光寮	西番104-1	423-6201
富山市立愛育園	西番104-1	492-9912
富山市立慈光園	西番104-1	492-9911
富山市恵光学園	石坂新950-1	431-5828
富山市海岸通老人福祉センター	海岸通264-11	438-5759
富山市南老人福祉センター	今泉88-1	425-1715
富山市水橋老人憩いの家	水橋伊勢屋28	478-5182
富山市東老人憩いの家	荒川四丁目1-83	492-1919
富山市生活介護事業所第1あすなろ・第2あすなろ	蝸川15	428-1277
富山市角川介護予防センター	星井町二丁目7-30	422-1220
富山市障害者福祉プラザ	蝸川15	428-0113

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市大沢野健康福祉センター	春日96-1	468-3333
富山市大沢野老人福祉センター	春日96-1	467-1628
富山市大沢野高齢者いきがい工房	春日109-1	468-7222
富山市大山老人福祉センター	花崎1151	483-3262
婦中社会福祉センター	婦中町上轡田287	466-2161
富山市まちなか総合ケアセンター	総曲輪四丁目4-8	461-3603
こども発達支援室	総曲輪四丁目4-8 (富山市まちなか総合 ケアセンター1階)	461-5470

## ■生活環境関連施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市エコタウン交流推進センター 環境センター	岩瀬天池町1-7 栗山637	438-2600 429-5017
富山市山本一般廃棄物最終処分場	山本19	436-0283
富山市生活環境サービス	辰尾131	428-9235
上下水道施設管理センター	牛島本町二丁目1-25	432-8570
浜黒崎浄化センター	浜黒崎18	438-5235
水橋浄化センター	水橋辻ヶ堂101	478-2984
富山市つばき園	米田20-1	437-6699
流杉浄水場	流杉3-2	423-4051
富山霊園富山市斎場	西番135	425-4081
富山市北部斎場	岩瀬池田町71	438-1701
富山市大沢野斎場	坂本3038-1	467-1181

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市婦負斎場	八尾町三田77	455-1753
富山霊園墓地管理事務所	西番380-2	425-4082
長岡墓地	ハヶ山	-
新長岡墓地	ハヶ山	-
北代墓地	長岡新	-
岩瀬墓地	岩瀬赤田町	-
大沢野墓地公園	坂本字前山割3073	-
大山墓地公園	文珠寺1069	-
婦負斎場墓地公苑	八尾町三田77	-
速星墓地公園	婦中町速星123-2	-
富山市納骨堂	ハヶ山124-1	433-1011

## ■文化・社会教育関連施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市北代縄文広場(北代縄文館)	北代3871-1	436-3664
富山市郷土博物館	本丸1-62	432-7911
富山市佐藤記念美術館	本丸1-33	432-9031
富山市民俗民芸村管理センター	安養坊1118-1	433-8270
富山市民芸館	安養坊1104	431-6466
富山市民芸合掌館	安養坊1004	431-8156
富山市民俗資料館	安養坊56-1	433-4109
富山市考古資料館	安養坊47-2	433-8634
富山市陶芸館	安養坊50	433-8610
富山市茶室円山庵	安養坊47-3	432-4782
富山市売薬資料館	安養坊980	433-2866
富山市笠牛人記念美術館	安養坊1000	433-9215
富山市とやま土人形工房	安養坊1118-1	431-4464
富山市芸術文化ホール	牛島町9-28	445-5620
富山市民芸術創造センター	呉羽町2247-3	434-4100
富山能楽堂	友杉1097	429-5595
富山市民プラザホール	大手町6-14	425-2564
浮田家住宅	太田南町272	492-1516
旧森家住宅	東岩瀬町108	437-8960
旧馬場家住宅	東岩瀬町107-2	456-7815
富山市呉羽会館	呉羽町2920	436-5173
富山市新保文化会館	新保306-1	429-0001
富山市富南会館	悪王子128	429-1211
富山市水橋会館	水橋辻ヶ堂1275-30	478-1036
富山市大沢野会館	高内365	468-1111
富山市大山会館	上滝567	483-1211
富山ガラス工房	古沢152	436-2600
富山市ガラス美術館	西町5-1	461-3100

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市市民学習センター	大手町6-14 (富山市民プラザ内)	493-3500
市民大学陶芸実習施設	花木28 (花木体育センター地内)	-
富山市科学博物館	西中野町一丁目8-31	491-2123
とやま市民交流館		444-0640
富山市男女共同参画推進センター	新富町一丁目2-3 (Ciビル3階)	433-1760
富山市消費生活センター		443-2047 443-2123
富山市国際交流センター		444-0642
富山市大山歴史民俗資料館	亀谷1	481-1415
富山市八尾化石資料館「海韻館」	八尾町桐谷4815	454-7810
富山市八尾コミュニティセンター	八尾町井田126	454-6555
富山市八尾コミュニティセンター分館杉風荘	八尾町鏡町998-4	455-2852
富山市八尾ふらっと館	八尾町東町2149	455-1548
富山市婦中安田城跡歴史の広場(安田城跡資料館)	婦中町安田244-1	469-4241
富山市婦中ふれあい館	婦中町砂子田1-1	465-3113
富山市野外教育活動センター	山田赤目谷16-2	457-2311
富山市猪谷関所館	猪谷978-4	484-1007

## ■教育関係施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市教育センター	新桜町6-15 ToyamaSakuraビル6階	431-4404
富山市豊田適応指導教室 (MAP豊田)	豊若町三丁目12-25	482-4682
富山市婦中適応指導教室 (MAP婦中)	婦中町砂子田1-1 (婦中ふれあい館内)	466-4288
富山市南学校給食センター	大宮町125	424-3781
富山市北学校給食センター	水落61-1	438-8331

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富山市埋蔵文化財センター	婦中町速星754	465-2146
富山市立看護専門学校	今泉308-1	425-2555
富山外国語専門学校	大手町6-14	491-5911
富山ガラス造形研究所	西金屋80	436-2973

## ■公民館

名 称	所 在 地	電 話 番 号
総曲輪公民館	大手町6-14 (富山市民プラザ内)	421-2644
愛宕公民館	愛宕町一丁目5-13	432-3410
安野屋公民館	安野屋町一丁目1-48	442-4331
八人町公民館	八人町5-17	441-9833
五番町公民館	辰巳町一丁目2-8	421-8306
柳町公民館	弥生町一丁目12-22	433-0620
清水町公民館	清水町八丁目1-31	422-4510
星井町公民館	西中野町二丁目1-24	492-2260
西田地方公民館	相生町5-17	422-4491
堀川公民館	堀川小泉町一丁目18-13	421-0816
堀川南公民館	本郷町243-45	492-3450
光陽公民館	二口町一丁目12-3	493-2021
東部公民館	石金一丁目2-13	424-0259
奥田公民館	奥田新町3-1	431-1875
奥田北公民館	下新北町2-11	442-3197
桜谷公民館	田刈屋279	432-5607
五福公民館	五福4431-1	441-7079
神明公民館	高田88-9	421-0725
岩瀬公民館	岩瀬御蔵町1	438-4705
萩浦公民館	高島町二丁目11-36	437-7923
大広田公民館	東富山寿町二丁目1-14	437-9480
浜黒崎公民館	浜黒崎3295-12	437-9371
針原公民館	針原中町901-2	451-2555
豊田公民館	豊田本町一丁目2-5	438-6321
広田公民館	新屋1-3	451-5601
新庄公民館	新庄町一丁目3-16	432-8680
新庄北公民館	新庄本町二丁目4-11	452-0090
藤ノ木公民館	藤木1246	492-3404
山室公民館	中市二丁目8-76	423-5979
山室中部公民館	山室荒屋84	492-6594
太田公民館	太田351-2	492-0598
蟻川公民館	赤田50	421-2971
新保公民館	新保306-1	429-0001
熊野公民館	悪王寺128	429-1211
月岡公民館	上千俵町509	429-0201
四方公民館	四方142-1	435-0002
八幡公民館	八町東262	435-0004
草島公民館	草島143-89	435-3975
倉垣公民館	布目3967	435-3851
呉羽公民館	呉羽町2920	436-5172
長岡公民館	長岡9522-3	442-4350
寒江公民館	本郷中部263	434-2680
古沢公民館	古沢498	434-1227
老田公民館	中老田216-2	434-4456
池多公民館	西押川1380-1	436-5300
水橋中部公民館	水橋館町312-1	478-0132
水橋西部公民館	水橋辻ヶ堂129-1	478-5741
水橋東部公民館	水橋小池146-1	478-3252
三郷公民館	水橋小路34	478-2070
上条公民館	水橋石割73-1	478-1651

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大沢野公民館	高内365	467-5823
大久保公民館	下大久保1776-1	467-0001
富山市大久保ふれあいセンター		
船峠公民館	坂本482	468-1519
小羽公民館	小羽361	468-0668
下夕北部公民館	布尻991	485-2002
下夕南部公民館	舟渡66	484-1202
小見公民館	小見255-13	482-1202
福沢公民館	東福沢3550	483-1811
大庄公民館	田畠97-1	483-2340
上滝公民館	上滝567	483-1237
文珠寺公民館	文珠寺1300-4	483-1633
牧公民館	牧814	481-1548
八尾公民館	八尾町東町2108-10	454-5405
保内公民館	八尾町新田101	454-3622
杉原公民館	八尾町大杉12	455-2570
卯花公民館	八尾町下笹原42-1	455-1090
室牧公民館	八尾町中242	455-1069
黒瀬谷公民館	八尾町榎尾162	455-1074
野積公民館	八尾町水口242	454-3001
仁歩公民館	八尾町三ツ松14-1	458-1101
大長谷公民館	八尾町内名88	458-1400
速星公民館	婦中町砂子田1-1	465-6056
鶯坂公民館	婦中町上田島18-1	465-2494
朝日公民館	婦中町下条281	469-2495
宮川公民館	婦中町広田4178	465-5119
婦中熊野公民館	婦中町堀657	465-2495
古里公民館	婦中町羽根6	469-2496
音川公民館	婦中町外輪野6324-1	469-2498
神保公民館	婦中町上吉川403-1	469-2497
速星公民館笹倉分館	婦中町笹倉433	465-6056
山田公民館	山田湯880	457-2055
細入公民館	楡原1128	485-9004
細入公民館北部分館	楡原1333-1	485-9004
細入南部公民館	猪谷851-1	484-1002



## ■その他の施設

名称	所在地	電話番号
富山市公文書館	婦中町速星754	465-3530
富山市ファミリーパーク	古沢254	434-1234
富山市くれは山荘	西金屋6717	434-1316
富山市宮城址公園駐車場	本丸1-42	441-8001
富山市宮桜町駐車場	桜町二丁目1-1	433-0004
富山市宮総曲輪駐車場	総曲輪二丁目8-3	422-5733
富山市宮富山駅北駐車場	牛島町24-2	431-8166
富山駅南自転車駐車場	新富町一丁目2-5先	—
富山駅高架下自転車駐車場	明輪町1-234	—
富山駅北自転車駐車場	牛島町24-83	—
富山市民プラザ	大手町6-14	493-1313
富山国際会議場	大手町1-2	424-5931
岩瀬カナル会館	岩瀬天神町48	438-8446
富山市職業訓練センター	向新庄町一丁目14-40	451-7500
富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地 研修センター	四方荒屋497-13	435-3267
とやまインキュベータ・オフィス	中央通り二丁目3-22 (中教院モルティ2階)	420-3760
富山市新産業支援センター	下野16 (富山大学五福キャンパス 工学部敷地内)	411-6131
富山市公設地方卸売市場	掛尾町500	495-2300
富山市営農サポートセンター	月岡町三丁目101	429-4504
富山競輪場	岩瀬池田町8-2	438-3400
地場もん屋総本店	総曲輪三丁目3-16	481-6337
とやまスローライフ・フィールド	開ヶ丘43-1	411-4401
水橋フィッシャリーナ	水橋辻ヶ堂2679-28地先	482-3939
猿倉山森林公園	舟倉46	—
猿倉コミュニティセンター	舟新81-1	467-0467

名称	所在地	電話番号
殿様林緑地	馬瀬口地先	—
富山市大山農村環境改善センター	東福沢1818	483-3230
富山市大山農山村交流センター	原282	482-1311
富山市八尾曳山展示館	八尾町上新町2898-1	454-5138
富山市黒瀬谷交流センター「喜楽里館」	八尾町小長谷352	455-3695
富山市大長谷交流センター	八尾町内名88	458-1400
富山市八尾ゆめの森交流施設	八尾町下笹原678-1	454-3330
富山市八尾ほたるの里農村公園	八尾町三ツ松957	458-9111
富山市神通川水辺プラザ	八尾町城生91-3	454-7121
富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場	八尾町杉平16-8	458-1352
富山市八尾市民農園	八尾町下笹原590	—
富山市白木峰山麓クラインガルテン	八尾町庵谷5	—
富山市白木峰山麓交流施設「大長谷温泉」	八尾町杉平12	458-1008
富山市八尾農村環境改善センター	八尾町梅苑町1-95-1	—
富山市婦中農村環境改善センター	婦中町羽根6	—
富山市朝日地域農業再編センター	婦中町下条281	—
富山市婦中ふるさと創生館	婦中町羽根5802-13	—
富山市牛岳オートキャンプ場「きらら」	山田若土150-1	457-2777
富山市牛岳温泉健康センター	山田赤目谷31-28	457-2131
富山市牛岳温泉スキー場	山田小谷中根2	457-2044
富山市山田農林産物処理加工直販施設	山田小島2600	457-2333
富山市山田交流促進センター	山田赤目谷145	457-2770
富山市割山森林公園「天湖森」	割山9-1	485-2777
神通峡岩稲温泉「楽今日館」	岩稲26-1	485-2800
飛越ふれあい物産センター「林林」	片掛3-5	484-1815
富山市まちなか観光案内所	本丸1-45	439-0800
富山市八尾おわら資料館	八尾町東町2105-1	455-1780

## 市役所展望塔

壮大な立山連峰を連想させるアトリウム屋根と地上約70mに位置する展望塔(360度)の大パノラマは、県都富山市のランドマークになっています。

立山連峰、富山湾などの眺望を楽しんでいただくため、無料で開放しています。

### ●観覧時間

4月～10月	月曜～金曜	9:00～21:00
	土曜・日曜・祝日	10:00～21:00
11月～翌年3月	月曜～金曜	9:00～18:00
	土曜・日曜・祝日	10:00～18:00

\*年末年始(12月29日～翌年1月3日)は休み

### ●特別開放

ホワイトイルミネーション期間中の金曜日・土曜日(時間延長)	18:00～21:00
12月24日・25日(時間延長)	
1月1日	6:00～9:00

\*駐車場は、市役所駐車場(有料)をご利用ください。



# イベントカレンダー 富山市の歳時記

春	4月上旬	全日本チンドンコンクール
	5月3日	越中八尾曳山祭
	5月17日・18日	岩瀬曳山車祭
	5月下旬	猿倉山フェスティバル
	5月下旬	売比河鵜飼祭
夏	7月中旬	らっきょう体験掘りフェア
	7月下旬	おおやま佐々成政戦国時代祭り 牛岳ランタンフェスティバル
秋	9月1日～3日	越中八尾おわら風の盆
	9月下旬	富山まつり
冬	12月上旬～1月下旬	とやまスノーピアード
	12月中旬	立山山麓スキー場開き
	12月下旬	牛岳温泉スキー場開き
	2月上旬	牛岳スノーフェスタ

# 富山ブランド 特産品・名産品

コンベンション・薬業物産課 ☎443-2071

## ●食品等

ます寿し、ぶり、ほたるいか、白えび、  
バイ貝、昆布メ、ぶり寿し、みょうが  
寿し、呉羽梨、池多りんご、いちじく、らっ  
きょう漬、朝日すいか、牛岳高原馬鈴薯、  
富山米、かまぼこ、黒作り、八尾そば、  
地酒、ワイン、富山やくぜん、食やく  
シリーズなど

## ●その他

配置薬、越中八尾和紙、とやま土人形、  
富山木象嵌、ガラス工芸品（富山ガラス  
工房 ☎436-2600）など



# 観光・物産

観光政策課

☎443-2072

自然・科学・芸術の  
欲張りコース

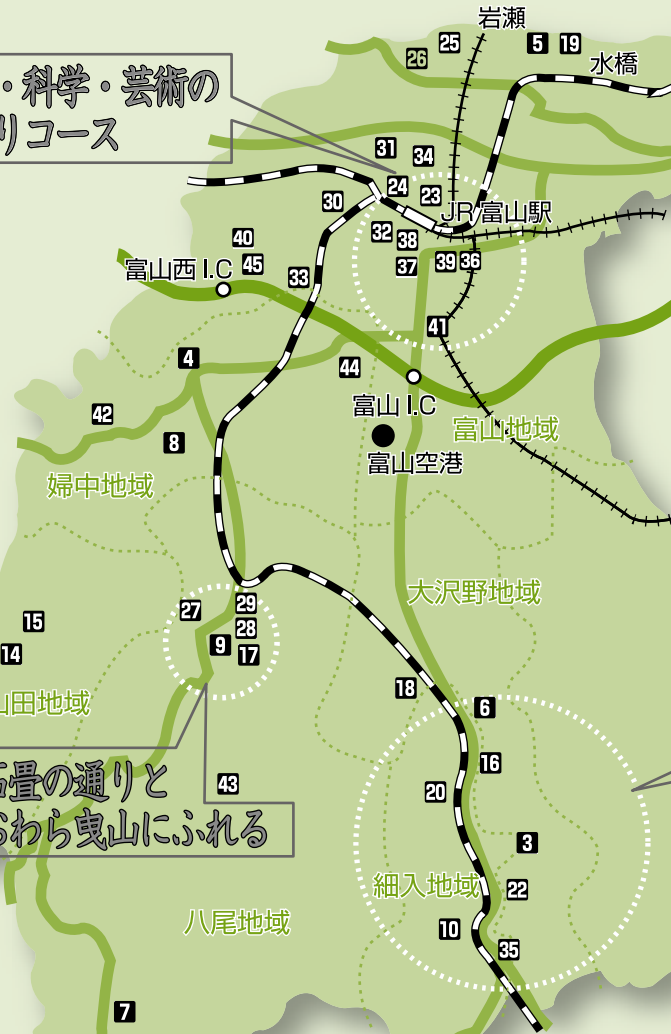
石畳の通りと  
おわら曳山にふれる

## ●自然・景観観光スポット

- 1 中部山岳国立公園
- 2 有峰森林文化村
- 3 神通峡県定公園
- 4 婦中ふるさと自然公園
- 5 古志の松原
- 6 風の城
- 7 白木峰 21世紀の森
- 8 丘の夢牧場
- 9 諏訪町本通り
- 10 常虹の滝
- 11 立山山麓「森林セラピー基地」
- 12 龍神の滝・百間滑

## ●レジャー施設

- 13 立山山麓スキー場
- 14 牛岳温泉スキー場
- 15 牛岳温泉健康センター
- 16 神通峡岩稲温泉「楽今日館」
- 17 ゆめの森ゆうゆう館
- 18 大沢野ウェルネスリゾート「ウインディ」
- 19 浜黒崎キャンプ場
- 20 割山森林公園「天湖森」
- 21 立山山麓家族旅行村
- 22 飛越ふれあい物産センター「林林」
- 23 富岩運河環水公園
- 24 富岩水上ライン



# 春夏秋冬

## 富山市の観光概要

富山市は「立山黒部アルペンルート」でも知られる3,000メートル級の山々が連なる北アルプスの玄関口であり、世界にも誇れる雄大な景観とともに、天然のいけすと呼ばれる水深1,000メートルの富山湾で獲れる海の幸、名水に育まれた米をはじめとする農作物などが自慢の高低差4,000メートルの多様な自然に恵まれた住みよい市です。市街の中心部は、富山城址公園を中心に城下町の面影を残しながら近代都市として整備され、公園内の富山城は郷土博物館になっており、天守展望台からは市街地の眺望を楽しむことができます。市の中心を流れる神通川の上流は神通峡県定公園の指定を受けており、川沿いの道には越中と飛騨を結ぶ旧飛騨街道があり、宿場町や関所の名残が見出され、当時を偲ぶことができます。市の南西にある八尾では毎年9月1日から3日間にわたり、「おわら風の盆」が開催され哀調を帯びた胡弓の音色とおわらの調べが町を包みます。市の北に位置する、路面電車の終着地である岩瀬は、江戸時代から明治時代に日本海で活躍した北前船の寄港地であり、江戸時代後期に多くの富と文化をもたらしました。岩瀬大町は廻船問屋の町並みの名残を現在もとどめています。アルペンルートの玄関口である立山山麓には、スキー場やトレッキングコースなど様々な自然体験施設が整備されており、森林セラピー基地なども話題で、1年を通して豊かな自然を感じることができます。本市は古くから売薬業が発達し、現在も「くすりのまち」として有名です。

自然・科学・芸術の  
欲張りコース

富山駅

車 10分 ↓

科学博物館

車 5分 ↓

ガラス美術館

車 5分 ↓

富山城址公園  
(郷土博物館・  
佐藤記念美術館)

車 5分 ↓

富山駅

石畳の通りと  
おわら曳山にふれる

八尾曳山展示館

徒歩 3分 ↓

諏訪町本通り

徒歩 10分 ↓

八尾おわら資料館

徒歩 5分 ↓

八尾ふらっと館

徒歩 15分 ↓

八尾曳山展示館

ぶり・ノーベル  
出世街道と神通峡に行く

猪谷関所館

車 5分 ↓

常虹の滝

車 5分 ↓

飛越ふれあい  
物産センター  
「林林」

車 10分 ↓

神通峡

車 20分 ↓

風の城

車 15分 ↓

楽今日館

## とやま 散歩

おすすめモデルコース

大山地域

2

有峰湖

1

ぶり・ノーベル  
出世街道と神通峡に行く

### ●歴史・文化・芸術観光スポット

- 25 旧森家住宅
- 26 旧馬場家住宅
- 27 八尾曳山展示館
- 28 八尾おわら資料館
- 29 八尾ふらっと館
- 30 民俗民芸村
- 31 富山県美術館
- 32 水墨美術館
- 33 安田城跡
- 34 中島閘門
- 35 猪谷関所館
- 36 ギャラリー・ミレー
- 37 富山城址公園
- 38 高志の国文学館
- 39 ガラス美術館

### ●学習・体験施設

- 40 富山ガラス工房
- 41 科学博物館
- 42 自然博物館「ねいの里」
- 43 八尾化石資料館「海韻館」
- 44 中央植物園
- 45 ファミリーパーク



観光・物産

富山市くらしの便利帳 発行・編集 富山市市民生活部市民協働相談課（令和5年10月発行）  
令和5年10月1日現在の情報を基に作成しております。

富山市公式  
ホームページ



富山市 LINE  
公式アカウント

